

2025年度

学修要覧

都市生活学部

東京都市大学

大学が提供する学びの機会を活用してください

学長 野城 智也

思う存分学べる学校を作りたいという熱い思いに満ちた学生諸氏が諸方奔走し、教師になってくださる方々、資金など学校の礎を創ってくださる方々を説き伏せて、実際に設立にこぎつけた学校があった、いわば、学生が創業者である学校があったというお話を聞いても、皆さんは夢物語と思うかもしれません。

しかし、いま皆さんが学んでいる、この東京都市大学の前身の一つである武蔵高等工科学校は、まさに、そのような夢物語のような経緯をたどって95年前に設立されました。

本学の創設にかかわった学生諸氏をかりたてたモノは何であったのでしょうか？

それは、自らの人生を切り拓いていくための能力や技術や知識を身につけたい、という思いであったということが、遺された史料からは浮かび上がってきます。

本学が創立された1920年代には、国内外で経済恐慌が頻繁におこただけでなく、1923年には関東大震災がおきています。騒然としていて、明日何が起きるかわからないという気持ちを人々に抱かせるような時代でした。不確実性に満ち満ちた時代を生き抜いていくためには、自らの知を磨いていくしかない、と考えた青年たちがいたとしても、まったく不思議がない状況でした。本学の創設にかかわった学生の面々も、そうした青年の一部であったと想像されます。

いま皆さんをとりまく状況は、1920年代の先輩たちを取り巻いていた状況とは全く異なります。ただ、さまざまな不確実性が未来を覆っているという点においては、95年前と似ています。だとすれば、先輩たちが、激動の時代を自ら磨いた知の力で乗り越え、自らの道を切り拓いていったように、是非、いまの本学の学生諸君も、それぞれの知を磨き、仮に将来、さまざまな困難・課題に直面したとしても、それらを乗り越え、それぞれの道を切り拓いていってほしいと、切望する次第です。

東京都市大学は、皆さんが学んでいくさまざまな機会を提供します。その機会をどれだけ活用できるかは、学生諸君それぞれの取り組み方に大いに依存します。与えられたことをこなしていく受動的な態度では、将来、道を拓いていくだけの知の力を十分に磨いていくことはできません。「自分は如何なる知を磨くのか」を主体的に考え、それをもとに履修計画を練っていくことで、大学が提供する学びの機会の活用度は異なってきます。

この学修要覧は、本学が提供する学びの機会の内容についてとりまとめたデータベースです。このデータベースを参照しながら、どのような知を磨いていくのか、学生諸君が自身で考え、自らの履修計画を主体的に練っていただくことに期待します。



目 次

学長挨拶

学長 野城 智也

東京都市大学

■ 大学概要	3
■ 沿 革	5
■ 学年暦	7
■ 東京都市大学学則	9
■ 関係規程	27
1. 東京都市大学 学位規程	27
2. 東京都市大学 認定留学に関する規程.....	31
3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程.....	33
4. 東京都市大学 授業料等納入規程.....	39
5. 東京都市大学 情報システム利用規則.....	41
6. 学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー.....	43

都市生活学部

■ 人材の養成及び教育研究上の目的.....	47
■ カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー.....	47
■ 都市生活学部について	48
■ 教育課程表	57
■ 履修要綱	63
■ 履修モデル	75
■ 履修系統図	81
■ 資格	83
■ 東京都市大学留学プログラム (TAP・ATAP)	91

関係情報

■ 図書館	95
■ 情報基盤センター	99
■ 学生生活関連	101
■ 大学院環境情報学研究科	107
■ 教職員名簿	109
■ 校舎配置図	117

東京都市大学

TOKYO CITY UNIVERSITY

理念

「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」

——建学の精神“公正”“自由”“自治”を活かしながら新たな発展へ

本学は、“工業教育の理想”を求める学生たちが中心となって創設された、日本においてきわめて稀な、学生の熱意が創り上げた大学です。この建学の精神は、独立自主の思い溢れる学生たちが掲げた、夢と希望のシンボルです。東京都市大学は、この優れた精神を継承しながら、“持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究”を理念とし、新しい時代と社会の要請に応える大学へとさらなる進化を遂げていきます。

東京都市大学	TOKYO CITY UNIVERSITY UNDERGRADUATE DIVISION	入学定員	収容定員
■理工学部	FACULTY OF SCIENCE AND ENGINEERING		
機械工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL ENGINEERING	120	480
機械システム工学科	DEPARTMENT OF MECHANICAL SYSTEMS ENGINEERING	110	440
電気電子通信工学科	DEPARTMENT OF ELECTRICAL, ELECTRONICS AND COMMUNICATION ENGINEERING	150	600
医用工学科	DEPARTMENT OF MEDICAL ENGINEERING	60	240
応用化学科	DEPARTMENT OF APPLIED CHEMISTRY	75	300
原子力安全工学科	DEPARTMENT OF NUCLEAR SAFETY ENGINEERING	45	180
自然科学科	DEPARTMENT OF NATURAL SCIENCES	60	240
		620	2,480
■建築都市デザイン学部	FACULTY OF ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		
建築学科	DEPARTMENT OF ARCHITECTURE	120	480
都市工学科	DEPARTMENT OF URBAN AND CIVIL ENGINEERING	100	400
		220	880
■情報工学部	FACULTY OF INFORMATION TECHNOLOGY		
情報科学科	DEPARTMENT OF COMPUTER SCIENCE	100	400
知能情報工学科	DEPARTMENT OF INTELLIGENT SYSTEMS	80	320
		180	720
■環境学部	FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES		
環境創生学科	DEPARTMENT OF RESTORATION ECOLOGY AND BUILT ENVIRONMENT	90	360
環境経営システム学科	DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL MANAGEMENT AND SUSTAINABILITY	90	360
		180	720
■メディア情報学部	FACULTY OF INFORMATICS		
社会メディア学科	DEPARTMENT OF SOCIOLOGY AND MEDIA STUDIES	90	360
情報システム学科	DEPARTMENT OF INFORMATION SYSTEMS	100	400
		190	760
■デザイン・データ科学部	FACULTY OF DESIGN AND DATA SCIENCE		
デザイン・データ科学科	DEPARTMENT OF DESIGN AND DATA SCIENCE	100	400
■都市生活学部	FACULTY OF URBAN LIFE STUDIES		
都市生活学科	DEPARTMENT OF URBAN LIFE STUDIES	160	640
■人間科学部	FACULTY OF HUMAN LIFE SCIENCES		
人間科学科	DEPARTMENT OF HUMAN LIFE SCIENCES	100	400
		1,750	7,000

■世田谷キャンパス【理工学部】【建築都市デザイン学部】【情報工学部】【都市生活学部】【人間科学部】
【総合理工学研究科】【環境情報学研究科（都市生活学専攻）】

〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1-28-1

■横浜キャンパス【環境学部】【メディア情報学部】【デザイン・データ科学部】

【環境情報学研究科（都市生活学専攻以外の専攻）】【情報データ科学研究科 ※2025年9月開設予定】

〒224-8551 神奈川県横浜市都筑区牛久保西3-3-1

■原子力研究所 [王禅寺キャンパス]

〒215-0013 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971

東京都市大学 大学院	TOKYO CITY UNIVERSITY GRADUATE SCHOOL	課程	博士前期課程		博士後期課程	
		定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
■総合理工学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INTEGRATIVE SCIENCE AND ENGINEERING		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
機械専攻	MECHANICS		85	170	10	28
電気・化学専攻	ELECTRICAL ENGINEERING AND CHEMISTRY		110	220	12	32
共同原子力専攻	COOPERATIVE MAJOR IN NUCLEAR ENERGY		15	30	4	12
自然科学専攻	NATURAL SCIENCES		20	40	2	6
建築都市デザイン専攻	ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN		90	180	12	32
情報専攻	INFORMATICS		80	160	10	28
			400	800	50	138
■環境情報学研究科	GRADUATE SCHOOL OF ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
環境情報学専攻	ENVIRONMENTAL AND INFORMATION STUDIES		62	124	6	14
東京都市大学・エディスコワン大学 国際連携環境融合科学専攻	INTERNATIONAL COLLABORATIVE PROGRAM OF TRANSDISCIPLINARY SCIENCES FOR SUSTAINABILITY BETWEEN TOKYO CITY UNIVERSITY AND EDITH COWAN UNIVERSITY		5	10	-	-
都市生活学専攻	URBAN LIFE STUDIES		18	36	6	14
			85	170	12	28
※以下「情報データ科学研究科」は、2025年9月開設予定						
■情報データ科学研究科	GRADUATE SCHOOL OF INFORMATION AND DATA SCIENCES		MASTER'S COURSE		DOCTOR'S COURSE	
情報データ科学専攻	INFORMATION AND DATA SCIENCES		20	20	5	5
			485 (505)	970 (990)	62 (67)	166 (171)

()内の数字は、情報データ科学研究科の人数を含む合計数

付属施設等	大学	共通教育部 FACULTY OF LIBERAL ARTS AND SCIENCES	世田谷・横浜キャンパス
	大学	図書館 LIBRARY	世田谷・横浜キャンパス
	大学	総合研究所 ADVANCED RESEARCH LABORATORIES	世田谷キャンパス
	大学	情報基盤センター INFORMATION TECHNOLOGY CENTER	世田谷・横浜キャンパス
	理工学部	原子力研究所 ATOMIC ENERGY RESEARCH LABORATORY	王禅寺キャンパス

沿革

東京都市大学は、昭和4年に創設された武蔵高等工科学校をその母体として発展してきたもので、その沿革は次の通りである。昭和24年に学制改革により武蔵工業大学に昇格した本学は、公正・自由・自治を建学の精神とし、実学の充実に力点を置いた教育と、実践的かつ先駆的な研究活動で、わが国の工業教育に尽瘁してきた。平成21年には東京都市大学と改称し、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とした、科学技術から生活福祉までの幅広い領域を網羅する大学として現在に至っている。

- 昭和 4年 9月 □武蔵高等工科学校として創設 □電気工学科，土木工学科，建築工学科の3学科を開設
- 昭和 5年 4月 □建築工学科を建築学科と改称
- 昭和 9年 4月 □機械工学科を増設，計4学科となる
- 昭和17年 4月 □実業学校令，専門学校令による武蔵高等工業学校を開設 □機械工学科，電気工学科，土木工学科，建築工学科の4学科を設置
- 昭和19年 4月 □武蔵工業専門学校と改称 □機械科，電気科，建築科，土木科とし，同時に電気通信科を増設，計5科となる
- 昭和24年 4月 □武蔵工業大学に昇格 □工学部機械工学科，電気工学科，建設工学科の3学科を設置 □学長に赤野正信が就任
- 昭和25年 4月 □短期大学部機械科，電気科，建設科の3科を併設
- 昭和27年 4月 □学長に荒川大太郎が就任
- 昭和29年11月 □理事長に五島慶太が就任
- 昭和30年 5月 □学長に元東京工業大学長・大阪帝国大学総長工学博士八木秀次が就任
- 同 6月 □学校法人東横学園を合併して学校法人名を五島育英会と改称
- 昭和32年 4月 □工学部に電気通信工学科を増設，建設工学科を建築工学科，土木工学科に分離し，工学部は計5学科となる
- 昭和34年 4月 □工学部に生産機械工学科，経営工学科を増設，工学部は計7学科となる
- 同 9月 □理事長に五島昇が就任
- 昭和35年 4月 □原子力研究所発足 □学長に前静岡大学長工学博士山田良之助が就任
- 同 10月 □工学部建築工学科を建築学科と改称
- 昭和39年 9月 □五島育英会々長に五島昇が就任 □理事長に唐沢俊樹が就任
- 昭和40年 4月 □工学部機械工学科と生産機械工学科を合併，新たに機械工学科とし，工学部は計6学科となる
- 昭和41年 4月 □大学院工学研究科修士課程機械工学専攻，生産機械工学専攻，電気工学専攻，建築学専攻の4専攻を開設
- 昭和42年 5月 □理事長に星野直樹が就任
- 昭和43年 3月 □短期大学部を廃止
- 同 4月 □大学院工学研究科修士後期課程機械工学専攻，生産機械工学専攻，電気工学専攻，建築学専攻の4専攻を開設
- 昭和44年 4月 □工学部電気通信工学科を電子通信工学科と改称
- 昭和47年 4月 □大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を増設，大学院工学研究科修士課程は計5専攻となる
- 昭和49年 3月 □理事長に曾禰益が就任
- 昭和53年 3月 □学長に東京大学名誉教授工学博士石川馨が就任
- 昭和54年10月 □創立50周年 □情報処理センター発足
- 昭和55年 6月 □理事長に五島昇が就任
- 昭和56年 4月 □大学院工学研究科修士後期課程に土木工学専攻を増設，大学院工学研究科修士後期課程は計5専攻となる □大学院工学研究科修士課程に経営工学専攻，原子力工学専攻を増設，大学院工学研究科修士課程は計7専攻となる
- 同 6月 □会長に五島昇が就任 □理事長に山田秀介が就任
- 昭和60年 4月 □工学部電気工学科を電気電子工学科と改称
- 平成元年 9月 □学長に本学教授工学博士古浜庄一が就任
- 平成 4年 4月 □水素エネルギー研究センター発足
- 平成 6年 5月 □理事長に堀江音太郎が就任
- 平成 9年 4月 □環境情報学部環境情報学科を開設，大学は計2学部となる □工学部に機械システム工学科，電子情報工学科，エネルギー基礎工学科を増設，工学部は計9学科となる □情報メディアセンター発足
- 平成10年 9月 □学長に東京大学名誉教授・埼玉大学名誉教授工学博士堀川清司が就任
- 同 10月 □環境情報学部が国際規格「環境マネジメントシステムISO 14001」の認証を取得
- 平成11年 4月 □エネルギー環境技術開発センター発足
- 平成12年 4月 □産官学交流センター発足
- 同 5月 □理事長に秋山壽が就任
- 平成13年 4月 □大学院環境情報学研究科修士課程環境情報学専攻を開設，大学院は計2研究科となる □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程生産機械工学専攻を機械システム工学専攻と改称
- 平成14年 4月 □大学院工学研究科修士課程及び博士後期課程土木工学専攻を都市基盤工学専攻と改称，大学院工学研究科修士課程原子力工学専攻をエネルギー量子工学専攻と改称 □工学部土木工学科を都市基盤工学科，経営工学科をシステム情報工学科とそれぞれ改称 □環境情報学部に情報メディア学科を増設，環境情報学部は計2学科となる □生涯学習センター発足
- 平成15年 3月 □14号館（サクラセンター＃14（新体育館・食堂））完成
- 平成15年 4月 □大学院工学研究科修士後期課程にエネルギー量子工学専攻を増設，大学院工学研究科修士後期課程は計6専攻となる □工学部電気電子工学科を電気電子情報工学科，電子情報工学科をコンピュータ・メディア工学科，エネルギー基礎工学科を環境エネルギー工学科とそれぞれ改称
- 同 5月 □理事長に山口裕啓が就任
- 平成16年 4月 □総合研究所発足

- 同 9月 □学長に本学教授工学博士中村英夫が就任
- 同 10月 □創立75周年 □9号館（新図書館）完成
- 平成17年 4月 □大学院環境情報学研究科博士後期課程環境情報学専攻を開設
- 平成18年 4月 □大学院工学研究科修士課程経営工学専攻の学生募集を停止，修士課程及び博士後期課程にシステム情報工学専攻を開設 □大学院全専攻に博士後期課程が設置されたため修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる
- 同 8月 □4号館（新建築学科棟）完成
- 平成19年 4月 □知識工学部情報科学科，情報ネットワーク工学科，応用情報工学科の3学科を開設，大学は計3学部となる □工学部に生体医工学科を増設，工学部の電子通信工学科，コンピュータ・メディア工学科，システム情報工学科の学生募集を停止，電気電子情報工学科を電気電子工学科，都市基盤工学科を都市工学科とそれぞれ改称，工学部は計7学科となる
- 同 12月 □室蘭工業大学と包括連携協定を締結
- 平成20年 3月 □昭和大学，多摩美術大学と包括連携協定を締結
- 同 4月 □工学部に原子力安全工学科を増設，工学部は計8学科となる □工学部環境エネルギー工学科をエネルギー化学科と改称
- 平成21年 4月 □同一法人内の東横学園女子短期大学と統合し，大学名称を東京都市大学と改称 □都市生活学部都市生活学科，人間科学部児童学科を開設，大学は計5学部となる □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程電気工学専攻の学生募集を停止，電気電子工学専攻，生体医工学専攻，情報工学専攻を開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計9専攻となる □知識工学部に自然科学科を増設，応用情報工学科を経営システム工学科と改称，知識工学部は計4学科となる
- 同 6月 □2号館（生体医工学科棟）完成
- 平成22年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程エネルギー量子工学専攻の学生募集を停止，エネルギー化学専攻を開設，共同原子力専攻を早稲田大学と共同で開設，大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程は計10専攻となる
- 平成23年 4月 □大学院工学研究科博士後期課程及び博士前期課程都市基盤工学専攻を都市工学専攻と改称 □工学部及び知識工学部の情報処理センター，環境情報学部の情報メディアセンターを改編し，情報基盤センター発足
- 平成23年 5月 □理事長に安達功が就任
- 平成24年 4月 □共通教育部を設置
- 平成25年 4月 □大学院環境情報学研究科に修士課程都市生活学専攻を増設，大学院博士前期課程の呼称を修士課程に変更 □環境情報学部環境情報学科及び情報メディア学科の学生募集停止，環境学部環境創生学科，環境マネジメント学科，メディア情報学部社会メディア学科，情報システム学科を新設，大学は計6学部18学科となる □工学部生体医工学科を医用工学科と改称，知識工学部情報ネットワーク工学科を情報通信工学科と改称
- 同 9月 □学長に東京大学名誉教授・前独立行政法人科学技術振興機構理事長 理工学博士 北澤宏一が就任
- 平成26年 1月 □1号館完成
- 平成27年 1月 □学長に本学副学長工学博士三木千壽が就任
- 平成30年 4月 □大学院工学研究科を総合理工学研究科と改称，博士後期課程及び修士課程機械工学専攻を機械専攻に改称，電気電子工学専攻を電気・化学専攻に改称，建築学専攻を建築・都市専攻に改称，情報工学専攻を情報専攻に改称，機械システム工学専攻，生体医工学専攻，都市工学専攻，システム情報工学専攻，エネルギー化学専攻の学生募集を停止，総合理工学研究科は計5専攻となる □6号館（研究実験棟）完成
- 同 5月 □理事長に高橋遠が就任
- 平成31年 4月 □工学部電気電子工学科を電気電子通信工学科と改称，知識工学部経営システム工学科を知能情報工学科と改称，環境学部環境マネジメント学科を環境経営システム学科と改称，知識工学部情報通信工学科の学生募集停止，大学は計6学部17学科となる □国際学生寮完成
- 令和元年10月 □創立90周年
- 令和2年 4月 □工学部を理工学部と改称，工学部建築学科及び都市工学科の学生募集停止，理工学部に自然科学科を増設，理工学部は計7学科となる □知識工学部を情報工学部と改称，知識工学部自然科学科の学生募集停止，情報工学部は計2学科となる □建築都市デザイン学部建築学科，都市工学科の2学科を開設，大学は計7学部17学科となる □大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程自然科学専攻を増設，大学院総合理工学研究科博士後期課程及び修士課程は計6専攻となる
- 令和3年 4月 □大学院環境情報学研究科に博士後期課程都市生活学専攻を開設，大学院修士課程の呼称を博士前期課程に変更，大学院博士後期課程及び博士前期課程は計2研究科・8専攻となる □理工学部エネルギー化学科を応用化学科と改称
- 同 5月 □理事長に泉康幸が就任
- 令和4年 1月 □7号館完成
- 令和5年 4月 □人間科学部児童学科を人間科学科と改称，デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科を開設，大学は8学部18学科となる
- 令和6年 1月 □学長に本学教授工学博士野城智也が就任
- 同 4月 □総合理工学研究科建築・都市専攻を建築都市デザイン専攻と改称 □大学院環境情報学研究科に東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻 博士前期課程を開設，環境情報学研究科は計3専攻となる
- 同 5月 □理事長に渡邊功が就任
- 同 8月 □10号館完成

2025年度 学年暦

- ◆下表の白抜き部分が授業開講日です。
- ◆入試は全て予定であり、2026年度「入試大綱」の決定に基づき変更になる場合があります。
- ◆本学年暦は、学則第22条第2項の規定に基づくクォーター制の導入を示すものであるとともに、同条第3項の規定に伴う各クォーターの始期及び終期を定めるものです。

2025年度 前期							
	月	火	水	木	金	土	日
4月		1	入学式	オリエンテーション			6
	Wセミナー	フレッシュヤーズ キャンプ		10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	祝日 授業日	30	1	2	3 祝日	4 祝日
5月	5 祝日	6 振替休日	7	8 PM体育祭	9 体育祭	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	※休校 振替日
6月	2	3	振替 休校	5 試験	6 試験	7 試験	試験 予備日
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	※休校 振替日
	祝日 授業日	22	23	24	25	26	試験 予備日
	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験	1 試験	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11 祝日	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13 準備日	横浜祭
	横浜祭 祝日	16 片付日	17	18	後期オリ エンテー ション	入学式 学位 授与式	

2025年度 後期								
	月	火	水	木	金	土	日	
9月								21
	22	祝日 授業日	24	25	26	27	28	
	29	30	1	2	3	4	5	
10月	6	7	8	9	10	11	12	
	13 祝日	振替 休校	15	16	創立 記念日 授業日	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
11月	27	28	29	30	準備日 振替休校	世田 谷祭		
	片付日 祝日	4	振替 休校	振替 休校	7	8	※休校 振替日	
	10	11	12	13	14	15	試験 予備日	
12月	17	18 試験	19 試験	20 試験	21	22	23 祝日	
	祝日 授業日	25	26	27	28	29	30	
	1	2	3	4	5	6	7	
2026 1月	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31	1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	※休校 振替日	
2月	12 祝日	13	14	15	16	共通 テスト		
	19	20	21	22	23	24	試験 予備日	
	26	27 試験	28 試験	29 試験	30 試験	31 試験	1	
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11 祝日	12	13	14	15	
3月	16	17	18	19	20	21	22	
	23 祝日	24	25	26	27	28	1	
	2	3	4	5	6	7	8	
	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	学位 授与式	20 祝日	21	22	
23	24	25	26	27	28	29		
30	31							

祝日授業日一覧	
祝日だが授業(試験・行事)を実施	振替休校日
4月29日(火)	6月4日(水)
7月21日(月)	10月14日(火)
9月23日(火)	10月31日(金)
10月17日(金)	11月5日(水)
11月24日(月)	11月6日(木)

祝日授業日
祝日だが授業を行う日があり、その振替で休校とする日があります。

※休校振替日
台風等で休校が発生し振替が必要な場合に、授業を行う予備日です。

	学部	大学院	主要行事	日程
前 期	全学		年度開始	4月1日(火)
	全学		入学式	4月2日(水)
	全学		前期オリエンテーション	4月3日(木)~4月5日(土)
	横浜キャンパス		学生定例健康診断	4月1日(火)~4月4日(金)
	世田谷キャンパス		学生定例健康診断	4月4日(金)~4月14日(月)
	全1年	—	ウォーミングアップセミナー	4月7日(月)
	全1年	—	フレッシュヤーズ・キャンプ: 休講	4月8日(火)、4月9日(水)
	全学		前期履修登録期間	4月14日(月)~4月16日(水)
	—	院全学※	学位論文主題等届出締切日 ※対象: 博士前2年次・博士後5年次	4月18日(金)
	全学		履修確認期間	4月22日(火)、4月23日(水)
	全学		体育祭	5月8日(木)、5月9日(金)
	全学		前期前半末試験(前期前半でクォーター開講する授業の試験)	6月5日(木)~6月7日(土) ※6月8日(日)は試験予備日とする
	全学		オープンキャンパス(オンライン入試説明会)	6月8日(日)
	—	入試	大学院入学試験(A日程)/総合理工学研究科	6月11日(水)
	—	入試	大学院入学試験(A日程・後学期Ⅱ期入試)/環境情報学研究科	6月11日(水)
	—	入試	大学院入学試験(A日程・後学期Ⅱ期入試)/情報データ科学研究科	6月11日(水)
	全学		前期後半開講科目履修変更期間	6月12日(木)、6月13日(金)
	全学		OPEN MISSION	6月15日(日)
	—	入試	大学院入学試験(後学期Ⅱ期入試)/総合理工学研究科	6月20日(金)、6月21日(土)
	全学		前期末試験	7月28日(月)~8月1日(金) ※7月27日(日)は試験予備日とする
	全学		夏期休業	8月2日(土)~9月20日(土)
	全学		オープンキャンパス	8月3日(日)、8月4日(月)
	全学		OPEN MISSION	8月5日(火)
	全学	—	転学部・転学科試験	詳細は決まり次第ポータルサイトでお知らせします
	—	入試	大学院入学試験(B日程)/総合理工学研究科	8月27日(水)~8月29日(金)
	—	入試	大学院入学試験(B日程)/環境情報学研究科	8月28日(木)
	—	入試	大学院入学試験(B日程)/情報データ科学研究科	8月28日(木)
	全学 (横浜キャンパス)		東京都市大学横浜祭/オープンキャンパス	9月14日(日)、9月15日(月)
	全学		東京都市大学横浜祭片付日	9月16日(火)
	全学		後期オリエンテーション	9月19日(金)
全学		後学期入学式/学位授与式	9月20日(土)	
全学		後期履修登録期間	9月24日(水)~9月26日(金)	
全学		履修確認期間	10月2日(木)、10月3日(金)	
入試	—	総合型選抜(1段階選抜制)	10月4日(土)	
全学		創立記念日	10月17日(金)	
—	院環※	学位請求書・学位論文等の提出に関するガイダンス※対象: 環学/博士前2年次	10月24日(金)	
入試	—	総合型選抜(2段階選抜制)等	10月25日(土)	
全学 (世田谷キャンパス)		東京都市大学世田谷祭/オープンキャンパス	11月1日(土)、11月2日(日)	
全学		東京都市大学世田谷祭片付日(振替休校)	11月3日(月)	
全学		後期前半末試験(後期前半でクォーター開講する授業の試験)	11月18日(火)~11月20日(木) ※11月16日(日)は試験予備日とする	
—	院全学※	学位論文提出締切日 ※対象: 博士後5年次	11月21日(金)	
入試	—	学校推薦型選抜等	11月22日(土)	
全学		後期後半開講科目履修変更期間	11月26日(水)、11月27日(木)	
入試	—	特別選抜・編入学試験等	12月6日(土)	
全学		冬期休業	12月26日(金)~1月9日(金)	
入試	—	大学入学共通テスト: 休講	1月17日(土)、1月18日(日)	
—	院全学※	学位請求書・学位論文等提出締切日 ※対象: 博士前2年次・博士後5年次	1月22日(木)	
全学		学年末試験	1月27日(火)~1月31日(土) ※1月25日(日)は試験予備日とする	
全学		春期休業	2月1日(日)~3月31日(火)	
入試	—	一般選抜(前期)	2月1日(日)~2月3日(火)	
入試	—	一般選抜(前期理工系探究型)等	2月4日(水)	
—	入試	大学院入学試験(C日程)/総合理工学研究科	2月13日(金)、2月16日(月)、2月17日(火)	
—	入試	大学院入学試験(C日程)/環境情報学研究科	2月16日(月)	
—	入試	大学院入学試験(C日程)/情報データ科学研究科	2月16日(月)	
入試	—	一般選抜(中期)	2月20日(金)	
入試	—	一般選抜(後期)	3月4日(水)	
入試	—	共通テスト利用入試(後期)	3月4日(水)	
全学		学位授与(博士・修士・学士)資格認定者発表日	3月12日(木)	
全学		学位授与式	3月19日(木)	
全学		年度終了	3月31日(火)	

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学は、学校教育法に基づき、豊かな教養を授け、深く専門の学術を教授研究し、もって文化の向上に寄与するとともに、人類福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本大学は、前条の措置に加え、本大学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

2 本大学は、前条の点検及び評価の結果並びに前項の評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(名称)

第2条 本大学は、東京都市大学と称する。

(位置)

第3条 本大学は、東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号に置く。

第2章 組織

(学部、学科及び収容定員)

第4条 本大学に、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、デザイン・データ科学部、都市生活学部及び人間科学部を置く。

2 各学部における学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	120	480
	機械システム工学科	110	440
	電気電子通信工学科	150	600
	医用工学科	60	240
	応用化学科	75	300
	原子力安全工学科	45	180
	自然科学科	60	240
	計	620	2,480
建築都市デザイン学部	建築学科	120	480
	都市工学科	100	400
	計	220	880
情報工学部	情報科学科	100	400
	知能情報工学科	80	320
	計	180	720
環境学部	環境創生学科	90	360
	環境経営システム学科	90	360
	計	180	720
メディア情報学部	社会メディア学科	90	360
	情報システム学科	100	400
	計	190	760
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	100	400
都市生活学部	都市生活学科	160	640
人間科学部	人間科学科	100	400
合 計		1,750	7,000

(人材の養成及び教育研究上の目的)

第4条の2 第1条を実現するため、各学部と学科における人材の養成及び教育研究上の目的を別表6に定める。

(3つのポリシー)

第4条の3 本大学は、以下の方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
 - (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (3) 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項の方針は、別に定める。

(共通教育部)

第4条の4 本大学に、共通教育部を置く。

- 2 共通教育部に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第5条 本大学に、大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第6条 本大学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(学生部)

第7条 本大学に、学生部を置く。

- 2 学生部に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

第8条 本大学に、以下の附属施設を置く。

- (1) 総合研究所
 - (2) 情報基盤センター
- 2 理工学部に、原子力研究所を置く。
 - 3 附属施設に関する規程は、別に定める。

(附属学校)

第9条 本大学に、次の附属学校を置く。

- (1) 附属高等学校
 - (2) 附属中学校
 - (3) 等々力高等学校
 - (4) 等々力中学校
 - (5) 塩尻高等学校
 - (6) 附属小学校
 - (7) 二子幼稚園
- 2 附属学校の学則は、別に定める。

第3章 職員

(教育研究実施組織)

第10条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員及び事務職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長を置くことができる。
- 3 学長及び副学長に関する規程は、別に定める。
- 4 各学部に、学部長を置く。
- 5 学部長に関する規程は、別に定める。

(教員資格)

- 第11条** 各学科の教育課程上主要と認める授業科目は、各専門分野につき資格を有する専任の教授、准教授、講師又は助教が担当する。
- 2 各学科の授業科目を担当する教員の資格基準及び資格審査に関し必要な規程は、別に定める。

第4章 大学協議会及び教授会

(大学協議会)

- 第12条** 本大学に、大学協議会を置き、学長の求めに応じ、本大学の運営に関する重要事項を審議する。
- 2 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

- 第13条** 各学部に、教授会を置く。
- 2 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べる。
- (1) 当該学部における学生の入学、卒業及び学位授与に関すること。
- (2) 当該学部における教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。
- 6 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目の区分)

- 第14条** 理工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、理工学基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
- 2 建築都市デザイン学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、学部基盤科目、専門科目に区分する。
- 3 情報工学部にあつては、授業科目を教養科目、体育科目、外国語科目、情報工学基盤科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
- 4 環境学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)に区分する。
- 5 メディア情報学部にあつては、授業科目を基礎科目(体育科目・外国語科目・教養科目)、専門基礎科目、専門科目(学科基盤科目・学科専門科目)、並びに教科及び教職に関する科目に区分する。
- 6 デザイン・データ科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、専門基礎科目、専門応用科目に区分する。
- 7 都市生活学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目に区分する。
- 8 人間科学部にあつては、授業科目を教養科目、外国語科目、体育科目、専門基礎科目、専門科目並びに教科及び教職に関する科目に区分する。

(修業年限及び履修単位等)

第15条 本大学の修業年限は、4年とし、学生は、次の区分に従って所定の単位数以上を修得しなければならない。

理工学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
理工学基礎科目	31単位
専門科目	60単位
小 計	110単位
自由選択 ※	14単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して14単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 建築学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	66単位
小 計	115単位
自由選択 ※	9単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して9単位以上修得しなければならない。

建築都市デザイン学部 都市工学科

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
学部基盤科目	30単位
専門科目	60単位
小 計	109単位
自由選択 ※	15単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して15単位以上修得しなければならない。

情報工学部 一般コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	8単位
情報工学基盤科目	33単位
専門科目	60単位
小 計	112単位
自由選択 ※	12単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

情報工学部 国際コース

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
体育科目	1単位
外国語科目	12単位
情報工学基盤科目	33単位
専門科目	60単位
小 計	116単位
自由選択 ※	8単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

環境学部

区 分	卒 業 要 件	
基礎科目	外国語科目	8単位
	体育科目	1単位
	教養科目	10単位
小 計	19単位	
専門基礎科目	34単位	
小 計	34単位	
専門科目	学科基盤科目	60単位
	学科専門科目	
小 計	60単位	
自由選択科目 ※	11単位	
合 計	124単位	

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して11単位以上修得しなければならない。

メディア情報学部

区 分	卒 業 要 件	
基礎科目	外国語科目	8単位
	体育科目	1単位
	教養科目	10単位
小 計	19単位	
専門基礎科目	33単位	
小 計	33単位	
専門科目	学科基盤科目	60単位
	学科専門科目	
小 計	60単位	
自由選択科目 ※	12単位	
合 計	124単位	

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して12単位以上修得しなければならない。

デザイン・データ科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	12単位
外国語科目	14単位
専門基礎科目	50単位
専門応用科目	40単位
小 計	116単位
自由選択 ※	8単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して8単位以上修得しなければならない。

都市生活学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	10単位
外国語科目	8単位
体育科目	1単位
専門基礎科目	39単位
専門科目	53単位
小 計	111単位
自由選択 ※	13単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して13単位以上修得しなければならない。

人間科学部

区 分	卒 業 要 件
教養科目	6単位
外国語科目	8単位
体育科目	2単位
専門基礎科目	32単位
専門科目	58単位
小 計	106単位
自由選択 ※	18単位
合 計	124単位

※自由選択として、各区分の卒業要件を越える分を合算して18単位以上修得しなければならない。

- 2 学部の定めるところにより、他学部、他学科で開設する指定授業科目を履修したときは、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 3 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、60単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 4 環境学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ事例研究（1）に着手することができない。
- 5 メディア情報学部の学生は、2年以上在学し、66単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 6 デザイン・データ科学部の学生は、2年以上在学し、50単位以上を修得しなければ3年次に進級することができない。
- 7 理工学部、建築都市デザイン学部及び情報工学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ4年次に進級することができない。
- 8 都市生活学部及び人間科学部の学生は、3年以上在学し、100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 9 環境学部の学生は、3年以上在学し、事例研究（1）及び事例研究（2）を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 10 メディア情報学部の学生は、3年以上在学し、事例研究を含む100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。
- 11 デザイン・データ科学部の学生は、3年半以上在学し、110単位以上を修得しなければキャップストーンプロジェクトに着手することができない。

(在学年数及び在学年限)

第16条 本大学及び前条における在学年数とは、本大学入学後の年数とする。

2 編入学又は転入学した者の在学年数は、前項の在学年数に以下の年数を加えたものとする。

- (1) 2年次入学の場合は1年
- (2) 3年次入学の場合は2年

3 転学部又は転学科した者の在学年数は、転学部又は転学科の学年次にかかわらず、第1項による。

4 再入学した者の在学年数は、第1項の在学年数に再入学する前の在学年数を加えたものとする。

5 休学期間は、在学年数に含めない。

6 在学年数は、8年を超えることができない。

7 理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、メディア情報学部及びデザイン・データ科学部については、2年次までの在学年数は、4年を超えることができない。

(科目の履修届出)

第17条 学生は、履修しようとする科目について、所定の届出をしなければならない。

(教育課程、単位の計算方法及び授業の方法)

第18条 第4条の3に定める卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、体系的に編成した各学部各学科の教育課程、授業科目の単位数及び授業時間数は、別表1のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

2 本条に規定する各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせ45時間とし、次の標準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習、製図及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究は、30時間をもって1単位とするが、内容を考慮して定める。

3 本条に規定する各授業科目の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、この授業において修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(各授業科目の授業期間)

第18条の2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(編入学者等の既修得単位の認定)

第19条 学生が本大学の学部編入学又は転入学する前に、大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が転学部又は転学科する前に所属した学部・学科において履修した授業科目について修得した単位を、転学部又は転学科後の学部・学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の単位認定は当該学部教授会の議を経て行うものとする。

(教育職員の免許状)

第20条 教育職員免許状の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類 (教科)
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	機械システム工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 技術)
	電気電子通信工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科, 技術)
	医用工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科)
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状 (理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (理科, 技術)
	原子力安全工学科	高等学校教諭一種免許状 (理科, 工業) 中学校教諭一種免許状 (理科, 技術)
	自然科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 理科) 中学校教諭一種免許状 (数学, 理科)
情報工学部	情報科学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状 (数学, 情報) 中学校教諭一種免許状 (数学)
メディア情報学部	社会メディア学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
人間科学部	人間科学科	幼稚園教諭一種免許状

3 教科及び教職に関する科目の単位数及び授業時間数は、別表2のとおりとし、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

(学芸員の資格)

第20条の2 学芸員の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館法及び同施行規則に定められている博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の博物館に関する科目の単位を修得するために開講する科目及びその単位数は、別表1の理工学部自然科学科の専門科目教育課程表に定める。

3 第2項の科目の履修に関する規定は別に定める。

(保育士の資格)

第20条の3 人間科学部人間科学科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、児童福祉法及び同法施行規則に定められている所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士養成課程の単位数、授業時間数、履修の順序、その他履修方法は、別に定める。

第6章 学年及び休業

(学年)

第21条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第22条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期を2つの期間（以下「クォーター」という。）に分けることができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 10月17日

(4) 夏期休業日 7月26日から9月20日まで

(5) 冬期休業日 12月15日から翌年1月10日まで

2 学長は、必要に応じ当該学部教授会の議を経て、臨時に前項に定める休業日を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第7章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学1年次に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) その他本大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第26条 入学志願者は、指定の期間内に、入学検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

2 入学志願の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(入学者選抜)

第27条 入学者の選抜は、第4条の3に定める入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。

2 入学者選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第28条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、本大学の定める入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 入学手続きに関し、必要な事項は別に定める。

(編入学及び転入学)

第29条 次の各号の一に該当する者が編入学又は転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

- (1) 大学(外国の大学を含む。)を卒業した者
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 短期大学(外国の短期大学を含む。)を卒業した者
 - (4) 我が国において、外国の短期大学相当として指定した外国の学校の課程を修了した者(第25条に定める入学資格を有する者に限る。)
 - (5) 高等専門学校を卒業した者
 - (6) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第25条に定める入学資格を有する者に限る。)
 - (7) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程に在学した者(第25条に定める入学資格を有する者に限る。)
- 2 他の大学(外国の大学を含む。)の在学生在が、本大学への転入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第30条 やむをえない事情で本大学を退学した者が再入学を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は許可しない。

(転学部又は転学科)

第31条 本大学の学生が、本大学の他学部への転学部又は同一学部内の他学科への転学科を願い出たときは、定員を考慮し、選考の上、これを許可することがある。

(休学)

第32条 やむを得ない理由により長期にわたって修学することができない者は、その理由を休学願に詳記の上、各学期の始めまでに願い出て休学の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、原則として1学期または1学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、既に許可を得ている休学期間の延長を希望するときは引き続き許可するが、通算して3年を超えることはできない。
- 3 前2項にかかわらず、不慮の傷病等特別な事情により、連続して2ヶ月以上修学できなくなった場合、学期途中であっても証明書類を添付して休学を願い出ることができる。

(退学)

第33条 病気その他やむをえない事情のため、学業を続ける見込みがない者は、その理由を退学願に詳記の上、願い出て退学することができる。

- 2 授業料を納入せずに退学しようとするときは、前学期は4月30日、後学期は10月20日までに願い出なければならない。
- 3 前項により退学した者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する学生があるときは、学長は当該学部教授会の議を経て、除籍する。

- (1) 所定の期日までに授業料等を納入しない者
 - (2) 第16条第6項に定める在学年限に及んでなお卒業できない者
 - (3) 第16条第7項に定める在学年限に及んでなお3年次に進級できない者
- 2 前項第1号により除籍となった者の在籍期間は、第46条に定める授業料等を納入した学期の末日までとする。

(授賞)

第35条 学生で、人物及び学業が優秀な者には授賞することがある。

(懲戒)

第36条 学生で、本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 懲戒に関し必要な規程は、別に定める。

第8章 試験及び卒業

第37条 削除

(科目試験の方法)

第38条 科目試験は、所定の期間内に行う。ただし、試験の他、本大学が定める適切な方法により学修の成果を評価することもできる。

第39条 削除

(受験資格)

第40条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められる規程に従って履修した科目についてのみ、科目試験を受験することができる。

(成績の評価)

第41条 授業科目の成績は、原則として秀、優、良、可及び不可の5級に分け、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(単位の授与)

第42条 科目試験に合格した者には、第18条に掲げる単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第43条 本大学は、教育上有益と認めるときは、協議により他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第44条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業及び学位)

第45条 第15条に定める修業年限を充たし、同条に定める単位を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

2 本大学を卒業した者には、本大学学位規程の定めるところにより以下の学位を授与する。

学部（学科）	学位
理工学部 (機械工学科, 機械システム工学科, 電気電子通信工学科, 医用工学科, 応用化学科, 原子力安全工学科)	学士（工学）
理工学部（自然科学科）	学士（理学）
建築都市デザイン学部	学士（工学）
情報工学部	学士（工学）
環境学部	学士（環境学）
メディア情報学部（社会メディア学科）	学士（社会情報学）
メディア情報学部（情報システム学科）	学士（情報学）
デザイン・データ科学部	学士（学術）
都市生活学部	学士（都市生活学）
人間科学部	学士（人間科学）

3 第1項に係る在学年数については、第16条を準用する。

第9章 入学検定料、入学金及び授業料

(授業料等)

第46条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表3に定める。

2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。

3 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。ただし、入学手続時の授業料については、所定の期日までに入学辞退の届け出があった場合は返還することがある。

4 休学中の授業料等は、別に定める東京都市大学授業料等納入規程によるものとする。

第10章 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別研究生及び特別聴講学生等

(研究生)

第47条 本大学において研究を志望する者は、許可を得て、研究生として入学することができる。研究生は、本大学の指定する教授等の指導を受けるものとする。

(研究生の資格)

第48条 研究生は、本大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者に限る。

(研究生の在学期間)

第49条 研究生の在学期間は、半年又は1カ年とする。ただし、事情によっては期間の延長を認めることがある。

(研究生の授業料等)

第50条 研究生は、別表4に定める入学金及び授業料を納入しなければならない。

(研究生の証明書)

第51条 研究生で、研究について相当の成果を取った者に対しては、研究証明書を授与することがある。

(科目等履修生)

第52条 本大学の授業科目中、特定の科目の履修を希望する者がいるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

(科目等履修生の資格)

第53条 科目等履修生は、履修科目を学修し得る能力のある者に限る。

(科目等履修生の在学期間)

第54条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、事情によっては、期間の延長を認めることがある。

(履修料)

第55条 科目等履修生は、別表5に定める入学検定料、入学金及び履修料を納入しなければならない。

(科目等履修生の証明書)

第56条 科目等履修生で、履修科目の試験に合格した者に対しては、第42条に定める規定を準用し、単位修得証明書を授与する。

(外国人留学生)

第57条 第25条に定める入学資格を有する外国人で、本大学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別研究生)

第57条の2 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別研究生として本大学の指定する教授等の指導を受けさせることがある。

2 特別研究生に関して必要な事項については、別に定める。

(特別聴講学生)

第58条 本大学において、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議により、当該大学等の学生に特別聴講学生として本大学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関して必要な事項については、別に定める。

(規定の準用)

第59条 研究生及び特別研究生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条、第20条、第42条、第43条、第44条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

2 科目等履修生及び特別聴講学生については、本章に規定する場合のほか、第15条、第16条及び第45条を除き、一般学生の規定を準用する。

3 外国人留学生については、第57条に規定するもののほかは一般学生の規定を準用する。

(公開講座)

第59条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項については、別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第60条 本大学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

付 則（令和2年3月13日）

- この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第20条、第45条、第18条別表1、第4条の2別表6））。
- 環境学部及びメディア情報学部の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの間は、次のとおりとする。

学 部	学 科	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境学部	環境創生学科	360	360	360
	環境経営システム学科	300	320	340
	計	660	680	700
メディア情報学部	社会メディア学科	360	360	360
	情報システム学科	370	380	390
	計	730	740	750

付 則（令和2年5月28日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和3年2月16日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した者については、第32条、第33条及び第34条の変更を除き従前どおりとする（一部変更（第15条、第16条、第32条、第33条、第34条、第18条別表1、第20条別表2））。

付 則（令和4年2月15日）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6））。

付 則（令和4年3月23日）

- この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第4条、第14条、第15条、第16条、第20条、第20条の3、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第46条別表3、第4条の2別表6））。
- デザイン・データ科学部デザイン・データ科学科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、令和5年度は100名、令和6年度は200名、令和7年度は300名とする。

付 則（令和5年2月17日）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第1条の2、第4条の4、第10条、第11条、第14条、第15条、第18条、第18条の2、第27条、第38条、第40条、第41条、第45条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第1条の3、第4条の3）、削除（第37条、第39条））。

付 則（令和5年5月29日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第46条別表3））。

付 則（令和6年2月22日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第14条、第15条、第18条別表1、第20条別表2、第4条の2別表6）、追加（第59条の2））。

付 則（令和7年2月21日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前どおりとする（一部変更（第15条、第18条別表1、第20条別表2））。

別表 1 教育課程，授業科目の単位数及び授業時間数（学則第 18 条）

（省略：該当する学部学科の教育課程表頁を参照）

別表 2 教育職員免許状を取得するための教科及び教職に関する科目（学則第 20 条）

（省略：該当する学部学科の教職課程教育課程表頁を参照）

別表 3 入学検定料，入学金及び授業料（学則第 46 条）

科 目	学 部	金 額	備 考
入学検定料	全 学 部	35,000円	大学入学共通テストの成績のみを利用する場合は，18,000円
入 学 金	全 学 部	250,000円	
授 業 料	理 工 学 部 建築都市デザイン学部 情 報 工 学 部	1,512,000円	
	環 境 学 部 メディア情報学部 デザイン・データ科学部	1,326,000円	
	都 市 生 活 学 部	1,230,000円	
	人 間 科 学 部	1,212,000円	

別表 4 研究生の入学検定料，入学金及び授業料（学則第 50 条）

科 目	金 額
入学検定料	6,000円
入 学 金	6,000円
授 業 料	半期分 270,000円

別表 5 科目等履修生の入学検定料，入学金及び履修料（学則第 55 条）

科 目	金 額
入学検定料	12,000円
入 学 金	10,000円
履 修 料	1 単位につき 12,000円

別表6 人材の養成及び教育研究上の目的（学則第4条の2）

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
理工学部		教育理念である「理論と実践」のもと、理工学に関する深い専門性、幅広い教養、豊かな国際性、多様なコミュニケーション能力及び高い倫理観を涵養し、これらの学びを統合させることによって、社会に変革をもたらすための問いを生み出し、社会課題の解決に果敢に挑戦していく研鑽を積むことで、未来を切り拓く探究心、判断力及び実行力を持つ人材の養成を目的とする。
	機械工学科	機械工学の専門知識の修得と実践的学習を通して、工業が自然や人間社会に及ぼす影響に興味と関心を持ち、問題の発見から解決に至る一連の流れを創造して、もの作りができる能力と、社会の多様な問題を解決するためのコミュニケーション能力を向上させることで、社会変革を担える人材の養成を目的とする。
	機械システム工学科	ものづくり、機械工学、電気工学、制御工学の基礎を幅広く学修し、機械システムを設計する実践的な経験を積むことにより、理論的裏付けを持った実践と協働によって次代の多様な社会的要請に応じた機械システムを構築できると同時に、教養、語学力、国際的思考を有し、社会を担う気概と倫理観を持った技術者の養成を目的とする。
	電気電子通信工学科	電気電子通信工学の基礎となる知識を十分に修得した上で、幅広く専門知識を身に付け、さらに学生実験や卒業研究を通して実践的な経験を積むことにより、進化する社会の中で技術者として生き抜く力を養い、現実に即した発想のもと身に付けた知識に基づく理論的裏付けを持った実践によって多彩かつ柔軟に応用できる人材の養成を目的とする。
	医用工学科	工学分野と医学分野の知識及びその活用に必要な基本知識と技能をバランスよく修得し、それらの知識と技能を有機的に融合させて医療及び福祉に貢献する機器や技術の研究開発を実践できる人材、さらには多様な知識を適切に活用して問題の発見と解決ができ、社会の変化に柔軟に対応できる人材の養成を目的とする。
	応用化学科	応用化学に関する系統的な学修、すなわち物質の構造や性質に関連する化学の様々な基礎知識を修得し、化学をベースに新しい物質を創成・利用するための基礎から応用までの専門知識について理解を深め、先進的な研究活動の経験を積むことにより、機能性材料開発、クリーンエネルギー、環境浄化、省資源などの分野で広く活躍できる能力をそなえた人材の養成を目的とする。
	原子力安全工学科	カーボンフリー電源である原子力エネルギー利用のさらなる安全性向上と発電以外の応用技術創造のために、原子核や原子力安全に関する正しい理論の学修と、放射線の取扱いに関する実務を交えた学修によって、原子力・放射線分野の理論及び技術を修得し、高度で専門的な能力を有する技術者の養成を目的とする。
	自然科学科	物理学、化学、生物学、地球科学、天文学及び数学といった自然科学に関する幅広い教育と研究を行うことで、総合的見識、健全な判断力及び理学の発展に寄与する調査分析能力を醸成させるとともに、複雑化し多様化する社会と科学の間の架け橋となり、人類の持続可能な進歩や福祉に貢献する人材の養成を目的とする。
建築都市デザイン学部		建築、社会基盤施設から都市デザインまでをフィールドとして、建築都市の諸問題を解決して、持続的な建築・都市の創造・再生を実現するための学問追求という教育理念に基づき、現実に即したアイデアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市に対する社会の要請に対応できる高い能力をそなえた人材の養成を目的とする。
	建築学科	科学技術が高度に発展した現代において、歴史・文化を踏まえた上で都市・地域を再生し、人間生活や社会機能の高度化・複雑化に対応でき、自然環境と調和できる建築・都市を実現するために、人間としての幅広い教養、建築学に係わる総合的な基礎能力及び応用能力を培い、広く社会の発展に貢献できる建築設計者・建築技術者の養成を目的とする。
	都市工学科	工学の基礎力及びシビルエンジニアリングに関する実務の理解・デザイン能力を含む総合的問題解決能力をそなえた、社会の中核となる人材を育成すること、並びに人間—自然環境—社会システムの健全かつ持続的な共生関係を理解し、安全で快適な都市環境の実現に向けて、都市の構築・維持管理、都市環境の改善・創造、及び災害に強い都市づくりに貢献できるエンジニアの養成を目的とする。

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
情報工学部		高度に発達した情報技術を基盤とした豊かで持続可能な社会の実現に向けて、情報工学に関する基礎から応用までの知識や技術を体系的に身に付けるとともに、それらを現実の問題に適用して解決できる能力を有し、社会が要請する情報システムやサービスを実現して国際社会で活躍できる人材の養成を目的とする。
	情報科学科	情報科学に関する専門知識と応用能力を兼ね備え、技術を総合的に活用したシステムとしてのコンピュータの開発能力を持ち、社会の要請に応えるべく、問題の本質を積極的に解決する能力を身に付けているだけでなく、コンピュータが豊かな社会に貢献するための倫理観をも身に付けている人材の養成を目的とする。
	知能情報工学科	人工知能や人間の知能など様々な知能を統合・活用しながら、IoT技術でビッグデータを収集でき、データサイエンスを駆使して分析し、その結果から解決案や新しい製品、仕組みをデザインし、それを社会に送り出すマネジメント能力を通じて、超スマート社会にイノベーションを起こすことのできる総合的技術者の養成を目的とする。
環境学部		グローバルな視野のもと、地域から地球規模に及ぶ環境問題を科学的に捉え、自然環境と都市環境を調和させることで持続可能な未来社会を創造し、政策科学に立脚した経済システムを環境調和型に転換することによって、カーボンニュートラルの実現、ひいては循環型で持続可能な社会の構築に貢献できる人材の養成を目的とする。
	環境創生学科	持続可能な社会の基盤である生態環境、都市環境及びそれらの相互関係性を理解させるとともに、劣化した自然環境の保全・復元・創造や人間社会にとって安全で快適な都市空間の創造についての理念と方法論を修得させることによって、実社会において持続的な環境を創生できる専門家の養成を目的とする。
	環境経営システム学科	気候変動、廃棄物問題、大気と水の汚染、生物多様性の消失などの現在直面する地球環境問題は、人間の日常生活と事業活動が原因で発生している。このような問題に対処するために、環境経営と環境政策を基軸とする教育と研究を推進し、循環型で持続可能な社会の実現に向けた提案や実践を行うことができる人材の養成を目的とする。
メディア情報学部		人間と情報通信技術の調和による、より良い社会の実現に向けて、人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解した上で、社会的仕組みや情報システムを調査・分析する能力を身に付けるとともに、新しい仕組みやシステムを実現・評価・改善することができる人材の養成を目的とする。
	社会メディア学科	グローバルな諸問題から身近なコミュニケーション問題までを、社会科学的視点から調査分析し、情報メディアを駆使した解決法を編み出し、社会に向けて説得的に提言できる人材、そのために必要な実践力・リサーチ力、デザイン力、コミュニケーション力等をそなえた人材の養成を目的とする。
	情報システム学科	人々が幸福に暮らせる自然環境・社会環境を維持発展していく基盤として、多様なニーズに応える安全で安心な情報システムの実現に向けた諸課題に取り組むことで、優れたシステムを作り上げるとともに、その必要性を戦略的に提言・説明し実現に向けマネジメントできるアセスメント力を持った人材の養成を目的とする。
デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科	定量・定性の両方のデータ科学に関する知識と技術に裏付けられた批判的思考力と論理的思考力、そしてグローバルリテラシーの涵養により、世界のあらゆる「もの」と「こと」を読み解く能力を修得させる。その上で、実社会における多種多様な課題を解決するために、新たな「もの」と「こと」を具体的に、構想・設計・構築、すなわち、デザインできる実践的な専門力を持つ人材の養成を目的とする。
都市生活学部	都市生活学科	都市の経営とデザインに関する企画力を有し、事業の推進及び管理運営を担う構想力・実践力を兼ね備え、都市に関する豊富な知見と国際人として活躍できるコミュニケーションスキルを活用して、魅力的で持続可能な都市生活の創造に資する人材の養成を目的とする。
人間科学部	人間科学科	人間・社会・文化・環境の持続可能な発展に様々な学問の総合をもって取り組む人間科学の理念に基づき、「教育・保育」「発達・心理」「保健・医療」「福祉」「環境」「文化」を含む多様な領域について総合的、複眼的に理解し、現代社会の抱える様々な課題の解決に貢献できる豊かな感性としなやかな知性をそなえた学際性と専門性を持つ、自立した人材の養成を目的とする。

関係規程

1. 東京都市大学 学位規程

制 定 昭和41年 4月 1日
最新改正 令和 6年 4月 1日

東京都市大学 学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学（以下「本学」という。）において授与する学位の種類、論文・特定課題研究報告書審査の方法、最終試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものである。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	専攻分野の名称
学士	工学
	理学
	環境学
	社会情報学
	情報学
	学術
	都市生活学
	人間科学
修士	工学
	理学
	環境情報学
	環境学
	都市生活学
博士	工学
	理学
	環境情報学
	都市生活学

2 前項に規定するもののほか、本学が適当と認めた場合には、博士の学位に付記する専攻分野の名称を学術とすることができる。

(学位授与の基準)

第3条 学士の学位は、本学所定の課程を修め、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与する。

3 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、東京都市大学学則の定めるところにより、修業年限を充たして所定の単位を修得し、当該学部教授会の議を経て卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、東京都市大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。

- 3 前項の規定において、各専攻で特定課題研究報告書の提出を認められた者にあつては、大学院研究科の博士前期課程に所定の期間在学して、30 単位以上を修得し、かつ必要な教育・研究指導を受けた上、本学大学院の行う特定課題についての研究成果等の審査及び最終試験に合格し、博士前期課程を修了した者に授与する。
- 4 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより、大学院研究科の博士後期課程に所定の期間在学して、24 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 5 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、学力試験により、大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 6 第4項の規定にかかわらず、大学院学則の定めるところにより、大学院総合理工学研究科共同原子力専攻博士後期課程にあつては、所定の期間在学して、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位請求の手続)

第5条 博士前期課程において、学位論文又は特定課題研究報告書を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。

- 2 博士後期課程において、学位論文を提出しようとする者は、在学期間中に学位請求書を指導教員を通じて学長に提出するものとする。
- 3 前条第5項の規定により博士の学位を請求する者は、あらかじめ当該研究科委員会の承認を得た上で、学位請求書、論文の内容の要旨、履歴書及び別に定める論文審査料を添え、学位論文を学長に提出しなければならない。

(学位論文・特定課題研究報告書)

第6条 学士の論文は正編1部、修士の論文又は特定課題研究報告書は正編1部及び写2部、博士の論文は正編1部及び写4部とし、自著であることを要する。ただし、参考論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、論文又は特定課題研究報告書の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

(学位論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認)

第7条 修士及び博士の論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認は、大学院学則第23条に定める審査委員会がこれを行う。

- 2 最終試験は、論文又は特定課題研究報告書を中心として、これに関連のある科目及び外国語1種類について行う。
- 3 試験は、口頭又は筆答あるいはこの両者の方法によって行うことができる。
- 4 第4条第5項に基づく学力の確認は、試問の方法により行うものとし、試問は、口頭及び筆答により、専攻学術に関し、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行い、外国語については1種類を課するものとする。
- 5 審査委員会は、前項の規定にかかわらず、学位を請求する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科委員会の承認を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。
- 6 環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワン大学国際連携環境融合科学専攻にあつては、本学及びエディスコワン大学の教員をそれぞれ1名以上含むように審査委員会を構成するものとする。

(専攻内判定)

第7条の2 博士後期課程において、当該研究科の専攻主任は、審査委員会の審査結果に基づき、当該専攻の博士論文指導教員会議に諮って学位を授与するか否かを判定する。

- 2 当該指導教員会議の成立は、構成員の4分の3以上の出席を要し、判定は、無記名投票によって行い出席者の3分の2以上の賛成をもって可とする。ただし、会議に出席することのできない構成員は、委任状又は文書をもって出席者とみなし、判定に加わることができる。

(審査期間)

第8条 修士の論文又は特定課題研究報告書は在学期間中に提出させ、その審査及び最終試験は在学期間中に終了するものとする。

2 博士の論文の審査、最終試験及び学力の確認は、論文を受理したのち、1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査、最終試験及び学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員会は、論文・特定課題研究報告書の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験及び学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は前項の規定にかかわらず、最終試験及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の議決)

第10条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、大学院研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を要する。ただし、出張又は休職中のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

3 学位を授与し得るものとする議決には、出席委員の3分の2以上の賛成を要する。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の議決に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称の使用)

第12条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、授与大学名を付記するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、当該論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第14条 本学において、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該論文の全文を、「東京都市大学審査学位論文」と明記して公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行う。

(学位授与の取り消し)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当する場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法によって学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 学位を授与された者から学位を返上する申し出があった場合は、学長は、当該学部教授会又は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。なお、学位の授与を取り消したときは、学長は、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

3 当該学部教授会又は当該研究科委員会において、前2項の議決を行うには、教授会運営規程及び研究科委員会運営規程の規定にかかわらず、委員総数の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の4分の3以上の賛成を要する。第10条第2項のただし書きの規定は、この場合に準用する。

(学位記の再交付)

第16条 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

(登録)

第17条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告し、学位簿に登録の手続をとらなければならない。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別表のとおりとする。ただし、環境情報学研究科東京都市大学・エディスコワーソン大学国際連携環境融合科学専攻にあつては、学位記の様式をエディスコワーソン大学と締結する協定書等において、定めるものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、各学部教授会、各研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が行う。

[別表：省略]

付 則 (令和4年7月18日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。(一部変更(第2条))。

付 則 (令和4年12月12日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した者については、従前どおりとする。(一部変更(第4条, 第5条, 第5条2項))。

付 則 (令和5年6月19日)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。(一部変更(第15条, 第15条2項, 第15条3項))。

付 則 (令和6年2月19日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した者については、従前どおりとする。(一部変更(第18条))。

2. 東京都市大学 認定留学に関する規程

制 定 平成24年9月13日

東京都市大学 認定留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学における認定留学制度に関して、必要な事項を定めるものとする。

(認定留学の定義)

第2条 この規程において「認定留学」とは、海外にある外国の大学において教育を受けることを教育上有益と認め、留学期間を在学期間に算入することができる制度をいう。

2 前項の「外国の大学」とは、学位授与権を有する外国の大学及び大学院、又は、本学の教授会若しくは研究科委員会（以下、「教授会等」という。）が認めた教育機関をいう。

(出願資格)

第3条 本学学部生及び大学院生とする。ただし、学部生は、本学に1年以上在学していなければならない。

(出願手続)

第4条 認定留学を希望する学生は、原則として出国の3ヶ月前までに、次の書類を所属する学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願
- (2) 留学計画書
- (3) 推薦書（クラス担任、指導教員又は教務委員）
- (4) 同意書（保護者又は保証人）
- (5) 留学先大学の受入承諾書又はそれに相当する書類
- (6) 留学先大学の履修要覧、シラバス
- (7) 語学能力を証明する書類
- (8) その他学部長等が必要と認める書類

(認定留学の許可)

第5条 認定留学の許可は教授会等の議を経て、学長が行う。

(認定留学の期間等)

第6条 認定留学の期間は、半年間又は1年間とする。

- 2 認定留学の期間は、在学期間に算入することができる。
- 3 認定留学の始期は、原則として4月又は、9月とする。

(終了手続)

第7条 認定留学を終了し帰国した学生は、帰国の日から1ヶ月以内に、次の書類を所属する学部長等に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届（パスポートの写しを添付）
- (2) 単位認定願
- (3) 留学先大学が発行した履修科目の成績証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 留学先大学が発行した履修科目の時間数又は単位数を証明する書類
- (5) その他学部長等が必要と認める書類

(単位認定)

第8条 認定留学期間に修得した単位の認定は、学則第43条又は、大学院学則第16条第3項の規定に準ずるものとする。

(科目履修上の特別措置)

第9条 認定留学を許可された学生が通年授業科目を履修する場合、出国年度前期に履修していた科目を次年度後期に継続履修できるものとする。

2 前項に定める特別措置を希望する学生は、出国前に「継続履修願」を所属する学部長等に提出しておかなければならない。

3 所属する学科、専攻の研究指導を要する科目等については、科目担当教員の承諾を得て、学部長等の許可を受けた場合、認定留学中も当該科目の学修を行うことにより、履修したものとみなすことができる。

(認定留学中の授業料等)

第10条 認定留学期間における本学の授業料等は、全額納入しなければならない。

(認定留学許可の取消し)

第11条 次の各号の一に該当する場合、教授会等の議を経て、学長が認定留学を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 学生査証が得られなかった場合
- (3) 学生としての本分に反した場合
- (4) 修学の成果があがらないと認められる場合

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際委員会、教務委員会、各教授会、共通教育部会議及び各研究科委員会の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成24年9月13日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3. 東京都市大学 学生の懲戒に関する規程制 定 平成27年1月19日
最新改正 令和6年3月26日**東京都市大学 学生の懲戒に関する規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都市大学学則及び東京都市大学大学院学則に規定する懲戒に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用等)

第2条 この規程は、本大学及び本大学院に在籍する学生に適用する。

2 学生には、研究生及び科目等履修生等を含む。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 譴責 学生の行った非違行為を戒め、事後の反省を求めため反省文を徴するとともに、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により説諭すること。
- (2) 停学 無期又は一定の期間、出校を認めず、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止すること。
- (3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。

(教育的措置)

第4条 学長は、前条に定める懲戒のほか、懲戒に至らないと判断した行為に対し、当該行為の反省を促すための教育的措置を行うことができる。

- 2 教育的措置は、学長の委任を受けた者が嚴重注意を口頭により行うことをいう。
- 3 学長は、前項の措置に加えて、反省文の提出、奉仕活動等を命ずることができる。

(試験等において不正行為を行った者への懲戒)

第5条 大学内で実施される試験等における不正行為は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為や処分内容は別に定め、あらかじめ学生に周知するものとする。

(大学内外において非違行為等を行った者への懲戒)

第6条 大学内外における非違行為等は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な行為は別表1のとおりとし、当該事案の内容に応じ、次の各号を総合的に勘案して懲戒処分を量定する。

- (1) 原因行為の悪質性
- (2) 結果の重大性
- (3) 本学における過去の非違行為の有無
- (4) その他、日頃の学修態度や非違行為後の対応等

(学業不振等で成業の見込みのない者への懲戒)

第7条 学業不振で成業の見込みのない者は、懲戒の対象となる。

2 懲戒の対象となる具体的な状況は別表2のとおりとし、処分内容は当該事案の内容に応じて決定する。

(報告の手続)

第8条 本学教職員が第4条、第5条、第6条及び第7条に該当する行為を発見した場合は、当該事案に係る担当事務部門(以下「担当事務部門」という。)に報告しなければならない。

2 担当事務部門は、速やかに学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任、関係部署又は関係者に報告するものとする。

(懲戒行為の確認)

第9条 学長は、学生の懲戒等の対象となりうる事案について、調査委員会を設置し、当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うものとする。なお、担当事務部門は、調査委員会設置の要否に関わらず、先行して当該学生及び当該事案に係る関係者立ち会いの下で、状況又は事実関係の確認を行うことができる。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 当該学生の所属するキャンパスの副学生部長
- (2) 当該学生の所属する学部、研究科の教務委員長
- (3) 担当事務部門職員
- (4) その他学長が必要と認める者

3 調査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

4 調査委員会は、確認した内容の調書を作成し、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の検討)

第10条 学長は、懲戒処分を決定するに当たって、懲戒委員会を設置し、懲戒処分案を検討させるものとする。

2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 学生部長
- (3) 教務委員長
- (4) その他学長が必要と認める者

3 懲戒委員会に委員長を置き、前項第1号の委員があたる。

4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

6 懲戒委員会は、第3条に定める懲戒に付随して、相応の処分案を作成し、学長、当該学生の所属する学部、研究科の長及び学科等主任に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第11条 懲戒処分の決定は、懲戒委員会がまとめた懲戒処分案について、当該学生の所属する学部教授会又は研究科委員会で審議した上で、大学協議会の議を経て、学長が行う。

2 奨学金等の受給あるいは受給資格を有している学生が懲戒処分を受けた場合、その権利・資格を取り消される場合があるものとする。

(懲戒処分の言い渡し)

第12条 学長は、懲戒処分の決定後、当該学生に対して速やかに懲戒処分の言い渡しを行うものとする。

2 懲戒処分の言い渡しは、学長の委任により、学長名での処分内容を学部、研究科の長等が行う場合がある。

3 担当事務部門は、懲戒処分の内容を当該学生の保証人に対して通知しなければならない。

(懲戒処分の学内公示)

第13条 担当事務部門は、懲戒処分の言い渡し後、速やかに学内の所定の場所に懲戒処分内容を公示しなければならない。

2 前項の公示期間は、1週間以上とする。

(停学の解除)

第14条 懲戒処分を行うに当たって懲戒委員会は、停学処分期間中の学生において停学を解除する相当の理由が生じたと認められたときは、学長に意見を上申することができるものとする。

2 学長は、前項の上申に基づき、第10条、第11条及び第12条を準用して、停学を解除することができる。

(自宅待機)

- 第15条** 学長は、更なる非違行為を未然に防ぐため、学生の懲戒等の対象となりうる事案を行った学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅待機を命ずることができる。
- 2 学長は、自宅待機を命じた学生に、出校を認めず、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止することができる。
 - 3 自宅待機の期間は、停学期間を含めるものとする。

(不服申立て)

- 第16条** 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分を言い渡した日の翌日から10日以内に、文書により、学長に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 学長は、不服申立てを受理したときは、不服申立てを却下する場合を除き、懲戒委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。
 - 3 学長が不服申立てを却下する場合、又は、再調査の必要がないと決定した場合は、速やかに当該学生に通知するものとする。
 - 4 第2項において、学長が再調査の必要があると決定した場合は、第9条から第13条までを準用する。
 - 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(雑則)

- 第17条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

- 第18条** この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

付 則 (令和6年3月26日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東京都市大学 学生の懲戒に関する規程

別表1 大学内外における非違行為等とする具体的事例（第6条）

区分	懲戒の対象となる具体的な行為の例	懲戒処分				教育的措置
		譴責	停学		退学	
			6ヶ月未満	6ヶ月以上		
(1) 犯罪行為	殺人、強盗、強制性交等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為				○	
	傷害行為			○	○	
	薬物犯罪行為			○	○	
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○	○	
	わいせつ行為（公然わいせつ、痴漢、覗き見、盗撮行為、わいせつ物頒布、その他の迷惑行為を含む）	○	○	○	○	
	ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条、第3条規定の行為）	○	○	○	○	
	コンピュータまたはネットワーク等の悪質な不正使用 （成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）				○	○
	コンピュータまたはネットワークの不正または不適切な使用 （著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）	○	○	○		○
	本学の知的財産を故意に喪失させる行為 （知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）			○	○	○
	その他刑法等刑罰法規に抵触する行為	○	○	○	○	○
(2) 交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故				○	
	人身事故を伴う悪質な原因行為による交通事故			○	○	
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故		○	○		
	人身事故を起こした場合で、過失が原因行為による交通事故	○	○			
(3) 学則またはそれに準じて定められた規程・規則等に対する違反行為	学則・各種規程に反する行為	○	○	○	○	○
	大学が掲示した通達等に反する行為	○	○	○	○	○
(4) 大学の秩序を乱し、教育・研究活動に対する妨害行為	本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力行為	○	○	○	○	
	本学が管理する建造物への不法侵入またはその不正使用もしくは占拠	○	○	○	○	
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、不法改築等	○	○	○	○	○
	正当な手続きを行わずに大学の教育・研究施設を不正に利用する行為	○	○	○	○	○
(5) 人権を著しく侵害する行為	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○	○	
	キャンパス・ハラスメントに該当する行為	○	○	○	○	
	個人情報の漏えいおよび漏えいにつながる行為	○	○	○	○	○
(6) 学生の本分を逸脱し、本学の名誉を傷つける行為	第三者の誹謗中傷、プライバシーを侵害する行為	○	○	○	○	○
	本学の社会的信用を失墜させる行為	○	○	○	○	
(7) その他の非違行為	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為			○	○	
	飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為			○	○	○
	未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要または助長した行為	○	○	○		
	反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	○	○	○	○	
	その他、公序良俗に反する行為	○	○	○	○	○

別表2 学業不振等で成業の見込みがないとする具体的事例（第7条）

懲戒の対象となる具体的な行為の例		懲戒処分			教育的措置	
		譴責	停学			退学
			6ヶ月未満	6ヶ月以上		
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者					○	
(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者				○	○	
(3) 正当の理由がなくて出席常でない者				○	○	
(4) 本学が実施する試験等において不正行為を行った者	代人に受験させた場合		○	○	○	
	他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合		○	○	○	
	問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合		○	○	○	
	持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を見たと認められる場合		○	○	○	
	他人の答案を見たと認められる場合		○	○	○	
	他人に自己の答案を見せたと認められる場合		○	○	○	
	言語、動作をもって互いに連絡している場合		○	○	○	
	教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借している場合		○	○	○	
	その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為(例えばメモ、ノートを机上に置いている場合や所持している場合等)を行った場合		○	○	○	
	携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に付けていたりした場合		○	○	○	
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の学問的倫理に反する悪質な行為	○	○	○	○	
その他不正行為と認められる行為(不正行為を行おうとした者を含む。)	○	○	○	○		

4. 東京都市大学 授業料等納入規程

制 定 平成 5年11月18日

最新改正 令和 5年10月27日

東京都市大学 授業料等納入規程

(趣旨)

第1条 東京都市大学学則第46条及び東京都市大学大学院学則第43条に基づく授業料等の納入に関しては、この規程の定めるところによる。

(授業料の納入額)

第2条 授業料の納入額は、学則の定めによるものとする。

2 編入学、転入学、再入学、転学部又は転学科による入学者の授業料の納入額は、入学、転学部又は転学科を許可された年次の在學生に適用される学則の定めによるものとする。

(納入期限及び分納)

第3条 授業料は、原則としてその年度分の全額を4月30日までに納入するものとする。

2 授業料は、前学期分及び後学期分の2回に分納することができる。

3 分納する場合の納入期限は、前学期分を4月30日までとし、後学期分を10月20日までとする。

4 納入期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは、その前日までとする。

(新たに入学等を許可された者の納入)

第4条 新たに入学等を許可された者の授業料の納入は、前条の規定にかかわらず、入学手続き等の定めによるものとする。

(納入期限の延長)

第5条 経済的な事由あるいは災害の発生、その他やむを得ない事情により、授業料を納入期限までに納入できない者は、願い出により、納入期限の延長を許可する場合がある。

2 納入期限の延長が認められる期限は、前学期分を7月31日までとし、後学期分を1月31日までとする。

(督促)

第6条 この規程に定める納入期限までに授業料が納入されなかった場合は、督促を行う。

2 督促は、前学期は5月及び7月、後学期は11月及び1月に行う。

3 督促は、保証人への督促通知状によって行う。

(休学者の授業料および休学期間中の在籍料)

第7条 東京都市大学学則第32条又は東京都市大学大学院学則第36条の定めにより休学の許可を得た者(休学者)については、休学期間中の授業料を免除し、その期間の在籍料として学期毎に6万円を納入するものとする。

2 前項にかかわらず、入学した年度の初学期(4月入学は前学期、9月入学は後学期)に休学する場合、当該学期の授業料は減免しない。ただし、東京都市大学学則第32条第3項又は東京都市大学大学院学則第36条第3項により休学を許可された者を除く。

(停学者の授業料)

第8条 停学者の停学期間中の授業料は、減免しないものとする。

(再入学の場合の制限)

第9条 削除

(未納者の処置)

第10条 授業料を納入期限までに納入しない者(以下、「未納者」という。)に対しては、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 成績の無効処理

授業料を納入しない学期の成績は無効とする。

(2) 除籍

東京都市大学学則第 34 条又は東京都市大学大学院学則第 38 条に基づき、未納者の除籍の判定は、前学期分の未納者は 8 月 31 日、後学期分の未納者は 2 月 28 日をもって行うものとする。

(未納者の在籍期間)

第 1 1 条 未納者が除籍となった場合は、授業料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

2 休学していた者が復学後の初学期の授業料を納入期限までに納入しない場合は、第 7 条に定める在籍料を納入した学期の末日までを、在籍していた期間とする。

(所管部署)

第 1 2 条 この規程の所管部署は、財務部財務課とする。

(規程の改廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長の具申により理事長が行う。

付 則 (令和 6 年 3 月 26 日)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

5. 東京都市大学 情報システム利用規則

制 定 平成26年1月20日

東京都市大学 情報システム利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都市大学情報基盤センター規程第11条に基づき、東京都市大学情報システム（以下「情報システム」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 情報システムを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東京都市大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員
- (2) 本学以外の学校法人五島育英会の教職員
- (3) その他情報基盤センター所長（以下「所長」という。）が許可した者

(申請)

第3条 利用者は、情報システムの各種サービスを受ける場合、情報基盤センターに申請し、承認を得ることとする。ただし、本学の学生及び教職員は、所定の手続きなしにサービスの一部を教育・研究及び大学運営の枠内で利用できるものとする。

2 利用可能なサービスは別に定める。

(利用の許可等)

第4条 前項の利用者の利用期間は、在学、在籍期間を原則とする。ただし、所長が大学の運用に必要と認めるときは、その期間を延長できる。

2 利用者は、アカウントなどの利用許可を得た情報を第三者に利用させてはならない。

(変更の届出)

第5条 利用者は、申請事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとする。

(利用規範)

第6条 利用者は、東京都市大学の情報システムに関する情報セキュリティポリシーの理念を理解し、遵守に努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 本学における教育・研究及び大学運営以外の利用を禁ずる。

- 2 文書・画像・ソフトウェア・その他の著作物に対する知的財産権や肖像権等の第三者の権利を犯すことを禁ずる。
- 3 公序良俗に反する文書・画像・ソフトウェア・その他の情報を公開あるいは仲介することを禁ずる。
- 4 個人情報保護法、不正アクセス禁止法、及びその他の法律に違反又はそのおそれのある行為に加担することを禁ずる。
- 5 情報システムに危害を加える行為を禁ずる。
- 6 情報システムが接続する外部ネットワークの利用規定に違反する行為を禁ずる。
- 7 その他、本学が不適切と判断した情報を発信又は仲介することを禁ずる。

(違反行為の処置)

第8条 前条の項目に違反する利用については、情報基盤センター運営会議（以下「会議」という。）、リスク管理委員会、学生部委員会、又は当該設備等の管理者が調査し、差し止めることがある。

- 2 学生の本分を外れていると認められる行為に関しては、学則に照らして停学・退学等の処分を行うことがある。
- 3 不適切な利用に起因する損害等の責任は、当該利用者に帰するものとする。

(対外的な対処)

第9条 会議、前条に規定する各委員会、又は当該設備等の管理者は、外部からの苦情等に対して調査をした上で、上長の指示に基づき適正な対処を取ることとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、情報システムに関して必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、会議の議を経て所長が行う。

付 則 (平成26年1月20日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の制定により、東京都市大学情報基盤センター利用規則及び東京都市大学情報ネットワーク利用規則を廃止する。

6. 学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー

令和6年9月5日
制定

学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー

(趣旨)

第1条 学校法人五島育英会（以下「本法人」という。）において、「健全な精神と豊かな教養を培い、未来を見つめた人材を育成する」という教育理念のもと、情報基盤の整備に加え、取り扱う情報資産に対するセキュリティを確保することが不可欠である。このため、本法人の情報資産やそこにあるリスクを明確にし、情報資産に関わる全員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むための情報セキュリティ対策として、学校法人五島育英会情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）を制定する。

(定義)

第2条 本法人の情報セキュリティ対策で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 情報

教育・研究・管理運営に関わる者が作成又は収集、取得した内容が記録された電磁的媒体、紙媒体及びそれに準ずる媒体をいう。ただし、取得から廃棄まで情報システムを一切介さないものは対象外とする。

(2) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成され、情報の作成、利用、管理等を行うための仕組みをいう。

(3) 情報資産

- ① 情報システム（記録されている全ての情報を含む）
- ② 情報システムから紙媒体等へ出力された情報（複写した情報を含む）
- ③ 情報システムの設計・運用に関する情報

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 情報セキュリティインシデント

不正アクセス、情報漏洩、データの改ざん、ウイルス感染等により、情報セキュリティに脅威が発生している又は発生する恐れがある事象をいう。

(構成)

第3条 本法人の情報セキュリティ対策は、次のとおり構成する。

(1) 情報セキュリティ対策基本方針（以下「対策基本方針」という。）

本法人の情報セキュリティ対策に関する基本的な考え方を定める。

(2) 情報セキュリティ対策基本規程（以下「対策基本規程」という。）

本法人の情報及び情報システムの情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定める。

(3) 情報セキュリティ対策基準・情報セキュリティ実施手順

対策基本規程のもと、情報セキュリティ対策を行うための施策を情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）として定め、対策基準に基づいて具体的な手順や注意事項等を情報セキュリティ実施手順として定める。

(4) 関連規程等

必要に応じて情報セキュリティ対策に必要な規程等を制定することができる。

第1章 情報セキュリティ対策基本方針

(方針)

第4条 対策基本方針は、第1条に定める趣旨に従い、次の事項について対策を講じる。

- (1) 情報セキュリティ侵害を防止・抑止すること。
- (2) 本法人内外の情報セキュリティを損ねる行為を防止・抑止すること。
- (3) 重要度に応じた情報資産の管理・運用を行うこと。
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応を実現すること。
- (5) 情報セキュリティの評価及び必要に応じて改善すること。

(義務)

第5条 本法人の情報資産を利用する全ての者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては本ポリシー及びその他の関連規程等を遵守しなければならない。

第2章 情報セキュリティ対策基本規程

(目的)

第6条 対策基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を講じるにあたり、遵守すべき行為及び判断等の基準を統一するため、必要となる基本的事項を定める。

(適用範囲)

第7条 情報セキュリティ対策は、情報資産を守ることを目的としている。本ポリシーの適用範囲は、次に掲げるものとする。ただし、業務等に関連する情報資産の開示に関する取り扱いや機密情報の適正管理は、別途定める。

(1) 適用対象資産

- ① 本法人が所有又は管理する情報システム及び本法人との契約や他の協定に基づき提供される情報システム（本法人の情報ネットワークに接続される機器を含む）とする。
- ② 情報システムに記録された全ての情報及び情報システムから紙媒体等に出力された情報（情報システムの設計・運用に関する情報を含む）とする。

(2) 適用対象者

本法人の役員、教員（非常勤教員を含む）、学生等（大学院生、学部生、研究生、科目等履修生、生徒等）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む）、業務委託事業者、来学者等情報資産を利用する全ての者が対象となる。

(管理体制)

第8条 情報セキュリティを確保するための管理体制を次のとおり定める。

(1) 情報セキュリティ統括管理責任者

本法人に情報セキュリティ統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事長がこれに当たる。本法人の情報セキュリティに関する統括的な意思決定をし、内外に対して全責任を負う。

(2) 情報セキュリティ統括実施責任者

本法人に情報セキュリティ統括実施責任者（以下「統括実施責任者」という。）を置き、統括管理責任者が指名する局長がこれに当たる。本法人における情報セキュリティ対策の実施に関して統括し、管理責任者と連携して統括管理責任者を補佐する。

(3) 情報セキュリティ管理責任者

本法人が設置する各学校（以下「各校」という。）に情報セキュリティ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各校長がこれに当たる。各校における情報セキュリティ対策の管理及び運営を統括し、その責任を負う。また、統括実施責任者と連携して統括管理責任者を補佐する。

(事案発生時の報告)

第9条 管理責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した場合、統括管理責任者及び統括実施責任者に報告しなければならない。

(対策改善)

第10条 対策の改善が必要と認められる場合は、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 統括管理責任者は、統括実施責任者に対して、管理責任者へ対策の改善をするよう指示する。
- (2) 統括実施責任者は、管理責任者に対して、情報セキュリティ対策の改善等、必要な措置を講じるよう指示する。

(法令等遵守)

第11条 情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等（以下「関連法令等」という。）においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、本ポリシー及びその他の関連法令等（個人情報保護法、不正アクセス禁止法等）を遵守しなければならない。

(評価)

第12条 対策基本方針に基づき、適切な対策が実施されているか定期的に評価を行い、問題がある場合には速やかに改善しなければならない。

(所管部署)

第13条 本ポリシーの所管部署は、施設部情報インフラ課とする。

(規程の改廃)

第14条 本ポリシーの改廃は、常務会で決定する。

付 則（令和6年9月5日）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

都市生活学部

都市生活学科

都市生活学部 都市生活学科

人材の養成および 教育研究上の目的

都市の経営とデザインに関する企画力を有し、事業の推進及び管理運営を担う構想力・実践力を兼ね備え、都市に関する豊富な知見と国際人として活躍できるコミュニケーションスキルを活用して、魅力的で持続可能な都市生活の創造に資する人材の養成を目的とする。(学則 第4条の2別表6より)

カリキュラムポリシー

教育課程の編成方針

都市生活学部では、持続的で魅力的な都市生活の創造にかかわる企画・業務において、国内は勿論、グローバルな場で活躍できる人材を育成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成する。

1. 複雑化する都市社会の中で確かな価値を見抜く力を養うとともに、国際人として活躍できるコミュニケーション能力の獲得を目指して、社会、歴史、文化、芸術分野を幅広く含む「教養科目」と、「外国語科目」および「海外留学プログラム」を設置する。
2. 経営学的な調査分析と空間のデザインという二面の実践能力を併せ持つ人材の育成を目指して「演習科目」を設置するとともに、都市生活に関する4領域の専門知識と方法論を体系的かつ多角的に修得するために「専門基礎科目」および「専門科目」を設置する。
3. 特定領域の専門知識を深めるとともに、独創性と問題の発見力および解決力を養い、専門知識を実社会に活かす構想力と実践力を修得するため、「プロジェクト演習」および「卒業研究」を設定する。

ディプロマポリシー

学位授与の方針

所定の年限在学し、以下の能力を身につけるとともに所定の単位を修得した者に、学士（都市生活学）の学位を与える。

1. 社会を見通す広い教養と、国際的な場で活躍できるコミュニケーション能力を有し、責任ある社会人として活躍できる基礎能力を修得している。
2. 社会科学的方法論と芸術・工学的な方法論を複合的に習得し、それらを企画・業務の実践に生かせる応用力を修得している。
3. 都市に関する総合的・横断的な知識と、特定領域の深い専門知識を持ち、それらを応用して都市生活の価値創造に寄与する構想力および実践力を修得している。

備考

1. 都市生活学部のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーは、大学基準協会の大学設置基準、日本学会協議の経営学分野および土木工学・建築学分野の参照基準に準拠している。
2. カリキュラムポリシーとしては宅地建物取引士資格、1・2級建築士資格受験、公務員受験等に必要とされる科目群も参照基準としている。
3. 領域内の系統的な教育を促進するために、履修モデルを作成し、学修要覧などに掲載している。

1. 都市を創る人材の育成

「都市生活」という学部名から皆さんはどのような内容を想像されるでしょうか？これまで「都市」と言えば工学、「生活」と言えば生活科学などを対象とする分野として考えられる傾向がありました。しかし、私達の学部は東京都市大学が新しい発想で創る「都市」をテーマに総合的に学ぶ社会科学系の学部としてスタートした学部です。都市は、工学的見地から捉えようとする建築や都市基盤などのハードウェアを中心にした見方になり、生活科学から見た場合には、家の中や限られた周辺環境の発想にとどまりがちになります。しかし、現実の都市には人々が集まって、働き、暮らし、楽しむ場としての重要な機能があり、そこには人間の都市における生活のドラマや、そこで生まれる活動やそれを演出する空間があります。こうした人間社会を対象とする分野は社会科学が得意とする領域ですが、都市と結びつけた考え方は、これまでわが国の大学教育の枠組みからは抜け落ちていました。このため、私たちは都市生活をより豊かにするライフスタイルの創造、持続可能な都市のマネジメント、豊かな都市空間を創造する都市のデザイン、都市の様々なアクティビティを支える都市のしくみの分野を対象にした教育研究を行うため、2009年に「都市生活学部」を開設しました。

近年では、都市とそこで働き、住まい、楽しむ人々にとっての価値ある都市生活と同時に、多様な価値観を包摂する社会の構造が求められています。これまでのグローバルスタンダード、金融、消費、成長を中心に組み立てられたモノ中心の社会構造から、より精神的な豊かさ、人と人との新たな繋がり、地球環境や都市と地方の全体的な調和、歴史や文化へのリスペクトに根ざしたコト中心の都市社会の構築へと舵が切られています。そこで都市生活学部では、以下のような6つの視点をベースとしながら、都市生活を学際的に学び、社会のなかでニーズを構想・企画へと描きあげ、実現のため事業推進、管理運営を行っていく、企画・実行業務を担う実践力のある人材の育成を目指しています。

まず第1に、東京を始めとする大都市への人口集中つまり都市化の傾向が長い間続いています。この傾向は欧米先進国にも共通しており、また、人口が増加している発展途上国では急速に都市化が進んでいます。これら世界的な都市化の動きは、資産・情報・文化・産業の集積へと繋がり、都市は活力と個性を獲得し、グローバリゼーションとともに国家という枠を飛び超え、都市間競争の時代を迎えています。

しかし、同時に地域間の格差や地方の活力低下など様々な歪が生まれ、これまでの考え方だけでは解決し得ない複合した「社会課題 (Social Issue)」を生み出しています。それらを横断的に分析し、統合的な解決案を提示し、人々がより精神的な豊かさを実感しながら働き楽しみ生活する＝「価値ある都市生活 (Value of Urban Life)」の場と機会を創り出すことが大切になってきました。

第2に、日本は長年続いてきた製造業を核とした産業構造と、サービス・マネジメント・オペレーションといった社会や人々の生活を持続的に魅力あるものと育てていく新しい産業が融合していく時代を急速に迎えてつつあります。IoTに代表されるインターネットとモノづくりの融合や、AI、BIGDATAの活用による、情報技術の蓄積と人工知能をかけた新しい技術革新と社会変革が進みつつあります。また、ICTやMaaSやシェアリングエコノミーなどの社会変革や新しいデザイン開発などが起きています。

これらの課題に取り組むとき、都市は同時に、フローからストックの時代を迎えていることを認識しなければなりません。都市に影響を与える様々なイノベーションを取り入れながら、新しい建物や施設を建設することから、既存の社会資本を活用し、街をより安全で快適で魅力のあるものに育てていくこと、それを実現するマネジメントが求められています。地球環境を見据えて将来の世代に引き継いでいける価値ある生活環境の構築や、歴史やローカル文化・風土との共生を志向する価値観や理念を確立し、それを支える新しいルールと社会関係資本を形成していくことが求められます。歴史的には工学系を軸として発展してきた東京都市大学で、都市生活学部は、そうした役割を担っていける人材の育成という責務を担っています。

第3に、中国やアジア・オセアニアを中心とした国々では、人口増加と経済規模の拡大が急速に進み、経済力を押し上げてきています。国際競争の中で、日本は、技術力に加えマネジメント力とデザイン力を磨き、価格競争ではなく、商品・サービス・空間の価値創造力で戦っていく必要があります。更には、それらの国々も、近い将来消費一辺倒を脱し、人々は豊かさに価値の軸足を移していくことになり、サービス・マネジメント・オペレーションのニーズが認識されていくでしょう。

近年では、大企業だけではなく、製造、流通、サービス、そして都市開発や管理運営分野の企業の多くが、海外とのビジネスを進めています。DXの進展によるAI、BIGDATAの活用など、国際化を進める様々な仕組みづくりが、こうした企業

の海外進出に拍車をかけています。都市生活学部としては、この大きな流れの中でしっかり戦える人材を社会に送り出していくことが、国際化に対する答えであると考え、国際社会に飛び出し活躍する人材育成のために、都市やまちをつくる知識と技術を学ぶ環境づくりに力を入れていきます。

第4に、社会の構造や価値観の変化とともに、旧来の近隣で完結するあるいは血縁や所属組織を核としたコミュニティの考え方が変化してきました。SNSの発達等が、良くも悪くも、距離や時間を超えて、人と人を新しく結び付けることを可能にしています。そのような時代に相応しい、空間を超えた様々な発想やテーマがつながる新しい連携と、旧来型の地域中心の連携を再生しながら融合させていく、新しいソーシャル・コミュニティの構築が求められています。社会全体の豊かさや価値の創造とは、公共による政策や法律・制度・計画と、民間資本による市場原理に基づくビジネスが、地域やテーマによるコミュニティと相互にフィードバックしながら、イノヴェートしていくことの積み重ねであると考えます。

第5に、企業や組織の中ですべての業務が完結しない時代を迎えました。これを個人のネットワークの時代という人もいます。実践的教育を標榜する以上、質量両面で、産業界、行政、他の教育機関と協働していくことが教育の1つの柱になると考えます。都市生活学部では、様々なシンポジウム、イベント、ワークショップ、コンペティションへの積極的な参加、その特徴を活かした産官学協同プロジェクトの促進、更には、学部の研究室を核とした社会連携プロジェクトの実施に、学部をあげて挑戦しています。学部の枠を超えた他の学部・学科と単位互換のルール作りや、より多くの企業や地域組織との連携、また他大学との連携による統合的横断的な教育・研究環境をすすめています。

第6に、近年 SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の目標に向けた貢献が求められています。SDGs は、2015年9月に国連で開かれたサミットで、2030年までの国際社会共通の目標として採択されました。17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。都市生活学部では特に、SDGs 目標11 住み続けられるまちづくりを、目標8 働きがいも経済成長も、目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう、目標12 つくる責任つかう責任、目標3 すべての人に健康と福祉を、目標15 陸の豊かさをももろろう、目標6 安全な水とトイレを世界に、目標4 質の高い教育をみんなに、目標17 パートナリシップで目標を達成、などをめざしていきます。

このように、国内外の都市における、複雑で横断的な「社会課題 (Social Issue)」を分析し、解決策の提案を通して、質の高い働き方、暮らし方、楽しみ方、賑わい、そして人と人の新しい繋がりを生み出す人材が求められています。また格差や分断を超えた共生社会、人口構成や気候の変動を踏まえた新しい社会像を構想し、実現し、運営していく人材が、世界中で必要とされています。私たちの生活の質を向上させる商品やサービス、街の賑わいや個性的な空間、人々の心を刺激し豊かにする文化、環境と共生する穏やかな社会、それらを支える制度とシステム等を通した、魅力的で持続可能な都市生活の創造が求められているのです。

2. 横断型人材育成のストラクチャー

都市生活学部では、都市生活の様々な社会課題を調査分析し、構想・企画へと描きあげ、その実現と継続のためのマネジメントを担う人材を教育と研究の両面で育成します。都市生活学部が目指す横断型人材は、理工学部のように1つの分野を中心に深く掘り下げる専門家ではなく、また、共通教育部のように浅く広い分野の知識を身につけることが目的ではありません。いわば、その中間にあたり、1つの領域の専門知識とスキルを持ちながら4つの領域の幅広い知識を有し、グローバルかつローカルに都市の問題を捉えながら多様な領域の知見を駆使して課題を特定し、解決できる人材の育成を目指しています。そのためにカリキュラムは、プロジェクト演習・卒業研究を軸に、他分野の演習と専門科目、まちづくり演習や国際ワークショップ、SD-PBL などアクティブラーニングを取り入れた科目により、1つの専門領域に軸足を置きつつ、他の3領域を学べる体系となっています。

グローバル社会においては、文化的背景の異なる人たちとのプロジェクトをまとめあげていく力の重要度はますます高まっています。幅広い知識習得とともに、コミュニケーション能力育成はたいへん重要な要素になります。主として演習科目がその目的を担うこととなります。自分の考えを自分の言葉で話すことから始まり、言葉や文章のほかにCAD・BIM・ICT・模型等の多様なツールを利用したプレゼンテーション力を磨き、多様な人々との協働のなかで問題を発見し、解決するトレーニングを行い、合意形成をしていくことのできる人材を育成することに重点を置きたいと考えます。

※SD-PBL (Sustainable Development Project organized Problem Based Learning) は、持続可能な社会の発展に資する人材育成という本学の教育目標のためのオリジナルな PBL (Project Based Learning) です。

※PBL (Project Based Learning) は、問題解決型学習のことです。知識の暗記などのような受動的な学習ではなく、自ら問題を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育のことです。学生自身の自発性、関心、能動性を引き出し、教師が学習者のサポートをする立場で授業を進めていきます。

これらを実現する人材を具体的に示すと以下ようになります。

- 都市空間を生み出す人：渋谷や二子玉川など新しい街の開発には、建築のみならず、環境、文化、社会、経済など、様々な分野を視野に入れ、都市や街づくりのプランを作成し、各分野の専門家や技術者と協力してプロジェクトを実現させています。その活躍の舞台は、中国・アジア・オセアニアをはじめ世界へと広がっています。
- 街や暮らしをカタチにする人：東京、シンガポール、上海、ニューヨーク、ロンドンなどでは、独自の個性や魅力的な景観を持った都市空間を実現するため、新しい都市開発や街づくりのコンセプトに合わせて建築や都市空間をデザインしていく人達があります。また、都市に暮らす人々の様々な価値観やライフスタイルに合った新しく多様な暮らしの空間が求められています。そしてなによりも SDGs に向かって、スクラップアンドビルドでないリノベーションや、非居住空間の住空間への再生や、質の高い工業化住宅の開発に取り組む人達があります。
- 街の仕組みをつくる人：まちづくりとその運営には都市の特徴や文化に根差した未来を見据えたルールづくりやステークホルダー間の協働が必要です。環境への配慮やエリア全体の調整をマネジメントする専門家、大きく気候が変動するなか予期せぬ災害に備える専門家が必要とされています。また、都市整備には財源が必要であり、都市の開発には資金調達と収入の確保が不可欠であり、行政や不動産、金融の専門家たちが活躍しています。これらすべてが都市を舞台にした、私たちの生活を豊かにするための活動です。
- 持続可能な地域づくりを実践する人：限りある資源を活かし、複雑な都市課題を解決していくためには、市民の自発的な参加が欠かせません。大都市だけではなく地方都市や中山間地域においても持続可能な地域経営のために、行政、地域、民間企業など様々な立場で、地域運営のシステムをイノヴェートしコミュニティをデザインしていく人たちが活躍しています。
- 都市の魅力的なサービスをデザインする人：新たな都市課題やニーズに応える情報サービスを、斬新な感覚や新たな情報技術を用いてデザインし、ビジネスや公共サービスとして提供する人達があります。情報技術は都市生活を支える基盤の一つであり、新たな都市生活のサービスを展開するうえでの要となっています。
- 商品やサービスの魅力を伝える人：商品やサービス、都市空間の魅力を引き出し、伝えることも重要です。マーケティングや PR の技術、インターネットをはじめとした新しい媒体を駆使して都市に活力をあたえる専門家があります。また、BIGDATA の分析により市場の予測やサービス開発を行うデータサイエンスの専門家も重要になっています。
- 都市文化を生み出す人：イベント、お祭り、エンターテイメント、テーマパークなど都市には楽しみが集まっています。これらを演出し、街に人々を集客するには、伝統を掘り起こしたり、エンターテイナーを呼び寄せたり、空間を魅力的に演出したりして、楽しみを様々な提供する人達が活躍しています。

これらの人々すべてが都市を舞台に私たちの生活を豊かにするための活動を行っています。そのため、都市生活学部では、新しいライフスタイルを生み出す商品やサービス、美しい街や快適な住まい、そして、これらがもたらす魅力的で持続可能な都市生活の創造のため、商学・経営学をベースに、工学マインド、意匠造形マインドをもって企画・実行業務を担う実践力のある人材を育成していきます。

3. 4つの領域

都市生活学部は、都市のライフスタイル、都市のマネジメント、都市のデザイン、都市のしくみという4領域で構成されています。これは都市生活学が対象とする都市研究領域のひろがりあらわしています。都市の創造は、公共から民間まで幅広いセクターが関わります。都市生活学は、都市開発やビジネス創造、社会起業といった民間が主導する経営学や商学を基盤とする民間の活動領域（都市のライフスタイル Lifestyle）から、行政やコミュニティによるまちづくりなど行政学、政策学、インフラなどに関わる公共的な領域（都市のしくみ System）までを対象としています。また課題発見とそのソリューションを導き出すデザインの領域（都市のデザイン Design）から、それを実際に社会実装し維持・発展させていくマネジメントの領域（都市のマネジメント Management）までを広く扱います。

都市のライフスタイル (Lifestyle) の領域を構成する要素としては、都市生活をより創造的なものにする文化・芸術・楽しみ、それを世界の人と共有する観光と集客、都市の経済を活性化し商品やサービス、それらを支える経営戦略、マーケティング、物流、金融のシステムです。

都市のマネジメント (Management) の領域を構成する要素は、都市の中長期にわたる将来像を描くマスタープラン、都市開発を支える不動産マネジメントとプロジェクトマネジメント、都市生活の新しい人と組織の関係を創造するソーシャル・コミュニティマネジメント、都市の経営運営を担うエリアマネジメント、施設の経営運営を担うプロパティマネジメントとオペレーションとなります。

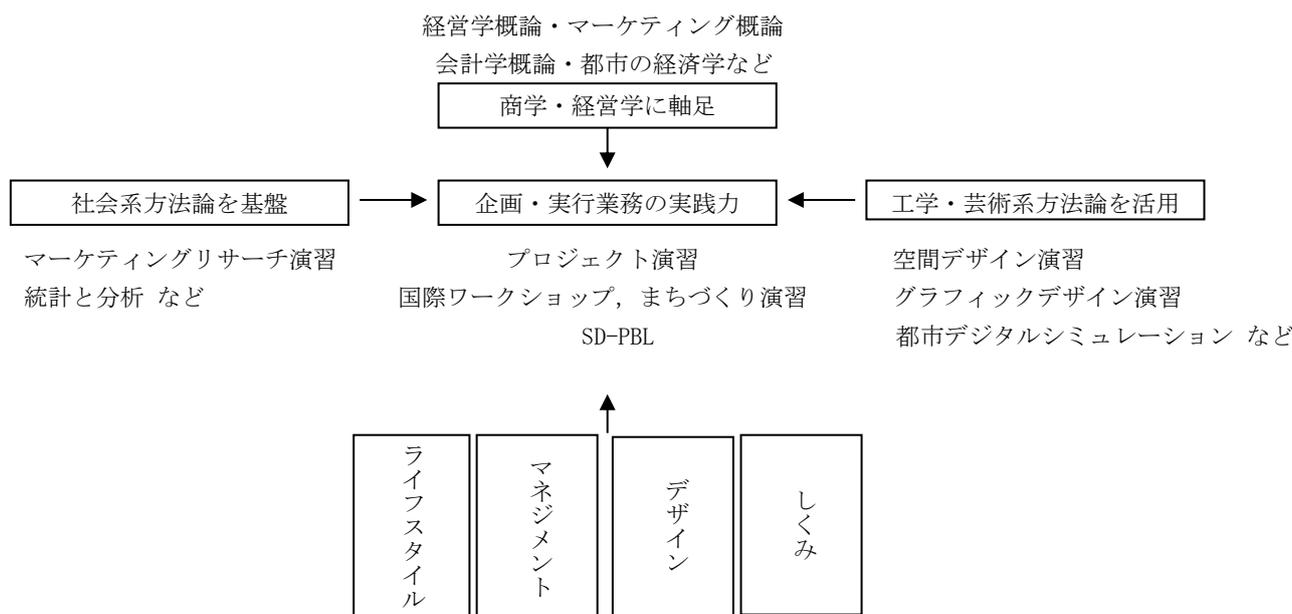
都市のデザイン (Design) の領域を構成する要素は、都市の美しい景観や豊かな都市空間の創造を担う都市デザイン、都市の活動の拠点となる建築・空間、人々の生活の基本である居住を支えるハウジングと居住環境のコミュニティデザイン、CAD、CG、プログラミング、BIMなどのデザインや企画・設計を支える技術です。

都市のしくみ (System) を構成する要素は、都市の様々なアクティビティを支える社会制度とインフラ、豊かな都市生活を共有するための環境、様々な都市の活動を有効に機能させるために不可欠の公共政策、高齢化社会に向けた社会福祉のシステムとデザインと考えます。

都市生活学部は、魅力的で持続可能な都市生活の創造のため、生活者のニーズを構想・企画へと描きあげ、その実現のため事業推進、管理運営を行っていく、企画・実行業務を担う実践力のある人材を養成します。世界、日本社会の国際化へ対応し、ビジネスなどの場で必要な知識・スキル・経験を修得して、多様な価値観を持つ人々の中でマネジメント能力を発揮できる人材を育成していきます。

4. 教育の理念と体系

都市生活学部においては、次世代の都市創造を担う人材育成を目標に、商学・経営学に軸足を置き、社会（生活者、市場など）を分析する方法論を基盤に据えつつ、工学・芸術（技術、意匠造形）等の方法論を活用し、都市における空間、商品・サービスに関する生活者のニーズを構想・企画へと描きあげ、その実現のため事業推進、管理運営を行っていく企画・実行力を身につけるための教育研究を行うことを理念とします。そのため、都市に関する広範な専門性に加え、商学・経営学の専門知識、社会学系および工学・芸術系の技術を身につけ、それらの知識と技術を活用して問題発見・問題解決に取り組むプロジェクト型の学習を実施することで、グローバル化が進行する多文化社会で活躍できる企画・実行力を身につけます。このような実践的な教育体系は、以下の図のようになります。



また、この体系の下、具体的には下記の専門領域ごとに下記の要素を学習する諸科目を配置しています。

(1) 都市のライフスタイル Lifestyle

この専門領域では下記の要素について学習します。

- ①Culture, Art, & Amusement 文化・芸術・アミューズメント
- ②Product & Service 商品・サービス
- ③Marketing マーケティング
- ④Logistics 物流・商流
- ⑤Finance & Accounting 金融・会計
- ⑥Tourism 観光
- ⑦Human Attract 集客

(2) 都市のマネジメント Management

この専門領域では下記の要素について学習します。

- ①Master Plan マスタープラン
- ②Real Estate 不動産
- ③Project Management プロジェクトマネジメント
- ④Area Management エリアマネジメント
- ⑤Property Management & Operation 管理運営
- ⑥Community Management コミュニティマネジメント

(3) 都市のデザイン Design

この専門領域では下記の要素について学習します。

- ①Urban Design 都市デザイン
- ②Space & Architecture 空間と建築
- ③Housing & Community Design 住居とコミュニティデザイン
- ④Computer Technology CAD 技術

(4) 都市のしくみ System

この専門領域では下記の要素について学習します。

- ①Infrastructure インフラ
- ②System/Institution 制度・システム
- ③Public Policy 公共政策
- ④Environment 環境
- ⑤Social Welfare 社会福祉
- ⑥Urban Mobility 国際経済

カリキュラムには、これらは次のように具体的に反映されています。

①都市のライフスタイル、マネジメント、デザイン、しくみ領域についての実践的な教育研究

都市生活に関する4つの専門領域（都市のライフスタイル領域、都市のマネジメント領域、都市のデザイン領域、都市のしくみ領域）の専門科目を設置し、グローバルかつローカルな多面的な都市課題を理解する実践的な教育研究を行います。

②構想・企画を描きあげ事業推進、管理運営を行う企画・実行業務の実践力育成

「プロジェクト演習」、「国際ワークショップ」、「まちづくり演習」、「SD-PBL」などのプロジェクト型の演習科目では、専門科目、演習科目で身につけた知識と技術を生かして都市課題を発見し解決する実践を行い、都市創造に向けた構想力と実行力を身につけます。

③国際的な多文化社会で活躍できるマネジメント力の涵養

英語での調査やディスカッションを行う英語開講科目、海外でのフィールドワークや外国人学生らとのプロジェクトなどを行う「国際ワークショップ」により、国際的な場でプロジェクトをリードできる知識やコミュニケーション力を育みます。

④商学・経営学をベース

必須科目の「マーケティング概論」、「経営学概論」、「都市の経済学」のほか、「経営財務」、「会計学概論」、「経営戦略論」を学ぶことにより商学・経営学のエッセンスを学びとります。

⑤社会（生活者、市場など）系方法論を基盤

社会系方法論の修得として「マーケティングリサーチ演習」により、社会調査、マーケティングリサーチのスキルを身に付けます。また、社会学系の科目として「統計と分析」、「ブランド戦略」、「都市の社会学」、「広告コミュニケーション」、「まちの観察」、「ユニバーサルデザイン」などにより、生活者や市場の問題を読み解き、戦略を立案するための基盤となる知識を学びます。

⑥工学・芸術（技術、意匠造形）系の方法論を活用

工学・芸術（技術、意匠造形）双方の方法論として「グラフィックデザイン演習」、「空間デザイン演習」、「都市デジタルシミュレーション」で、社会課題の解決に向けたデザインを提案するためのスキルを身に付けます。

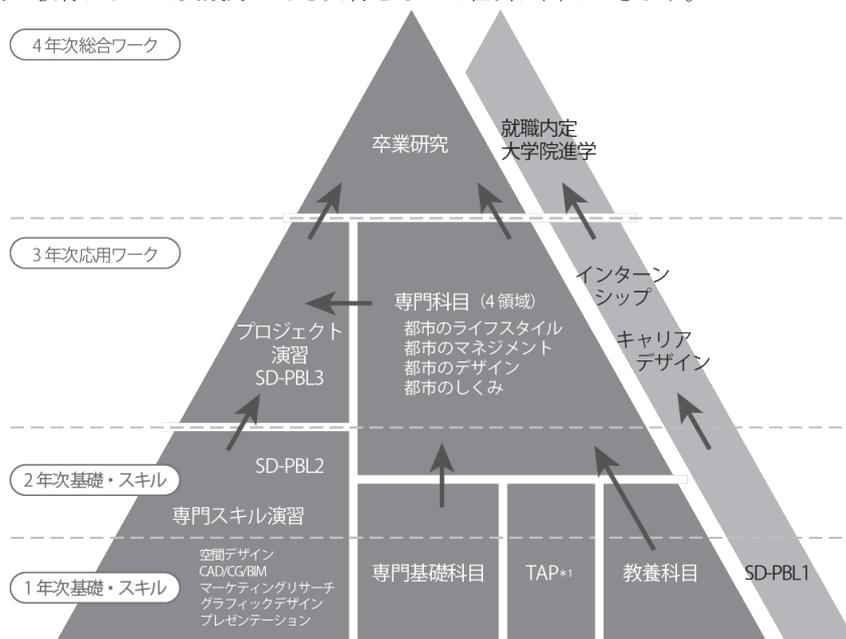
都市生活学部では、社会系の方法論を基盤に工学・芸術系の方法論を活用するという複合的な教育体系の中で学習していくことから、さまざまな資格への挑戦が可能となります。所定の科目を受講すれば一級建築士の資格試験を受験することも可能になるという意味で、建築都市デザイン学部の建築学科と一部、近い関係となります。建築学科では建築空間を対象に工学・芸術（技術、意匠造形）の方法論を基盤に据えつつ社会（生活者、市場など）の視座を取り入れていく立場となるのに対して、都市生活学部都市生活学科では、都市における空間のみならず商品・サービスをも対象として商学・経営学をベースに、社会（生活者、市場など）を分析する方法論を基盤に据えつつ、工学・芸術（技術、意匠造形）等の方法論を活用して、「都市文化のクリエイター」、「街づくりのプロデューサー」、「住環境・商環境のデザイナー」になれる素養を有した人材を育てていきます。

これらの点から、都市生活学部卒業生は建築学科と異なり、全員がものづくりに携わるのではなく、営業、開発、事務をはじめ多岐の業務に携わります。当学部卒業生が実社会で活躍する場合、幅広く商品・サービスの企画開発と事業展開を行っていくためには、都市建築系やデザイン系の専門家、行政、住民との協同作業が頻繁にあることが予想されますが、その際、協同作業者に自分の企画内容を的確に伝えて技術的、意匠的に深めてもらうためには、協同者のスキルと知識を最低限習得することが必要となり、そのため、ものづくりを「理解する」力を養うためのスキル教育を用意しています。

5. カリキュラムの特徴

都市生活学部は、1～2年次を中心に教養科目や専門の基礎となる科目を学んだのち、2～3年次を中心に4領域の専門科目で知識を深めていきます。それと併行して、1～2年次で専門スキルを演習形式で身に付け、3年次のプロジェクト演習や4年次の卒業研究で学んできた専門知識と結び付けて応用展開し、個人毎の専門能力を育成します。

一方、大学生活の充実やキャリア形成の支援を行うため、少人数のクラス制(1～2年次)および研究室配属(3～4年次)によって個人単位でのきめ細かい指導を行い、進路の適切な選択、決定へと導きます。こうした専門能力の育成と進路選択という二筋の教育によって実践力のある人材となって社会に出ていきます。



※1 東京都市大学オーストラリアプログラム：留学を通してグローバル人材の育成を支援します。(90名が参加予定)

1) 経営学的な調査分析と空間デザインの両方の実践的スキルの修得

都市生活学部の教育課程において、卒業生の大きな強みとなっているのが、演習科目群による複数の実践能力の獲得です。これは、社会科学と空間デザインという異なる分野の知識とスキルを、両方とも兼ね備えた人材の育成を狙ったもので、他大学にはほとんど例が見られない本学部独自の「幅広い実践能力」に焦点を当てた教育プログラムです。

まず1～2年次では、マーケティングリサーチ演習(1)、都市デジタルシミュレーション(1)、空間デザイン演習(1)、グラフィックデザイン演習および街の観察(フィールドワーク)といった、異なる複数の基礎的スキルを必修科目として学部生全員が経験します。その後1～3年次では、マーケティングリサーチ演習(2)、(3)、都市デジタルシミュレーション(2)、(3)、空間デザイン演習(2)、(3)および英語によるFacilitation & Communication(1)、(2)の中から、2つの分野の高度な能力を、選択必修科目として選んで身に付けます。

これらの演習科目群によって、都市というものを対象にする様々なビジネスに通用するスキルとして、幅の広さと得意分野とを兼ね備えた実践力を修得します。

2) 4つの専門領域の科目と進路

専門科目は「都市のライフスタイル」「都市のマネジメント」「都市のデザイン」「都市のしくみ」の4領域に分類され、将来の進路にあわせた専門性を身につけられるよう選択が可能です。

【専門領域1 都市のライフスタイル】

- ①専門科目 : 人々の創造性を刺激し、生活を楽しくしてくれる都市の文化を企画・実施する能力の涵養
都市の社会学, 経営戦略論, 経営財務, エリアマーケティング, Urban Tourism, 広告コミュニケーション, ブランド戦略, 集客学
- ②将来の進路 : 都市文化のクリエイターの育成
商品開発クリエイター(流通, メーカー), 文化・芸術イベントのプロデューサー, 広告プランナー(広告代理店), 編集者(出版社), トラベルコーディネーター(旅行業, 航空, 鉄道), インターネット開発クリエイター など

【専門領域2 都市のマネジメント】

- ①専門科目 : 美しく暮らしやすい都市の空間を企画・開発・運営する能力の涵養
プロジェクトマネジメント, 住宅と不動産, 都市空間の演出, 都市開発プロジェクト, 都市ビジネス, エリアマネジメント, コミュニティマネジメント
- ②将来の進路 : 街づくりのプロデューサーの育成
都市開発プロデューサー(デベロッパー), 都市プランナー, まちづくりコンサルタント, 不動産ビジネスマン(不動産会社), 資産投資マネージャー(金融), 公務員(街づくり担当) など

【専門領域3 都市のデザイン】

- ①専門科目 : 社会ニーズに合った環境に優しい, 安全で快適な住環境や商環境をデザインする能力の涵養
都市デザイン, 建築空間論, アーバンランドスケープ, 都市環境デザイン, インテリアデザインと実務, 建築史, 住宅計画, 都市の建築ストックの再生
- ②将来の進路 : 建築士・住環境や商環境デザイナーの育成
建築士(設計事務所・建設会社), 住宅・商業関連商品開発クリエイター(メーカー), 住宅デザイナー・営業(ハウスメーカー), インテリアデザイナー・コーディネーター, 建築家, 建築コンサルタント など

【専門領域4 都市のしくみ】

- ①専門科目 : 都市をシステムと捉え, 機能的な活動と快適な生活環境を支えるための知的能力の涵養
都市政策, 都市と交通, ユニバーサルデザイン, 住まいの構法・生産・流通, 都市の安全環境, 住まいと環境, 都市計画(2)
- ②将来の進路 : 都市社会の制度設計者, 都市自治体を経営する公務員, 公益事業の企画経営者の育成
国家公務員, 地方公務員, 中央・地方の独立行政法人職員, 公益法人職員, 建設コンサルタント, 建設会社員, 鉄道会社・バス会社社員, 電力・ガス・通信事業会社社員, ソーシャルビジネスの起業家など

3) 3・4年次のプロジェクト演習

3年次での「プロジェクト演習」は、専門科目で学んだ知識と演習で身に付けた専門スキルを結びつけ、応用展開するものです。4年次の「卒業研究」ではそれをさらに深化させ、4年間の学習の総仕上げを行います。プロジェクト演習と卒業研究では、それぞれ専門分野毎の研究室に所属し、実際の都市プロジェクトへの参画の機会や、具体的な研究テーマをもとに深く都市を研究する貴重な経験を積むことができます。このほか、「国際ワークショップ」、「まちづくり演習」など総合的なプロジェクト型授業もあります。

4) 少人数クラスのベストケア

10～15名程度の学生を教員1名が担当するクラス担任制を導入しています。学習をはじめ、大学生生活全般にわたる個人指導を行います。1年次でのSD-PBL(1)、2年次でのSD-PBL(2)、3年次でのキャリアデザインなど、大学生生活の始動や進路探索、就職支援に関するプログラムを用意して、学生一人ひとりの興味や能力を把握した上での指導を行いません。

クラス配属は、1年次～2年次は入学時に学籍番号を基準として行い、3年次～4年次においては研究内容や進路希望の申請をもとに定員を配慮して研究室ごとに振り分けを行いません。

①大学生生活始動：SD PBL(1)（1年次）

社会人基礎力の育成

専門教育のための基礎的能力の育成

②進路探索：SD PBL(2)、キャリアデザイン（2年次後期～3年次前期）

進路選択指導

インターンシップ指導

③ゼミでの個人指導（3年次後期～4年次）

就活・職業選択の支援

面接指導

大学院進学に関する指導

5) 情報化社会のビジネススキル

ノートPC必携で基礎から応用まで、情報化社会に不可欠なICTスキルを身に付けて社会に出て行きます。

入学時にノートパソコンを購入し、まずコンピュータの基礎スキルを修得します。そして、「空間を創造できる能力」、「コンピュータでデザインする能力」、「情報の収集・分析能力」といった3種類のスキルを習得するため、1年次～2年次に「空間デザイン演習」、「都市デジタルシミュレーション」、「マーケティングリサーチ演習」の各科目を配置します。さらに、3年次では「Facilitation & Communication」の授業で、社会では不可欠なプレゼンテーション能力を養います。

6) 街における実体験学習

都市を学ぶ上で、「実物」を観察することが何より大切です。自由が丘や代官山、渋谷など、キャンパスの近くにある人気の街を学びの舞台にして、景観や建築デザイン、環境、ファッションなどの調査を行います。

7) 都市生活学部における「国際化」の捉え方

都市生活学部が育成する人材像とは、日本の都市技術・文化を深く知りながら、国際的な視点や文脈で課題を発見し解決できる構想力を持つ人材であり、多様な国籍や文化的背景を持つ他者を理解し、共感し、共創できるマインドを持つ人材であり、現代の複雑な状況・組織の中で、各種のプロジェクトを力強く推進するスキルを持つ人材です。そして、日本の都市創造が持つ技術的知的資源を生かし海外諸国で展開される様々な都市プロジェクトへ関わる仕事、日本国内外にて「国際」的観点を持って、都市型時代に適応したあらたな都市や地域を創りあげていく仕事、それぞれの国や地域の状況にあわせて新たな価値を創りあげていく仕事（デベロッパー、不動産管理、建築設備などの海外部門、公務員、不動産、住宅、建築設計、IT、広告など）で活躍する者などです。

ここで言う「国際」的観点とは、文化や社会経済的背景の異なる海外関係者と、日本国内外にて、都市における価値実現に携わり成果を挙げるために必要な素養を指します。また「ビジネス」とは、民間企業による営利活動に限定することなく行政やコミュニティなどの活用も含む広く「持続的価値実現」に関わる活動全体を指しています。

具体的には、以下のような単位取得できる留学、語学研修、海外インターシップ等のプログラムを用意しています。

[単位取得できる留学]

東京都市大学オーストラリアプログラム (TAP)

オーストラリア、西豪州パースのエディスコワン大学 (ECU) または、マードック大学 (MU) への短期留学プログラムです。学部の定員の 56% に当たる 90 名が参加することを目標にしています。留学中に取得した単位のうち 12 単位の読み替えが可能になっています。

[語学研修, 5 大学連合による交流等]

デラサール大学での英語短期研修の機会があり、単位取得が可能となっています。

アジア・大洋州 5 大学連合 (AOFUA) ASIA-OCEANIA FIVE UNIVERSITIES ALLIANCE による交流等に参加し、単位取得を可能とすることができます。5 大連合締結校とは、デラサール大学 (フィリピン)、エディスコワン大学 (オーストラリア)、東京都市大学 (日本)、タマサート大学シリントーン国際工学部 (タイ)、マレーシア日本国際工科院 (マレーシア) となります。

[海外インターンシップ]

全学の海外インターンシップ制度が充実しており、海外での就業体験ができるだけでなく、1 単位もしくは 2 単位の取得を可能とすることができます。

2025 年度 都市生活学部 都市生活学科 教育課程表 1

○印必修 △選択必修

区 科 目 分 群	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								科 目 ナ ン バ ー リ ン グ
				1 年		2 年		3 年		4 年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
001	哲学(1)	G	2	2								LA-111
002	哲学(2)	G	2	2	2							LA-112
003	倫理学(1)		2	2								LA-113
004	倫理学(2)		2	2								LA-114
005	倫理学(a)		1	1								LA-115
006	倫理学(b)		1	1								LA-116
007	文化人類学		2	2								LA-117
008	視覚芸術史(1)	G	2	2								LA-118
009	視覚芸術史(2)	G	2	2								LA-119
010	デザイン概論(1)	G	2		2							LA-211
011	デザイン概論(2)	G	2			2						LA-212
012	日本文学	G	2		2							LA-213
013	日本史(1)	G	2	2								LA-11A
014	日本史(2)	G	2	2								LA-11B
015	西洋史(1)	G	2	2								LA-11C
016	西洋史(2)	G	2	2								LA-11D
017	民俗学(a)	G	1	1								LA-11E
018	民俗学(b)	G	1	1								LA-11F
019	宗教学	G	2	2								LA-11G
020	社会学(1a)		1	1								LA-121
021	社会学(1b)		1	1								LA-122
022	社会学(2a)		1	1								LA-123
023	社会学(2b)		1	1								LA-124
024	社会学入門(a)		1	1								LA-125
025	社会学入門(b)		1	1								LA-126
026	経済学(1a)		1	1								LA-127
027	経済学(1b)		1	1								LA-128
028	経済学(2a)		1	1								LA-129
029	経済学(2b)		1	1								LA-12A
030	日本経済論(a)	G	1					1				LA-321
031	日本経済論(b)	G	1					1				LA-322
032	政治学(1a)		1	1								LA-12B
033	政治学(1b)		1	1								LA-12C
034	政治学(2a)		1	1								LA-12D
035	政治学(2b)		1	1								LA-12E
036	日本の政治(a)	G	1		1							LA-221
037	日本の政治(b)	G	1		1							LA-222
038	国際関係論(1a)	G	1	1								LA-12F
039	国際関係論(1b)	G	1	1								LA-12G
040	国際関係論(2a)	G	1	1								LA-12H
041	国際関係論(2b)	G	1	1								LA-12I
042	日本国憲法		2	2	(2)							LA-12J
043	法学		2	2								LA-12K
044	民法		2	2								LA-12L
045	西洋経済史	G	2	(2)	2							LA-12M
046	人文地理学(a)		1	1								LA-12N
047	人文地理学(b)		1	1								LA-12O
048	現代中国論	G	2	2								LA-12P
049	教育学(1a)		1	1								LA-131
050	教育学(1b)		1	1								LA-132
051	教育学(2a)		1	1								LA-133
052	教育学(2b)		1	1								LA-134
053	スポーツ・健康論		2	2	(2)							LA-135
054	心理学(1a)		1	1								LA-136
055	心理学(1b)		1	1								LA-137
056	心理学(2a)		1	1								LA-138
057	心理学(2b)		1	1								LA-139
058	心理学入門		2	2								LA-13C
059	社会とジェンダー(a)		1	1								LA-13D
060	社会とジェンダー(b)		1	1								LA-13E

G : 国際化 (グローバル化) に対応した教養科目

「教養科目」において、「海外の歴史と文化」「我が国の歴史と文化」に関連し、国際化 (グローバル化) に対応した教養となる科目に「G」を付している。

区 科 目 群	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								科 目 ナン バ リ ン グ
				1年		2年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
061	人間科学系	国際化と異文化理解(a) G	1						1			LA-331
062		国際化と異文化理解(b) G	1						1			LA-332
063		日本文化の伝承(a) G	1		1							LA-13F
064		日本文化の伝承(b) G	1		1							LA-13G
065		日本文化論 G	2	2	(2)							LA-13H
066	自然・情報科学系	データサイエンスリテラシー(1) ※DS	1	2	(2)							LA-145
067		データサイエンスリテラシー(2) ※DS	1	(2)	2							LA-241
068		文系のための教理基礎 ※MS	2	2	(2)							LA-14H
069		論理学(1a)	1	1								LA-141
070		論理学(1b)	1	1								LA-142
071		論理学(2a)	1		1							LA-143
072		論理学(2b)	1		1							LA-144
073		生活とメディア	2			2						LA-243
074		現代の物理(a)	1	1								LA-146
075		現代の物理(b)	1	1								LA-147
076		現代の化学	2	2								LA-148
077	現代の地学	2	2								LA-149	
078	科学技術と社会	2			2						LA-242	
079	その他	ボランティア(1)	1									LA-951
080		ボランティア(2)	1									LA-952
081		教養ゼミナール(1)	2	2	(2)	教養ゼミナールは4単位、教養特別講義は6単位まで「教養科目」区分の卒業要件として算入できる。それぞれ左記の単位数を超える同科目の単位は、卒業要件に算入できない。科目詳細は、シラバスを参照すること。					LA-953	
082		教養ゼミナール(2)	2	2	(2)						LA-954	
083		教養特別講義(1)	2	2	(2)						LA-955	
084		教養特別講義(2)	2	2	(2)						LA-956	
085	教養特別講義(3)	2	2	(2)	LA-957							
086	外国語科目(スキル)	Communication Skills(1)	○ 1	2								
087		Communication Skills(2)	○ 1		2							FL-113
088		Reading and Writing(1a)	○ 0.5	1								FL-115
089		Reading and Writing(1b)	○ 0.5	1								FL-116
090		Reading and Writing(2a)	○ 0.5		1							FL-117
091		Reading and Writing(2b)	○ 0.5		1							FL-118
092		Basic English Training(a)	1			1	(1)					FL-211
093		Basic English Training(b)	1			1	(1)					FL-212
094		Grammar(1a)	1			1	(1)					FL-213
095		Grammar(1b)	1			1	(1)					FL-214
096		Grammar(2a)	1			1	(1)					FL-215
097		Grammar(2b)	1			1	(1)					FL-216
098		Test Taking Skills(1a)	1			1	(1)					FL-217
099		Test Taking Skills(1b)	1			1	(1)					FL-218
100		Test Taking Skills(2a)	1			1	(1)					FL-219
101		Test Taking Skills(2b)	1			1	(1)					FL-22A
102		Test Taking Skills(3a)	1			1	(1)					FL-311
103		Test Taking Skills(3b)	1			1	(1)					FL-312
104		Critical Reading(1a)	1			1	(1)					FL-22B
105		Critical Reading(1b)	1			1	(1)					FL-22C
106		Critical Reading(2a)	1			1	(1)					FL-22D
107		Critical Reading(2b)	1			1	(1)					FL-22E
108		Critical Reading(3a)	1			1	(1)					FL-313
109		Critical Reading(3b)	1			1	(1)					FL-314
110		Critical Listening(1a)	1			1	(1)					FL-21F
111		Critical Listening(1b)	1			1	(1)					FL-21G
112		Critical Listening(2a)	1			1	(1)					FL-21H
113		Critical Listening(2b)	1			1	(1)					FL-21I
114		Critical Listening(3a)	1			1	(1)					FL-315
115		Critical Listening(3b)	1			1	(1)					FL-316
116		Communication Strategies(1a)	1			1	(1)					FL-21J
117	Communication Strategies(1b)	1			1	(1)					FL-21K	
118	Communication Strategies(2a)	1			1	(1)					FL-21L	
119	Communication Strategies(2b)	1			1	(1)					FL-21M	
120	Communication Strategies(3a)	1			1	(1)					FL-317	
121	Communication Strategies(3b)	1			1	(1)					FL-318	
122	Academic English(1a)	1			1	(1)					FL-21N	
123	Academic English(1b)	1			1	(1)					FL-21O	

2025 年度 都市生活学部 都市生活学科 教育課程表 2

○印必修 △選択必修

区 科 目 分 群	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								科 目 ナ ン バ ー リ ン グ				
				1 年		2 年		3 年		4 年						
				前	後	前	後	前	後	前	後					
124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186	英語科目 (スキル)	Academic English(2a)		1			1	(1)						FL-21P		
		Academic English(2b)		1			1	(1)						FL-21Q		
		Academic English(3a)		1			1	(1)						FL-319		
		Academic English(3b)		1			1	(1)						FL-31A		
	英語科目 (教養)	Literature in English(1a)		1			1	(1)						FL-221		
		Literature in English(1b)		1			1	(1)						FL-222		
		Literature in English(2a)		1			1	(1)						FL-223		
		Literature in English(2b)		1			1	(1)						FL-224		
		Global Culture(1a)		1			1	(1)						FL-225		
		Global Culture(1b)		1			1	(1)						FL-226		
		Global Culture(2a)		1			1	(1)						FL-227		
		Global Culture(2b)		1			1	(1)						FL-228		
		Language Sciences(1a)		1			1	(1)						FL-229		
		Language Sciences(1b)		1			1	(1)						FL-22F		
		Language Sciences(2a)		1			1	(1)						FL-22G		
		Language Sciences(2b)		1			1	(1)						FL-22H		
		Global Society(1a)		1			1	(1)						FL-22J		
		Global Society(1b)		1			1	(1)						FL-22K		
		Global Society(2a)		1			1	(1)						FL-22L		
		Global Society(2b)		1			1	(1)						FL-22M		
	共通	海外・特別選抜セミナー		2	2	(2)									FL-931	
		外国語特別講義(1a)		1			1	(1)							FL-932	
		外国語特別講義(1b)		1			1	(1)							FL-933	
		外国語特別講義(2a)		1			1	(1)							FL-934	
		外国語特別講義(2b)		1			1	(1)							FL-935	
	外国語科目	英語以外の外国語科目	ドイツ語(1a)		1			1	(1)						FL-241	
			ドイツ語(1b)		1			1	(1)						FL-242	
			ドイツ語(2a)		1			1	(1)						FL-243	
			ドイツ語(2b)		1			1	(1)						FL-244	
			フランス語(1a)		1			1	(1)						FL-245	
			フランス語(1b)		1			1	(1)						FL-246	
			フランス語(2a)		1			1	(1)						FL-247	
			フランス語(2b)		1			1	(1)						FL-248	
			スペイン語(1a)		1			1	(1)						FL-249	
			スペイン語(1b)		1			1	(1)						FL-24A	
			スペイン語(2a)		1			1	(1)						FL-24B	
			スペイン語(2b)		1			1	(1)						FL-24C	
			イタリア語(1a)		1			1	(1)						FL-24D	
			イタリア語(1b)		1			1	(1)						FL-24E	
			イタリア語(2a)		1			1	(1)						FL-24F	
			イタリア語(2b)		1			1	(1)						FL-24G	
			中国語(1a)		1			1	(1)						FL-24H	
			中国語(1b)		1			1	(1)						FL-24I	
		中国語(2a)		1			1	(1)						FL-24J		
		中国語(2b)		1			1	(1)						FL-24K		
		アラビア語(1a)		1			1	(1)						FL-24L		
		アラビア語(1b)		1			1	(1)						FL-24M		
		アラビア語(2a)		1			1	(1)						FL-24N		
		アラビア語(2b)		1			1	(1)						FL-24O		
		韓国語(1a)		1			1	(1)						FL-24P		
		韓国語(1b)		1			1	(1)						FL-24Q		
		韓国語(2a)		1			1	(1)						FL-24R		
		韓国語(2b)		1			1	(1)						FL-24S		
		日本語基礎(1)		2	2	(2)	左記科目は卒業要件非加算とする						FL-941			
		日本語基礎(2)		2	(2)	2							FL-942			
		日本語表現(a)		1			1	(1)							FL-24T	
		日本語表現(b)		1			1	(1)							FL-24U	
		体育科目	基礎体育(1a)	△	0.5	1										PE-111
			基礎体育(1b)	△	0.5	1										PE-112
			基礎体育(2a)	△	0.5		1									PE-113
			基礎体育(2b)	△	0.5		1									PE-114
	応用体育(1) *集中授業あり			1			*2	(*2)							PE-211	
	応用体育(2) *集中授業あり			1			*2	(*2)							PE-212	

区 科 目 分 群	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								担 当 者 (2025年度現在)	科 目 ナン バ ー リ ン グ	
				1年		2年		3年		4年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214	基幹科目	マーケティング概論	○	2	2								北見幸一	UL-111
		経営学概論	○	2	2								菊池武晴	UL-112
		都市の経済学	○	2		2							宇都正哲 他	UL-114
		世界の都市	○	2		2							川口和英 他	UL-117
	基礎共通科目	都市計画(1)	△	2	2								明石達生, 末繁雄一	UL-113
		世界の住まい	△	2	2								三井所清史	UL-115
		Urban Cultural Studies	△	2			2						リーラ・プロビ・ドリアンダ	UL-116
		民法と商法	△	2					2				市川貴子	UL-118
		会計学概論	△	2				2					永江総宜	UL-119
		統計と分析 ※MS	△	2					2				林和眞	UL-11A
	演習領域	グラフィックデザイン演習	○	2	2								諫川輝之 他	UL-121
		まちの観察	○	2			2						末繁雄一	UL-122
		Facilitation & Communication(1)	△	2					2				北見幸一 他	UL-123
		Facilitation & Communication(2)	△	2					2					UL-124
		空間デザイン演習(1)	△	2			2						中島伸 他	UL-125
		空間デザイン演習(2)	△	2			2						中島伸 他	UL-126
		空間デザイン演習(3)	△	2			2						中島伸 他	UL-127
		都市デジタルシミュレーション(1)	○	2			2						末繁雄一 他	UL-128
		都市デジタルシミュレーション(2)	△	2					2				齊藤圭 他	UL-129
		都市デジタルシミュレーション(3)	△	2					2				齊藤圭 他	UL-12A
	基礎総合領域	マーケティングリサーチ演習(1)	○	2			2						西山敏樹 他	UL-12B
		マーケティングリサーチ演習(2)	△	2					2				坂倉杏介 他	UL-12C
		マーケティングリサーチ演習(3)	△	2					2				北見幸一 他	UL-12D
		SD PBL(1)	○	1	1	1							坂倉杏介 他	UL-221
SD PBL(2)		○	1				2					太田明 他	UL-222	
SD PBL(3)		○	1						2			坂倉杏介 他	UL-223	
215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244	都市のライフスタイル	未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
		未来を拓くイノベーション	○	1					2	(2)			林和眞 他	UL-224
	都市のマネジメント	都市の社会学	△	2			2						坂倉杏介	UL-231
		経営戦略論	△	2					2				菊池武晴	UL-331
		経営財務		2					2				永江総宜	UL-335
		エリアマーケティング		2					2				林和眞, 北見幸一	UL-232
		Urban Tourism		2						2			川口和英	UL-332
		広告コミュニケーション		2						2			京井良彦	UL-333
		ブランド戦略		2						2			北見幸一	UL-334
		集客学		2					2				川口和英	UL-233
		プロジェクトマネジメント	△	2						2			太田明	UL-341
		住宅と不動産		2				2					宇都正哲	UL-241
		都市空間の演出		2				2					末繁雄一	UL-242
		都市開発プロジェクト		2				2					太田明	UL-246
		都市ビジネス		2				2					宇都正哲	UL-243
		エリアマネジメント	△	2				2					坂井文	UL-244
		コミュニティマネジメント		2				2					坂倉杏介	UL-245
		都市のデザイン	都市デザイン	△	2			2						川口英俊
建築空間論	△		2						2			中島伸	UL-351	
アーバンランドスケープ			2						2			坂井文, 川口英俊	UL-352	
都市環境デザイン			2						2			齊藤圭	UL-353	
インテリアデザインと実務			2				2					高柳英明	UL-252	
建築史			2				2					岩谷洋子	UL-253	
住宅計画			2							2		佐々木龍郎	UL-354	
都市の建築ストックの再生			2						2			山田智彦	UL-355	
都市のしくみ	都市政策	△	2			2						明石達生	UL-261	
	都市と交通		2							2		西山敏樹 他	UL-361	
	ユニバーサルデザイン	△	2				2					西山敏樹	UL-262	
	住まいの構法・生産・流通		2				2					信太洋行	UL-263	
	都市の安全環境		2				2					諫川輝之	UL-264	
	住まいと環境		2				2					齊藤圭	UL-265	
	都市計画(2)		2							2		明石達生	UL-362	

2025 年度 都市生活学部 都市生活学科 教育課程表 3

○印必修 △選択必修

区 科 目 分 群	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								担 当 者 (2025年度現在)	科 目 ナ ン バ リ ン グ		
				1年		2年		3年		4年					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
専 門 科 目	建 築 士 対 応 科 目	建築法規	2			2							加藤健三	UL-271	
		建築材料	2			2							信太洋行	UL-272	
		建築構造	2						2				下久保亘	UL-371	
		構造力学(1)及び演習	3					4					石井久史	UL-372	
		構造力学(2)及び演習	3						4				石井久史	UL-373	
		鉄筋コンクリート構造	2						2				戸田成信	UL-374	
		環境と設備	2					2					木原己人	UL-375	
	総 合 領 域 1	プロジェクト演習(1)	○	2					4				中島伸 他	UL-481	
		プロジェクト演習(2)	○	2						4			中島伸 他	UL-482	
		卒業研究(1)	○	3							6	(6)	明石達生 他	UL-483	
		卒業研究(2)	○	3							(6)	6	明石達生 他	UL-484	
	総 合 領 域 2	海外研修(1)		2											UL-581
		海外研修(2)		1											UL-582
		インターンシップ(1)		1									各教員	UL-583	
		インターンシップ(2)		1									各教員	UL-584	
		まちづくり演習(1)		2									各教員	UL-585	
		まちづくり演習(2)		1									各教員	UL-586	
		まちづくり演習(3)		1									各教員	UL-587	
		国際ワークショップ(1)		2									各教員	UL-58A	
		国際ワークショップ(2)		1									各教員	UL-58B	
		国際ワークショップ(3)		1									各教員	UL-58C	
		特別講義(1)		2									各教員	UL-588	
	特別講義(2)		2									各教員	UL-589		
	特別講義(3)		2									各教員	UL-58D		

2025 年度 全学部共通 教育課程表

区 科 目 分 群	授 業 科 目	必 選 の 別	単 位 数	週 時 間 数								科 目 ナ ン バ リ ン グ		
				1年		2年		3年		4年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
専 門 基 礎 科 目	こ と づ く り	ことづくり(1)	1			1							HP-101	
		ことづくり(2)	1				1						HP-201	
		ことづくり(3)	1					1					HP-202	
		ことづくり(4)	1						1				HP-301	
		ことづくり(5)	1							1			HP-302	
	ひ ら め き こ と づ く り	ひらめきづくり(1)		1	1									HP-901
		ひらめきづくり(2)		1		1								HP-902
		ひらめきづくり(3)		1			1							HP-903
		ひらめきづくり(4)		1				1						HP-904
		ひらめきづくり(5)		1					1					HP-905
		Next PBL(1)		1							1			HP-906
		Next PBL(2)		1									1	HP-907

注 卒業必要単位数は下表のとおりとする。

合 計	1 2 4 単位	以下を含むこと
教養科目	10 単位	
外国語科目	8 単位	右記を含むこと ○必修 4 単位
体育科目	1 単位	右記を含むこと △選択必修 1 単位
専門基礎科目	39 単位	右記を含むこと ○必修 23 単位 △選択必修 16 単位 (演習領域 8 単位を含む)
専門科目	53 単位	右記を含むこと ○必修 10 単位 △選択必修 10 単位
数理・データサイエンス プログラム (※DS及び※MS)	4 単位	右記を含むこと ※DS 1 単位

科目ナンバリング： YY-LMD

YY：科目区分	LA：教養科目				
L：レベル	1：入門	2：基礎	3：応用	9：その他	
M：科目群	1：人文学系	2：社会科学系	3：人間科学系	4：自然・情報科学系	5：その他
D：識別番号					

YY：科目区分	PE：体育科目	
L：レベル	1：入門	2：基礎
M：科目群	1：科目群なし	
D：識別番号		

YY：科目区分	FL：外国語科目			
L：レベル	1：入門	2：基礎	3：応用	9：その他
M：科目群	1：英語科目(スキル)	2：社会科学系(教養)	3：共通	4：英語以外の外国語
D：識別番号				

YY：科目区分	UL：都市生活学科 専門科目				
L：レベル	1：基礎	2：応用	3：発展	4：卒業研究	5：その他
M：科目群	1：基幹・基礎共通科目	2：演習・基礎総合科目	3：都市のライフスタイル	4：都市のマネジメント	5：都市のデザイン
	6：都市のしくみ	7：建築士対応科目	8：総合領域		
D：識別番号					

YY：科目区分	HP：全学部共通 ひらめきプログラム 専門基礎科目			
L：レベル	1：入門	2：基礎	3：応用	9：その他
M：科目群	0：ことづくり・ひらめきことづくり			
D：識別番号				

履修要綱

履修要綱は、本学の学則第5章及び第8章に基づき定められたものです。学生諸君はこの要綱を精読し、記載された内容とルールに従って授業を履修してください。

1. 単位

1-1. 単位制度

本学の教育課程は「単位制度」に基づいて編成されています。この単位制度は学修の基本ですので、各自が十分に理解する必要があります。「単位」は履修した科目の学力が一定レベルに達したと認められた場合に与えられるものです。そのためには教室内で授業を受けるだけでは不十分であり、予習、復習、宿題などの「自学自習」を必要とします。

大学の授業は講義、演習、実験、実習及び実技等の方法で行われ、各授業科目の単位数は、学則第18条の基準に従い、1単位の履修時間は教室内及び教室外を合わせて45時間として計算されます。本学では講義および演習については、2時間の授業に対して、4時間の自学自習を行わせることを基準にしています。

なお、本学都市生活学部を卒業するためには、修業年限を充たし総計124単位以上を修得しなければなりません。

1-2. 単位数

授業の方法によって授業時間に対する自学自習の必要時間が異なりますから、週1時限（2時間）の授業に対して与えられる単位数は次の通りです。（学則第18条参照）

(1) 講義・演習

① 2時間の授業、4時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2 + 4) \times 15 = 90 \text{ 時間} \quad 90 \div 45 = \mathbf{2 \text{ 単位}}$$

② 通年30週の場合：**4 単位**

(2) 実験・実習・製図・実技

① 2時間の授業、1時間の自学自習、週1回半期15週では、

$$(2 + 1) \times 15 = 45 \text{ 時間} \quad 45 \div 45 = \mathbf{1 \text{ 単位}}$$

ただし、授業時間外の自習によって準備または整理を行う必要のある科目については、その程度に応じて単位数を追加してあります。

また、学則第18条の2に基づき、各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものとします。科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合がありますが、詳細は授業時間表で確認してください。

1-3. 単位の授与

各授業科目を履修した者に対して、試験（中間試験を含む）の他、本学が定める適切な方法によりその成果を判定した上で単位を与えます。この場合の履修とは単位制度に基づくもので、所定の単位を修得するためには必要な時間数の授業を受けていなければならないことはもちろん、定められた時間数の自学自習が行われていなければなりません。

なお、履修したが合格点に達せず単位を与えられなかった科目のうち、単位の修得が義務づけられた科目（必修科目）は、次年度以降に低学年の授業時間表に従って再履修しなければなりません。

1-4. 標準履修の目安

学生諸君は、4年次においてはその1/2～2/3の時間が卒業研究に費やされますから、3年次末までには108程度の単位を修得することが望まれます。そのための目安として、**1日に2時限以上を履修**し、それらが合格すれば、標準の単位数を修得することができます。

2. 授業科目

2-1. 科目の区分

授業科目はその内容により、「教養科目」「外国語科目」「体育科目」「専門基礎科目」「専門科目」に区分されています。それぞれに属する各授業科目については、別ページに掲げる「教育課程表」にすべて記載されているので同表を参照してください。

2-2. 科目の種類

授業科目は必修科目、選択必修科目、および選択科目に分かれます。その定義は次の通りです。

- (1) 必修科目……………必ず履修しなければならない科目（教育課程表中の○印）
- (2) 選択必修科目………学科で指定された科目の中から選択して履修しなければならない科目（教育課程表中の△印）
- (3) 選択科目……………自由に選択して履修できる科目（教育課程表中の無印）

なお、科目の選択は各自の履修上特に慎重な配慮を要するので、選択にあたっては必ず以下の＜3. 履修心得＞の項を参照してください。

3. 履修心得（卒業要件と履修登録上の心得）

3-1. 卒業の要件

本学を卒業するためには修業年限を充たし、次の表に従いそれぞれの区分の単位を修得する必要があります。なお、この表は各自の履修の基準になるので、必ず学年始毎に参照し確認するようにしてください。

区 分	卒 業 要 件 (必要最少単位数)	
教養科目	10単位	必修科目（○印）4単位を含む。 選択必修（△印）1単位を含む。 必修科目（○印）23単位、選択必修科目（△印）から16単位を含む。（うち演習領域8単位を含む。） 必修科目（○印）10単位、選択必修科目（△印）から10単位 ただし、国際都市経営コースは、指定科目（☆印）6単位を含む。
外国語科目	8単位	
体育科目	1単位	
専門基礎科目	39単位	
専門科目	53単位	
小 計	111単位	
自由選択※1	13単位	
合 計※2	124単位以上	

※1 自由選択として、各区分の卒業要件を超える分を合算して13単以上修得しなければならない。

※2 数理・データサイエンスプログラム（※DSおよび※MS）に指定されている科目の中から4単位を修得し、その中にはデータサイエンス（※DS）に指定されている科目より1単位を含める。

3-2. 履修科目区分

以下は履修上の科目区分の一覧で、それぞれ必要最少修得単位数が決められています。これに従って履修計画を立ててください。

(1) 教養科目：

必要最少単位数は**10単位**です。履修者数の多い科目はあらかじめクラス分けを行う場合があるので、事前によく確認をしてください。この中には、「教養ゼミナール」は4単位、「教養特別講義」は6単位までを算入できます。なお、それぞれ規定単位数を超えると、卒業要件に算入できない修得単位（卒業要件非加算の特別履修）となります。「教養ゼミナール」「教養特別講義」ともに、毎年違った講義が開講される上、「教養ゼミナール」には定員が設けられています。履修にあたっては注意して下さい。

(2) 外国語科目：

必要最少単位数は**8単位**です。このうち、外国語科目**4単位**の必修科目は必ず履修しなければなりません。また、選択科目として、必修科目以外の英語科目（スキル）、英語科目（教養）、共通科目、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、中国語、アラビア語、韓国語、日本語表現の中から4単位を修得することで、必要最小単位数を充たすことになります。

(3) 体育科目：

「体育科目」の必要最低単位数は**1単位**です。選択必修科目**1単位**を修得することで、必要最少単位数を充たすことになります。

(4) 専門基礎科目：

必要最少単位数は**39単位**です。このうち、**23単位**の必修科目は必ず履修しなければなりません。また、選択必修科目として**16単位**（うち演習領域**8単位**を含む）を修得しなければなりません。

(5) 専門科目：

必要最少単位数は**53単位**です。このうち、**10単位**の必修科目は必ず履修しなければなりません。また、選択必修科目として**10単位**、さらに国際都市経営コースは、指定科目**6単位**を修得しなければなりません。

(6) 自由選択：

上記4区分の必要最少単位数の小計は**111単位**となりますが、卒業要件を充たすには、各区分の必要最少単位数を超えた分を合算して**13単位**以上修得しなければならず、この**13単位**分を「自由選択」とします。これにより、卒業要件は**合計124単位**となります。

(7) 副専攻プログラム：

学際的なテーマ、あるいは特定学問分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、複眼的な思考力と統合的な理解力の育成を目的としています。該当する授業科目を10単位以上取得することで履修した副専攻プログラムの修了が認定されます（修了要件はプログラムより異なるので、注意しましょう）。副専攻プログラムの履修によって取得した科目の大半は「他学部他学科科目」ですが、自由選択科目として卒業要件単位に含めることができます。なお、プログラムの修了を認定するには、所定の申請書を提出する必要があります。

以下に副専攻プログラムの名称などを記します。

プログラム名称	修了要件
社会変革のリーダー育成	14 単位
エンジニアリング教養	10 単位
データサイエンス	10 単位
情報デザイン	10 単位
情報マネジメント	10 単位
環境基礎	10 単位
情報工学基礎	10 単位
児童学基礎	10 単位
日本語・日本文化（※外国人留学生のみ）	10 単位

各プログラムを構成する科目群などの詳細は、ガイダンスなどで紹介・説明します。また、新たな副専攻プログラムが創設されたときは、学期当初のガイダンスなどで紹介します。

(8) ひらめき・ことづくり基礎プログラム：

これからの社会で新しい価値を創造し、新時代の「ものづくり」を切り開く人材の育成をめざして生まれた、独自プログラム。本プログラムは、事前に所定の申請並びに選抜試験を受験し、受講が許可された学生が参加できます。また、授業科目は、以下のとおりです。各学科の教育課程表ページも確認すること。プログラムの修了には、以下の12科目12単位の修得が必要です。詳細は、本プログラムのガイダンスなどで紹介・説明します。

- ・ことづくり(1)～(5)：各1単位 専門基礎科目（選択科目）
- ・ひらめきづくり(1)～(5)：各1単位 専門基礎科目（選択科目）
- ・Next PBL(1)(2)：各1単位 専門基礎科目（選択科目）

(9) 数理・データサイエンスプログラム：

数理・データサイエンス分野に関する授業科目で編成されるプログラムであり、データサイエンスリテラシーと数理的教養の涵養、多分野での AI 専門家の育成を目指すもので、社会から求められる数理的思考力とデータ分析・活用能力の修得を目指します。この「数理・データサイエンスプログラム」は、数理科学分野（教育課程表備考欄の※MS が該当科目）とデータサイエンス分野（教育課程表備考欄の※DS が該当科目）で構成され、データサイエンス分野（※DS）1 単位以上を含み、合計で 4 単位以上の修得を要します。これを満たさないと卒業延期となるため、注意してください。

学部	学科	卒業要件 (※MS+※DS)	※MS		※DS (1 単位以上を修得)	
都市生活学部	都市生活学科	4 単位	文系のための数理基礎	2 単位	データサイエンスリテラシー(1)	1 単位
			統計と分析	2 単位	データサイエンスリテラシー(2)	1 単位

○印：当該学科の必修科目

3-3. 履修方針の作成

- (1) 学期の始めに当り、「シラバス（教授要目）」を熟読するとともに入学した年度の教育課程表を十分理解した上で、各自一年間の履修方針を作成してください。
- (2) 当該年度に組まれている授業時間表に従い、必修科目、選択必修科目、選択科目の順に、履修方針に基づき選択した上で、履修登録をして学部に申告をしなければなりません。
- (3) 自学自習に多くの時間を要する単位制度の下では、授業時間表に組まれている選択科目の全部について履修することは困難です。従って、科目選択に当たっては、クラス担任教員等の助言を受け、無理のないように適切に選択することが必要です。
- (4) 所属学年に組まれている授業科目は、できるだけその学年で修得するよう努力すべきです。次の年度で再履修しようとしても、他の授業時間や試験時間と重複して履修できない場合があるからです。また、学年進行に伴うカリキュラム変更等により、当該年度の開講をもって廃止となる場合や新規に開講する科目に振替える場合がありますので、各自キャンパス内掲示板やポータルサイト等で十分に確認、注意をしてください。

3-4. 履修登録の流れ

「履修登録」とは、その学期に履修する科目を登録することです。登録手続きはWEB 上から指示された期日までに必ず行うことが必要です。この手続きを経ない科目は、受講の上試験に合格しても単位は与えられません。以下は、履修申告に関する各学期の流れです。

(1) 履修科目の選択・調整期間

学期開始から履修登録までに約 1 週間の期間があります。この時間を活用し、前項に従い自分の履修科目を選択し確定します。その際、「学修要覧」「シラバス（教授要目）」等を参考にし、実際に授業を体験するなど十分検討してください。

なお、この期間に履修者を調整する科目もあります。履修登録前に履修者を確定する場合もあるので、1 週目の授業は特に重要ですから必ず出席してください。

(2) 履修科目の登録

履修登録はWEB 上から行います。なお、登録期間後は、履修登録の確認期間以外は履修科目の追加・変更はできません。また、本人の不注意による履修登録の誤りは、すべて自己の責任となりますので、特に慎重な注意が必要です。

他学部や他学科、他大学などの科目を履修する場合には、WEB 上での登録ではなく、別途所定の手続が必要です。科目によっては、担当者の許可を必要とする場合もあります。

なお、必修科目も自動的にその履修が登録されるようなことはありません。すべての科目は所定の手続きにより各自が登録を行う必要があるので十分注意してください。

(3) 履修登録の確認

履修登録の約 1 週間後、履修科目が正しく登録できているか否かを確認する機会を設けています。

(4) クォーター開講科目の履修登録

科目によってはクォーター開講（前学期・後学期をさらに分割した期間で開講）する場合がありますが、履修登録の手続きについては「前学期」「後学期」として学期ごとに行う必要がありますので注意してください。

(5) 大学院先行履修制度

本大学では、学部在学中に、大学院博士前期課程の授業科目を先行履修することができます。（ただし在学年次、受講資格等制限があります）。なお、本大学院に進学後、総合理工学研究科各専攻においては修得した単位「15単位」を超えない範囲で、環境情報学研究科各専攻においては修得した単位「10単位」を超えない範囲で、認定することができます。申請手続等詳細については、事務局で確認してください。

3-5. 習熟度別クラス編成・履修免除

英語科目においては、入学後オリエンテーション期間内で実施する基礎学力調査の結果により、習熟度別に編成したクラスを指定する場合があります。詳細は、別途公開される「授業時間表」の注意事項を参照してください。

3-6. 履修登録単位数の制限

(1) 履修登録単位数の上限

1学期あたりの履修登録単位数は**24単位を上限**とします。

なお、通年科目については、単位数に1/2を乗じた値を1学期分の単位数とします。

(2) 履修登録単位数の上限対象外とする科目

「集中講義系科目」「学外実習系科目」「海外体験関係科目（「海外研修」等）」「卒業要件非加算科目」については、履修登録単位数の制限内に含まれません。具体的な科目については、事務局に確認して下さい。

(3) 履修登録単位数の上限緩和措置

前学期までのf-GPA値が4.0以上の成績優秀な学生は、学科の許可のもと28単位までの超過履修を可能とします。

3-7. 履修登録上の注意事項

(1) 履修登録方法

履修登録は、WEB上から行います。他学部、他大学などの科目を履修する場合は、WEB上での登録ではなく別途申請が必要です。詳しくは、事務局に照会してください。

(2) 再履修

過去に不合格になった科目を、再度履修する場合の履修を「再履修」として取り扱います。

(3) 合格科目の再履修

既に合格（単位修得）した科目を再度履修することはできません。（すなわち、一度履修して合格した科目の成績評価の変更はできません。）

(4) 高学年配当科目の履修

自己の学年よりも高学年に配当されている科目は履修できません。

(5) 履修者指定のある科目

科目によっては、所属学科・クラス・班などによる履修者指定をしている場合があります。また、授業開始前の希望者事前審査や、授業開始時の出席状況により、受講者指定や履修者の人数制限をする科目もあります。

(6) 2年次以降の履修登録注意事項

2年次以降に履修登録する際には、以下の事項に注意してください。

- ・履修する科目は初めての履修、再履修を問わず、すべて登録する。
- ・低学年の必修科目と所属学年に配当されている必修科目の授業時間が重複している場合は、低学年の科目を優先して履修する。

(7) 他学部・他大学の科目の履修について

他学部や他学科，他大学などの科目を履修する場合についてはWEB上での登録ではなく，別途申請が必要となります。詳細は「13. 他学部・他大学の科目の履修」を参照してください。

(8) 副専攻プログラムの履修について

通常の履修登録と併せて，履修希望科目を記した「副専攻プログラム計画書」の提出が必要です。ただし，履修計画書に記したプログラム対象科目と実際に取得したプログラム対象科目が合致していなくても要件が満たされていればプログラム修了を認定します。

4. 履修心得（科目履修上の心得）**4-1. 出席の定義**

「出席」とは，授業の開始時間から終了時間まで受講していることであり，それ以外は，原則として「出席」と認められません。欠席はもちろんのこと，どんなやむをえない事情の遅刻や早退も，授業を受講していない以上は「出席」にはならないということです。

(1) 欠席

事務局には「欠席届」（短日の欠席により授業科目ごとに提示する書式と，インフルエンザなど長期欠席の際にまとめて提示する書式があります）や「課外活動の公式[試合・行事]参加証明書」という書類がありますが，これらは授業に「欠席」したことの理由を明示する書類に過ぎません。

欠席の際に提出を義務づけられているものではありませんし，このような書類を提出したことによって，「出席」扱いになるわけでもありません。

ただし，当該担当教員が欠席理由を鑑みた上で，当該授業科目の学修目標を達成するための自主的課題を指示するなどの配慮がされることがあります。これらの措置は担当教員の裁量に委ねられます。

(2) 遅刻・早退

授業の開始時間から終了時間まで受講していないものは「出席」とは認められません。担当教員によっては「遅刻」や「早退」などの記録をとる場合がありますが，「出席」扱いにするためのものではありません。その取扱いは担当教員に確認して下さい。

なお，20分以上の遅刻・早退，および入退室等の時間が明確に確認できない場合は欠席として扱われます。

4-2. 出席管理

東京都市大学ではスマートフォンを利用したWEBによる出席管理を資料としています。また，重複して出席カードの利用，呼び上げ確認を行うなど，出席確認の方法は出席管理のシステムや担当教員の裁量により変わる場合があります。学生は，科目ごと，担当教員からの指示による方法で，出席の確認を受けてください。

なお，代返等是不正行為であり，処分の対象となります。

4-3. 出席に関する各種対応

前述までの基本的なルールを前提に，「出席」のルールは担当教員の裁量に委ねられる部分もあります。また，出席に関する具体的な対応についてまとめました。

(1) 対象となる科目

この書面に記された「出席」に関するルールと取り扱いは，都市生活学部の学生が，都市生活学部で開講する科目を受講する際において適用されます。

(2) 電車が遅れて遅刻したことによる「遅延証明書」

通学電車等の日常的な遅延には特に注意し，普段から余裕をもった生活行動をとるように心がけてください。

したがって，原則として「遅延証明書」は無効であり，提出する必要はありません。

ただし，ストライキ等による全面運休や事故等による長時間にわたる遅延で，20分以上の遅刻により「欠席」になる場合は，「欠席届」に「遅延証明書」を添付しても構いません。あくまでも欠席であることには変わりありませんが，担当教員により，自主的課題の指示などがあれば従ってください。

4-4. 授業に関連する伝達事項

授業に関連して、担当教員から受講学生に伝達事項がある場合、以下の方法があります。科目ごとに運用が異なりますので、授業中の指示に注意するほか、日常的に各伝達方法を確認するようにしてください。

なお、最も主たる伝達方法は掲示（電子掲示板）としています。

(1) 掲示板

学内の掲示板・電子掲示板は、最も主たる伝達方法となりますので日常的に確認してください。

(2) WEB

WEB上の「ポータルサイト」における「お知らせ」や、「授業支援システム」における「WEB掲示板」に伝達事項を掲載することがあります。

(3) 電子メール

特に個人別の伝達事項の場合は、大学から学生に付与された「g（学籍番号）@tcu.ac.jp」に限り連絡します。携帯の電子メールアドレスは対象外となります。

4-5. 課題提出

授業では適宜、課題提出を求める場合があります。提出方法として、WEB上の「授業支援システム」や、電子メール（添付ファイル）等を利用する場合がありますので指示に従ってください。

(1) 授業時間内提出・提出ポスト

授業時間内に課題提出をする場合や、研究室や事務局の課題提出ポストへ提出するよう指示する場合があります。

(2) WEB

WEB上の「授業支援システム」から課題提出を指示する場合があります。

(3) 電子メール

電子メールからの課題提出は、大学から学生に付与された「g（学籍番号）@tcu.ac.jp」のアドレスを利用してください。それ以外のアドレスについて、特に携帯電話からのメールなどは提出者情報の確認ができず、提出や連絡が認められない場合があります。

5. 授業時間

各時限の授業時間は次の通りです。ただし、何らかの事情で臨時に変更となる場合がありますので注意してください。

時 限	1	2	3	4	5
時 間	9:20～11:00	11:10～12:50	13:40～15:20	15:30～17:10	17:20～19:00

※ 授業によっては開始時間が早まる場合があります。授業時間表等で確認してください。

6. 休講措置

学校行事や、担当教員の都合などにより授業を休講とする場合があります。その場合は補講措置、代行措置を含め、事前に掲示板等にて連絡します。

なお、休講の掲示やその他特段に指示がなく、授業開始時間から30分以上遅れても授業が行われない場合は、休講の扱いとします。

7. ストライキ等により交通機関が運行停止した場合及び台風による気象警報発表時の授業措置

7-1. 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止した場合

以下の状況に応じて段階的な措置をとります。

1	午前6時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前6時から午前9時までにスト等による運行停止が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時までにスト等による運行停止が解除されない場合	→	全日休講とする

7-2. 東急電鉄（大井町線）がストライキ等により運行を停止しない場合

JR東日本やその他の電車がストライキ等により運行を停止しても、授業は平常どおり行います。

7-3. 台風による暴風警報が発表された場合

東京地方（23区西部、23区東部）及び神奈川県東部に暴風警報が発表されている場合、以下の状況に応じて段階的な措置をとります。

1	午前6時までに暴風警報が解除された場合	→	平常どおりの授業を行う
2	午前6時から午前9時までの間に暴風警報が解除された場合	→	午前は休講とし、午後は平常どおりの授業を行う
3	午前9時以降に暴風警報が解除された場合	→	全日休講とする

なお、暴風警報が発表されていない場合でも、気象状況は時間の経過とともに変化することが想定されます。状況に応じて休講の措置をとることもあるので、大学発表の情報を必ず確認してください。また、授業開始以後に暴風警報が発表された場合は、学内放送等で授業措置の情報を発信します。

7-4. その他

その他、緊急事態の状況によっては、前述にかかわらず別途の措置を講ずる場合があります。そのような場合、直ちに大学ホームページおよびポータルサイトへ掲載するので、各自で確認してください。

8. 科目試験

8-1. 試験の内容

定期試験は、全学一斉に期間を指定して行う試験で、前期末の「前期末試験」と、学年末の「学年末試験」があります。また、クォーター開講科目の場合は、クォーター終了時点で「前期前半末試験」「後期前半末試験」という定期試験を設定しています。

なお、担当教員により、これらの指定期間とは別に、授業期間中にこれらの試験に準ずる試験を行う場合がある他、中間試験その他を行うことがあります。また、レポート、論文等をもって試験に替える場合もあります。

受験に際しては次の事項に留意してください。

- (1) 試験科目、試験の日時および場所は予め掲示します（その際に受験についての注意事項を併せて掲示します）。
- (2) 次の何れかに該当する者は試験を受けることはできません。たとえ受験しても無効とします。
 - a. 科目の履修登録をしていない者
 - b. 学生証を所持しない者
 - c. 試験開始後20分以上遅刻した者
- (3) 受験の際は学生証を必ず机の上に置かなければなりません。
- (4) 答案用紙の学籍番号、氏名の欄は、必ず消せないボールペンで記入しなければなりません。
- (5) 試験開始後30分以内の退場は許可しません。

- (6) 病気・負傷、登校途中の事故又はやむを得ない正当な事由により受験できなかった場合は、欠席届に診断書又は証明するものを添えて事務局に提出しなければなりません。その場合に限り、再試験を受けることができます。

8-2. 定期試験の試験時間

定期試験の試験時間は以下の通りです。なお、各時限60分を原則としており、平常の授業時間（100分）と異なるので注意してください。

時 限	1	2	3	4	5	6	7
時 間	9:00～10:00	10:20～11:20	11:40～12:40	13:40～14:40	15:00～16:00	16:20～17:20	17:40～18:40

8-3. 試験の際に不正を行った者に対する処分

本学部学生が、試験（単位互換により、本学部以外での受験を含む）において不正行為を行った場合、「学則」および「学生の懲戒に関する規程」に従って処分の手続きを行い、「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験の評価を不可（0点）にする」とともに、「10日以上以上の停学または退学」とします。

- (1) 試験には、大学が当該年度の学年暦で定めた定期試験期間中に行う試験の他、担当教員が授業期間中に各学期末試験または学年末試験として行う試験や、クォーター開講科目で学期途中に実施する試験も対象とし、これらのすべてを「当該クォーター期間内に実施する全ての科目試験」として取り扱います。
- (2) 停学の期間は在学年数に算入します。
- (3) 処分の内容は決定後公示します。
- (4) 停学の執行開始は、処分を決定した日の翌日からとします。

注1：下記のような場合を不正行為と断定します。

- (a) 代人に受験させた場合
- (b) 他人のために答案、メモ等を書いたり、他人に答案、メモ等を書いてもらったりしている場合
- (c) 問題配布後で試験開始の合図がある前、および試験終了後に鉛筆などの筆記用具を手に持っている場合
- (d) 持ち込みを許可されていない教科書、参考書、ノート、メモ等を参照したと認められる場合
- (e) 他人の答案を見たと認められる場合
- (f) 他人に自己の答案を見せたと認められる場合
- (g) 言語、動作をもって互いに連絡した場合
- (h) 教科書、参考書、ノート等を参照してよい場合に、これらを互いに貸借した場合
- (i) その他、試験監督者および出題者が不正と判断する行為（例えばメモ、ノートを机上に持っている場合や所持している場合等）を行った場合
- (j) 携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を机の上に置いたり、身に付けていたりした場合

注2：不正行為は試験場で指摘された場合に限らず、採点の際に発見された場合も同様の扱いを受けます。

注3：処分を受けると当該クォーター期間内に実施される科目試験の全ての科目が不合格となるので、ほぼ確実に1年以上の卒業延期となります。

9. 科目成績

9-1. 成績の発表

- (1) 成績は8月下旬（クォーター開講を含む前期配当科目）と3月下旬（クォーター開講を含む後期配当科目および通年配当科目）の2回発表します。
- (2) 成績は発表と同時に効力を発生するものとします。
- (3) 卒業の要件を充たして卒業資格を認定された者は、3月に本学内に掲示します。

9-2. 成績の評価

学業成績の評価は、秀(100点～90点)、優(89点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)の5段階に分け、秀、優、良、可を合格とします。なお、「不可」については、(1)合格基準に満たない評価点の場合、(2)成績判定の材料がそろわず評価が不可能な場合の2種類があり、両方とも不合格である点は同じですが、評価が不可能な場合はf-GPAの計算から除外されます。また、当初の評価で合格に達していない場合でも、授業への出席状況や授業内容の理解度等を考慮し、追加の学習を行えば当初と同一の評価を行っても合格に達することが期待できる学生には追加学習の機会を設けて再評価を行うことがあります。この措置は任意の卒業要件加算科目が対象となり得ます。

なお、他大学で修得した科目を本学の科目として認めたときの評価は段階別に分けて、「認定」との表記になります(例えば、認定留学で修得した単位など)。

9-3. 成績順位の算定方法

成績順位は、f-GPA(ファンクショナル・グレード・ポイント・アベレージ)方式により算定されます。計算式は以下の通りで、算出された評定値の大きい順に順位がつけられます。

$$\frac{\text{(履修した各科目のGPA} \times \text{単位数)の合計}}{\text{履修単位数}} = \text{評定値}$$

※GPA = (科目の得点 - 50) / 10 ただし、科目の得点が60未満の場合は、GPAは0とする。

- (1) 評価値算出対象となる科目は「卒業要件対象科目」とします。(卒業要件非加算科目は対象外)
- (2) 評定値算出には不合格科目も対象とします。(ただし成績評価が不可能な科目は除く)
- (3) 評定値算出には、必修科目を必ず算入し、必修科目以外の科目については、GPAが高い順に科目を算入していき、以下の数値を超えない単位数となるまで算入します。
 - 1年前期終了時： 20単位
 - 1年後期終了時： 40単位
 - 2年前期終了時： 60単位
 - 2年後期終了時： 80単位
 - 3年前期終了時： 100単位
 - 3年後期終了時： 118単位
 - 4年前期終了時： 121単位
 - 卒業時： 124単位
- (4) 不合格科目を再履修した場合は、分母の履修単位数の変更はせずに、分子のGPAのみ最新評価結果に替えて算出します。
- (5) 前期終了時に評定値を算出する場合、当該年度に履修中の通年科目については、分母(履修単位数)に含めません。評定値が同じ場合には、分子が大きいものを上位とします。分子も同じ場合には同順とします。
- (6) 評価が「認定」の科目は、評定値算出の対象になりません。

10. 学年末の指導

10-1. 単位修得状況による指導

- (1) **1年次前期終了時に修得単位が10単位未満**の者に対しては、学修意欲の促進と成績向上を目的として、クラス担任が面談等の個別指導を行います。また、**1年次終了時に修得単位が20単位未満**の者に対しては、クラス担任が面談等を行い、勉学意志の確認や進路変更を含めた今後の進め方に関する相談および指導を行います。なお、いずれの場合も上記修得単位数には卒業要件非加算の単位数を含みません。また、途中で休学がある場合はその期間を考慮して対応します。

- (2) **2年次終了時に修得単位が40単位未満の者**に対しては、クラス担任が面談等を行い、生活状況や進路変更などに関する話し合いを行う他、その後についてより強い指導を行います。
 なお、上記修得単位数には卒業要件非加算の単位数を含みません。また、途中で休学がある場合はその期間を考慮して対応します。

10-2. f-GPAによる指導

各年次終了時に、f-GPAが0.6未満の者には、退学勧告を行います。併せて、**f-GPAが1.5未満**である成績不振の者には個別面談などを実施します。

11. 卒業研究の着手条件

4年次に、各指導教員の研究室に所属して、「卒業研究(1)」「卒業研究(2)」に着手（履修）するには、下記条件を満たしていることを必要とします。この条件を満たしていない者は着手（履修）が認められず、卒業は延期されることになります。

- ① 100単位以上修得していること。
 なお、卒業要件とならない科目の修得単位数は含みません。
- ② 3年以上在学していること。
 なお、休学期間は在学期間を含みません。
- ③ 「卒業研究(2)」に着手（履修）するには、「卒業研究(1)」を修得していること。

注1：3年終了時までには休学期間があると、それが1年未満であっても、着手は4年次の後期以降まで延期されることになります。

注2：前期末で在学期間を含む卒業研究着手条件を全て満たした場合に限り、後期からの卒業研究着手を認めます。すなわち、卒業研究(1)の履修が可能です。卒業研究(1)の単位を修得した場合、翌年度の前期に卒業研究(2)の履修が可能です。

12. 修業年限と卒業延期

12-1. 修業年限

本学の修業年限は4年とします。4年を越えて在学し、なお卒業できない場合でも、在学年数は8年を超えることはできません。ただし、休学中の期間は在学期間に算入されません。

12-2. 卒業延期

4年を越えて在学する場合は、4月30日までに所定の学費を納入しなければなりません。履修登録手続きについては前年度までの方法と同じです。

なお、卒業延期者に対しては、学期末毎に審査が行われます。その審査の結果、卒業に必要な条件が満足されれば、学期末に卒業資格が認定されます。

13. 他学部・他大学の科目の履修

13-1. 特別履修

科目の5区分(3-2.参照)に属さない、他学部（理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、デザイン・データ科学部、人間科学部）あるいは他大学（単位互換提携をしている大学に限る）の科目を、「特別履修科目」として履修することができます。ただし、「特別履修科目」は、「卒業要件単位数」に加算される場合と、加算されない場合がありますので、事務局に確認してください。卒業要件単位数に加算される場合は、原則として「自由選択」の単位内に含めることができます。

13-2. 他学部の子目の特別履修

他学部で開講される科目の履修については以下のとおりです。

(1) 履修の手続き

履修する場合は、通常の履修登録と併せて「特別履修申告書」の提出が必要です。履修にあたっては、該当学部「学修要覧」、「教授要目」、「授業時間表」を参考にしてください。

(2) 履修の制限

- ・他学科で開講される科目は、原則として卒業要件加算の特別履修として履修することができます。
- ・所属学年よりも上の学年の配当科目は履修できません。
- ・履修順序の指定がある科目で、前提となる科目を履修していない場合は、当該科目を履修することはできません。
- ・履修希望者数が多く、履修人数を制限する場合は、開講学部の学生が優先されます。

(3) 試験日程および成績評価

履修科目の試験日程および成績評価は、開講学部の日程および基準によります。

14. 他大学の科目の特別履修

東京理工系4大学単位互換

東京理工系4大学の交流協定に基づき、工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学で開講される科目のうち、単位互換可能科目を所属学科の許可を得て履修することができます。修得した科目は学則で定める最大の単位数までを卒業要件に算入できます。ただし、本学において開講している科目と同一内容の科目については、履修を許可できません。単位互換が可能な科目と履修手続は事務局で確認してください。他大学での受講については、クラス担任の指導・助言を受けてください。

履修モデル

1. 進路・職業のイメージ

将来どの分野に進むのか、どのような職業につき、どのような企業に就職するのか。進路・職業を考えて、履修科目を選択する必要があります。本学部には①都市のライフスタイル、②都市のマネジメント、③都市のデザイン、④都市のしくみの4つの領域があります。下の表は、この4分野のもとに小分類を設け、卒業後の進路・職業のイメージを示したものです。もちろん、都市生活に関する産業、職業は多様で、これら以外の進路・就職先も十分考えられますので、これに縛られる必要はありません。あくまで例示したものとして参考にしてください。

<都市のライフスタイル>

大分類	小分類（職業、職種の例）
流通・広告・メーカー関係	デパートやブランド・ショップ等の仕入・商品構成・展示・営業・管理担当， 広告会社の企画・営業担当，メーカーの市場調査・営業担当，等。
文化・出版関係	文化施設（美術館，劇場，コンサートホール等）の企画，運営担当， 出版社・インターネット関連企業等の企画，編集，営業開発担当，等。
交通・観光関係	鉄道・航空会社等・旅行代理店・ホテル等の企画・商品開発・営業・企画・接客，等。

<都市のマネジメント>

大分類	小分類（職業、職種の例）
都市開発，マネジメント関係	都市開発会社社員，商業開発会社社員，商業プロパティマネジメント会社社員，建設会社社員，ビルマネジメント会社社員，鉄道会社開発部門社員，等。
都市計画，都市行政	地方公務員，独立行政法人，公益法人職員，まちづくりコンサルタント，等。
不動産仲介・住宅産業	宅地建物取引士，不動産仲介会社社員，ハウスメーカー社員，等。
不動産投資，金融関係	資産投資マネージャー，信託銀行などの銀行員，不動産鑑定法人職員，等。

<都市のデザイン>

大分類	小分類（職業、職種の例）
住宅産業関係	インテリアコーディネーター，ハウスメーカー設計・営業担当，住宅設備機器メーカー社員， 開発プランナー，住宅関連独立行政法人，住宅不動産会社社員，等。
建築設計・都市行政関係	建築家，建築士，インテリアプランナー，商業施設士，インテリアデザイナー， 建築設計事務所所員，ディスプレイ会社社員，インテリアデザイン事務所所員，地方公務員，等。
建設産業関係	建設会社設計・施工部社員，建設資材・設備機器メーカー社員，建築士，施工管理技士，等。

<都市のしくみ>

大分類	小分類（職業、職種の例）
都市計画，都市行政関係	地方公務員（都市自治体の職員），国家公務員，中央・地方の独立行政法人，公益法人職員，等。
建設コンサルタント・国際協力関係	建設コンサルタント会社社員，社会調査会社社員，建設会社社員， 国際協力機関の専門家職員，途上国開発援助コンサルタント会社社員，等。
インフラ関連事業関係	鉄道会社・バス会社社員，公営企業職員，電力・ガス・通信事業会社社員，等。
不動産管理・生活サービス	宅地建物取引士，ビル管理・マンション管理業社員，ソーシャルビジネスの起業家，等。

2. 進路・職業と履修モデル

履修モデルは、専門科目を選択する際に、それぞれの進路・職業において必要、有用な科目をそれぞれの分類にあわせて作成してあります。履修科目を選択する際の参考にしてください。もちろん、このモデルだけが全てではありません。様々な組み合わせがあるでしょう。関心と将来のことを十分考えて、科目を選択しましょう。

なお、履修要綱3-1卒業の要件に示されているように、卒業にはそれぞれの区分に従い合計124単位以上を修得する必要があります。

専門領域の科目一覧

1 年		2 年		3 年		4 年		
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
マーケティング概論	都市の経済学					専門基礎科目		(基幹科目)
経営学概論	世界の都市							
都市計画(1)		Urban Cultural Studies		会計学概論	民法と商法			(基礎共通科目)
世界の住まい					統計と分析			
グラフィックデザイン演習	都市デザイン演習①	まちの観察	都市デザイン演習②	Facilitation & Communication(1)				(演習領域)
空間デザイン演習①	空間デザイン演習②		都市デザイン演習③	Facilitation & Communication(2)				
	空間デザイン演習③							
	マーケティングリサーチ演習①			マーケティングリサーチ演習②				
				マーケティングリサーチ演習③				
SD PBL(1)			SD PBL(2)	キャリアデザイン	SD PBL(3)			(基礎演習領域)
			エリアマーケティング	アーティストスケープ	Urban Tourism			専門科目
			都市開発プロジェクト	住まいと環境	都市と交通			
	都市の社会学		集客学	経営戦略論	広告コミュニケーション			(ライフスタイル)
				経営財務	ブランド戦略			
		住宅と不動産	エリアマネジメント	プロジェクトマネジメント				(マネジメント)
		コミュニティマネジメント	都市空間の演出					
			都市ビジネス					
	都市デザイン	インテリアデザインと実務		建築空間論	住宅計画			(デザイン)
		建築史		都市の建築ストックの再注				
	都市政策	都市の安全環境	ユニバーサルデザイン	都市計画(2)				(しくみ)
			住いの構法・生産・流通					
			住まいと環境					
		建築法規		構造力学①及演習	構造力学②及演習			(建築士対応科目)
		建築材料		環境と設備	建築構造			
					鉄筋コンクリート構造			
								(総合領域)
				プロジェクト演習①	プロジェクト演習②	卒業研究(1)	卒業研究(2)	
以下は学年配当なし								
	海外研修(1)～(2)		インターンシップ(1)～(2)					
	まちづくり演習(1)～(3)		国際ワークショップ(1)～(3)		特別講義(1)～(3)			
凡例	必修科目	選択必修科目						

専門領域の科目の履修モデル：都市のライフスタイル

1 年		2 年		3 年		4 年		
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
マーケティング概論	都市の経済学							専門基礎科目
経営学概論	世界の都市							(基幹科目)
		Urban Cultural	会計学概論	民法と商法				(基礎共通科目)
世界の住まい		Studies		統計と分析				
SD-PBL (1)			SD-PBL (2)	キャリアデザイン	SD-PBL (3)			(基礎総合領域)
		まちの観察						(演習領域)
グラフィックデザイン演習	都市デジタルシミュレーション(1)			Facilitation & Communication (1)				専門基礎科目 39 単位を修得 (必修 23 単位, 選択必修 16 単位※) ※演習領域 8 単位を含む
空間デザイン演習 (1)	空間デザイン演習 (2)			Facilitation & Communication (2)				
	空間デザイン演習 (3)		マーケティングリサーチ演習 (2)					
	マーケティングリサーチ演習 (1)		マーケティングリサーチ演習 (3)					
			エリアマーケティング		Urban Tourism			専門科目
			都市開発プロジェクト		都市と交通			
都市の社会学		集客学	経営戦略論	広告コミュニケーション				(ライフスタイル)
			経営財務	ブランド戦略				
		住宅と不動産		プロジェクトマネジメント				(マネジメント)
		コミュニティマネジメント						
		都市ビジネス						
都市デザイン	インテリアデザインと数値			建築空間論				(デザイン)
	建築史			リノベーションとコンバージョン				
都市政策	都市の安全環境							(しくみ)
								専門科目 53 単位を修得 (必修 10 単位, 選択必修 10 単位, 選択 33 単位)
								(建築士対応科目)
								(総合領域 1)
				プロジェクト演習 (1)	プロジェクト演習 (2)	卒業研究 (1)	卒業研究 (2)	
以下は学年配当なし								
海外研修 (1) ~ (2)		インターンシップ (1) ~ (2)						(総合領域 2)
まちづくり演習 (1) ~ (3)		国際ワークショップ (1) ~ (3)		特別講義 (1) ~ (3)				
凡例	必修科目	選択必修科目						

※ こちらはこの領域における履修モデルの一例です。このモデルだけが全てではありませんので、関心と将来のことを十分考えて、科目を選択しましょう。

専門領域の科目の履修モデル：都市のマネジメント

1 年		2 年		3 年		4 年		
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
マーケティング概論	都市の経済学							専門基礎科目
経営学概論	世界の都市							(基幹科目)
都市計画(1)		Urban Cultural Studies		民法と商法				(基礎共通科目)
				統計と分析				
SD-PBL(1)			SD-PBL(2)	キャリアデザイン	SD-PBL(3)			(基礎総合領域)
								(演習領域)
		まちの観察						
グラフィックデザイン演習	都市デジタルシミュレーション(1)		都市デジタルシミュレーション(2)	Facilitation & Communication(1)				専門基礎科目 3 9 単位を修得 (必修 2 3 単位, 選択必修 1 6 単位※) ※演習領域 8 単位を含む
空間デザイン演習(1)	空間デザイン演習(2)		都市デジタルシミュレーション(3)	Facilitation & Communication(2)				
	空間デザイン演習(3)							
	マーケティングリサーチ演習(1)							
専門科目								
			都市開発プロジェクト		都市と交通			
	都市の社会学		集客学	経営戦略論				(ライフスタイル)
				経営財務	ブランド戦略			
		住宅と不動産	エリアマネジメント	プロジェクトマネジメント				(マネジメント)
		コミュニティマネジメント	都市空間の演出					
			都市ビジネス					
	都市デザイン	インテリアデザインと建			住宅計画			(デザイン)
		建築史			都市の建築ストックの再生			
	都市政策	都市の安全環境						
				都市計画(2)				(しくみ)
		建築法規						(建築士対応科目)
					建築構造			
								(総合領域 1)
				プロジェクト演習(1)	プロジェクト演習(2)	卒業研究(1)	卒業研究(2)	
以下は学年配当なし								
	海外研修(1)~(2)		インターンシップ(1)~(2)					(総合領域 2)
	まちづくり演習(1)~(3)		国際ワークショップ(1)~(3)		特別講義(1)~(3)			
凡例	必修科目	選択必修科目						

※ こちらはこの領域における履修モデルの一例です。このモデルだけが全てではありませんので、関心と将来のことを十分考えて、科目を選択しましょう。

専門領域の科目の履修モデル：都市のデザイン

1 年		2 年		3 年		4 年		
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
マーケティング概論	都市の経済学							専門基礎科目
経営学概論	世界の都市							(基幹科目)
都市計画(1)		Urban Cultural						(基礎共通科目)
世界の住まい		Studies						
SD-PBL(1)			SD-PBL(2)	キャリアデザイン	SD-PBL(3)			(基礎総合領域)
		まちの観察						(演習領域)
グラフィックデザイン演習	都市デジタルシミュレーション(1)		都市デジタルシミュレーション(2)					専門基礎科目 39 単位を修得 (必修 23 単位, 選択必修 16 単位※) ※演習領域 8 単位を含む
空間デザイン演習(1)	空間デザイン演習(2)		都市デジタルシミュレーション(3)					
	空間デザイン演習(3)							
	マーケティングリサーチ演習(1)							
				アーバンランドスケープ				専門科目
				住まいと環境				
	都市の社会学							(ライフスタイル)
			エリアマネジメント	プロジェクトマネジメント				(マネジメント)
		コミュニティマネジメント	都市空間の演出					
	都市デザイン	インテリアデザインと装飾		建築空間論	住宅計画			(デザイン)
		建築史		都市の建築ストックの再生				
	都市政策		ユニバーサルデザイン					(しくみ)
			住まいの構造・生産・流通					専門科目 53 単位を修得 (必修 10 単位, 選択必修 10 単位, 選択 33 単位)
			住まいと環境					
		建築法規		構造力学(1)及び演習	構造力学(2)及び演習			(建築士対応科目)
		建築材料		環境と設備	建築構造			
					鉄筋コンクリート構造			
								(総合領域 1)
				プロジェクト演習(1)	プロジェクト演習(2)	卒業研究(1)	卒業研究(2)	
以下は学年配当なし								
	海外研修(1)～(2)		インターンシップ(1)～(2)					(総合領域 2)
	まちづくり演習(1)～(3)		国際ワークショップ(1)～(3)		特別講義(1)～(3)			
凡例	必修科目	選択必修科目						

※ こちらはこの領域における履修モデルの一例です。このモデルだけが全てではありませんので、関心と将来のことを十分考えて、科目を選択しましょう。

専門領域の科目の履修モデル：都市のしくみ

1 年		2 年		3 年		4 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
マーケティング概論	都市の経済学						専門基礎科目
経営学概論	世界の都市						(基幹科目)
都市計画(1)		Urban Cultural Studies	会計学概論	民法と商法			(基礎共通科目)
				統計と分析			
SD-PBL(1)			SD-PBL(2)	キャリアデザイン	SD-PBL(3)		(基礎総合領域)
		まちの観察					(演習領域)
グラフィックデザイン演習	都市デジタルシミュレーション(1)			Facilitation & Communication(1)			専門基礎科目 3 9 単位を修得 (必修 2 3 単位, 選択必修 1 6 単位※) ※演習領域 8 単位を含む
空間デザイン演習(1)			Facilitation & Communication(2)				
	マーケティングリサーチ演習(1)		マーケティングリサーチ演習(2)				
			マーケティングリサーチ演習(3)				
専門科目							
				Urban Environment Design	Urban Mobility		
					Urban Tourism		
都市の社会学				経営戦略論			(ライフスタイル)
				経営財務			
		住宅と不動産	エリアマネジメント	プロジェクトマネジメント			(マネジメント)
		コミュニティマネジメント	都市ビジネス				
都市デザイン	建築史			建築空間論	住宅計画		(デザイン)
都市政策	都市の安全環境	ユニバーサルデザイン	都市計画(2)				(しくみ)
		住まいと環境					
		建築法規		建築構造			(建築士対応科目)
							(総合領域 1)
				プロジェクト演習(1)	プロジェクト演習(2)	卒業研究(1)	卒業研究(2)
以下は学年配当なし							
海外研修(1)~(2)		インターンシップ(1)~(2)					(総合領域 2)
まちづくり演習(1)~(3)		国際ワークショップ(1)~(3)		特別講義(1)~(3)			
凡例	必修科目	選択必修科目					

※ こちらはこの領域における履修モデルの一例です。このモデルだけが全てではありませんので、関心と将来のことを十分考えて、科目を選択しましょう。

資格

資格には、国家試験によって得られる「国家資格」をはじめ、各種団体の実施による「公的資格」「民間資格」などがあります。学科の単位取得との関係では、次のように分類されます。

- (1) 所定単位を修得して卒業すれば、無試験で資格を取得できるもの（実務・研修・講習を含む。）
- (2) 所定の単位を修得して卒業すれば、試験の受験資格を取得できるもの
- (3) 単位の修得や学歴が資格と関係ないもの

ただし、資格・試験が単位修得と関係がなくても、試験科目と関係のある科目がありますので、本要覧に履修を推奨する科目として示していますので、参考にしてください。なお、試験日、試験科目や受験資格など詳細は、それぞれの試験要項などでよく調べてください。

<総括表>

	資格名	類型	資格と単位修得との関係
1	一級建築士，二級建築士，木造建築士	(2)	所定単位修得により受験資格
2	インテリアコーディネーター	(3)	関係なし
3	商業施設士補	(1)	所定単位と講習により資格取得
4	商業施設士	(2)	士補の資格があると，士の学科試験免除／実技試験あり
5	福祉住環境コーディネーター（2級）	(3)	関係なし
6	宅地建物取引士	(3)	関係なし
7	公務員試験	(3)	関係なし
8	建築施工管理技士	(3)	関係なし

資格・試験ごとの関係科目

1. 一級建築士，二級建築士，木造建築士

建築士の受験資格は、国土交通省指定の学科のみに認められ、文系では本学部の他にほとんどなく、就職や卒業生の大きな強みとなっています。このため、本学部に進学した以上はこの受験資格を得るように、ぜひ検討してください。

(1) 資格の種類

国家資格

(2) 建築士の区分

- ・一級建築士：国土交通大臣の免許を受け、すべての建築物の設計，工事監理等の業務を行うことができる。
- ・二級建築士：都道府県知事の免許を受け、建築物の構造や規模等の制限を受け、規定された建築物の設計，工事監理等の業務を行うことができる。
- ・木造建築士：都道府県知事の免許を受け、木造の建築物の設計，工事監理等の業務を行うことができる。

(3) 受験資格

2020年に建築士法が改正され、国土交通省が指定する建築に関する科目を修めれば、卒業後直ちに受験可能となった。但し、資格を取得するには所定の実務経験を積む必要がある。一級建築士試験および二級・木造建築士試験の受験に必要な卒業時の単位数と、建築士免許の交付を受けるに必要な建築実務の経験年数は、次表の通りである。なお、二級建築士の資格を以って一級建築士試験を受験する場合は、建築実務の経験が4年以上必要である。

指定科目（(5)参照）	一級建築士試験			二級・木造建築士試験			
必修科目	建築設計製図	7単位	7単位	7単位	3単位	3単位	3単位
	建築計画	7単位	7単位	7単位			
	建築環境工学	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位	2単位
	建築設備	2単位	2単位	2単位			
	構造力学	4単位	4単位	4単位			
	建築一般構造	3単位	3単位	3単位	3単位	3単位	3単位
	建築材料	2単位	2単位	2単位			
	建築生産	2単位	2単位	2単位	1単位	1単位	1単位
建築法規	1単位	1単位	1単位	1単位	1単位	1単位	
必修科目の総単位数(a)	30単位	30単位	30単位	10単位	10単位	10単位	
必修科目以外の総単位数(b)	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	
(a) + (b)	60単位	50単位	40単位	40単位	30単位	20単位	
建築実務の経験	2年	3年	4年	0年	1年	2年	

(4) 試験科目

試験科目は、次表の通りである。

	一級建築士試験	二級・木造建築士試験
学科の試験	学科Ⅰ 計画 (20問) 学科Ⅱ 環境・設備 (20問) 学科Ⅲ 法規 (30問) 学科Ⅳ 構造 (30問) 学科Ⅴ 施工 (25問) 5科目合計 125問、四枝択一	学科Ⅰ 建築計画 (25問) 学科Ⅱ 建築法規 (25問) 学科Ⅲ 建築構造 (25問) ・二級建築士：構造計算および建築材料を含む ・木造建築士：建築材料を含む 学科Ⅳ 建築施工 (25問) 4科目合計 100問、五枝択一
設計製図の試験	あらかじめ公表された設計課題に対する計画、設計の知識および技能に加え、記述、図的表現等による構造および設備計画の基本的な能力も求められる。	あらかじめ公表された設計課題に対する計画、設計の知識および技能を求められる。

(5) 指定科目

本学都市生活学部都市生活学科は、平成21(2009)度以来、建築士指定科目が認められた課程である。

学校・課程名 東京都大学 都市生活学部 都市生活学科

指定科目の分類 (単位数)		指定科目に該当する科目 (予定)				
二級・木造	一級	科目名	履修学年	必修・選択	単位数 時間数	備考
①建築設計製図 (3単位以上)	①建築設計製図 (7単位以上)	都市デジタルシミュレーション(1)	1年後期	必修	2	
		都市デジタルシミュレーション(2)	2年後期	選択必修	2	
		都市デジタルシミュレーション(3)	2年後期	選択必修	2	
		空間デザイン演習(1)	1年前期	必修	3	
		空間デザイン演習(2)	1年後期	選択必修	2	
		空間デザイン演習(3)	1年後期	選択必修	2	
②～④ 建築計画, 建築環境工学 又は建築設備 (2単位以上)	②建築計画 (7単位以上)	建築史	2年前期	選択	2	
		ユニバーサルデザイン	2年後期	選択必修	2	
		都市デザイン	1年後期	選択必修	2	
		住宅計画	3年後期	選択	2	
		建築空間論	3年前期	選択必修	2	
		都市の建築ストックの再生	3年前期	選択	2	
		コミュニティマネジメント	2年前期	選択	2	
	③建築環境工学 (2単位以上)	住まいと環境	2年後期	選択	2	
	④建築設備 (2単位以上)	環境と設備	3年前期	選択	2	

指定科目の分類 (単位数)		指定科目に該当する科目				
二級・木造	一級	科目名	履修学年	必修・選択	単位数 時間数	備考
⑤～⑦ 構造力学, 建築一般構造又 は建築材料 (3単位以上)	⑤構造力学 (4単位以上)	構造力学(1)及び演習	3年前期	選択	3	
		構造力学(2)及び演習	3年後期	選択	3	
	⑥建築一般構造 (3単位以上)	建築構造	3年後期	選択	2	
		鉄筋コンクリート構造	3年後期	選択	2	
		※建築構法(1)	※建築学科開講科目		2	他学部履修
	※木質構造	※建築学科開講科目		1	他学部履修	
⑦建築材料 (2単位以上)	建築材料	2年前期	選択	2		
⑧建築生産 (1単位以上)	⑧建築生産 (2単位以上)	住まいの構法・生産・流通	2年後期	選択	2	
⑨建築法規 (1単位以上)	⑨建築法規 (1単位以上)	建築法規	2年前期	選択	2	
⑩その他	⑩その他	世界の住まい	1年前期	選択必修	2	
		世界の都市	1年後期	必修	2	
		住宅と不動産	2年前期	選択	2	
		都市空間の演出	2年後期	選択	2	
		都市の安全環境	2年前期	選択	2	
		インテリアデザインと実務	2年前期	選択	2	
		都市計画(2)	3年前期	選択	2	
		都市計画(1)	1年前期	選択必修	2	
都市政策	1年後期	選択必修	2			
<p>一級建築士試験の資格取得までに必要な単位数と、免許登録に必要な実務経験の年数は</p> <p>建築実務の経験2年：上表①～⑨までの各区分の要件を充たした計30単位を含め、合計60単位以上</p> <p>建築実務の経験3年：同 合計50単位以上</p> <p>建築実務の経験4年：同 合計40単位以上</p>						
<p>二級・木造建築士試験の資格取得までに必要な単位数と、免許登録に必要な実務経験の年数は</p> <p>建築実務の経験0年：上表①～⑨までの各区分の要件を充たした計20単位を含め、合計40単位以上</p> <p>建築実務の経験1年：同 合計30単位以上</p> <p>建築実務の経験2年：同 合計20単位以上</p>						

注意1：建築都市デザイン学部建築学科で受講を認められている指定科目以外の他学部開講科目は、同一の科目名称であっても、都市生活学科の指定科目としては認められない。

注意2：「構造力学(1)及び演習」「構造力学(2)及び演習」を履修する場合は、高校の数学および物理（特に力学）を理解している必要がある。

(6) その他

一級建築士の免許の交付を受けるには、上記の指定科目を修得して卒業することと、2年間以上の実務経験が必要とされるが、本学大学院環境情報学研究科都市生活学専攻に進学した場合は、所定の科目を修得することで2年間のうち1年間分の実務経験とみなされる措置が適用される。

2. インテリアコーディネーター

- (1) 資格の種類
社団法人インテリア産業協会が認定する公的資格
- (2) 役割
住む人にとって快適な住空間を作るために適切な提案・助言を行うプロフェッショナル。インテリア（家具、ファブリックス、照明器具、住宅設備等）に関する幅広い商品知識を持ち、インテリア計画や商品選択のアドバイスなどを行なう。
- (3) 受験資格
単位修得と関係なし
- (4) 試験科目
1次試験 学科（マークシートによる択一式・160分）
2次試験 論文試験・プレゼンテーション試験（記述式・180分）
- (5) 試験のために必要とする科目（**太字科目**は必ず履修すること）
「空間デザイン演習(1)」「空間デザイン演習(2)」「都市デジタルシミュレーション(1)」「都市デジタルシミュレーション(2)」「都市デジタルシミュレーション(3)」「住宅計画」「インテリアデザインと実務」「住まいと環境」「建築法規」「環境と設備」「建築構造」「建築材料」

3. 商業施設士補

4. 商業施設士

- (1) 資格の種類
・「社団法人 商業施設技術団体連合会」が認定する公的資格
・(社) 日本インテリアデザイナー協会、(社) 日本ディスプレイ業団体連合会など10団体の推薦資格
- (2) 資格の目的・特性
・商業施設の企画、空間構成、設計、制作施工監理を行うのに必要な専門知識と技術を有すると認める技術者に「商業施設士」の称号を付与し、プロの育成を推進する。
・商業の従事者、専門技術者が持つことのできる現状唯一の資格。
- (3) 試験内容
・学科試験：商業施設と技術に関する共通問題（学科試験受験者必須）、選択問題（生活と商業、企画と計画、施設と設計、監理と施工の4科目のうち2科目）
・構想表現（実技）試験：文章表現または図案表現
- (4) 受験資格
・学科試験＋実技試験：満20歳以上で下表の実技試験受験資格に該当の者
・実技試験のみ：下表の実技試験受験資格に該当する者
《実技試験・受験資格一覧表》

	最終卒業学校または資格	実務経験年数	
		商業施設関連課程卒 卒業後1年以上	左記以外の課程卒 卒業後2年以上
学歴＋実務の場合	大学・短期大学		
資格保有者の場合	一級・二級・木造建築士 インテリアプランナー 再開発プランナー 中小企業診断士 一級販売士 インテリアコーディネーター 商業施設士補	0年	

(5) 商業施設士補資格と認定に関するメリット

- ・商業施設士補は、認定校の学生で、指定する認定課程の各科目の単位を取得しているという要件を満たす者に対して付与する資格（科目単位認定及び講習受講による）。商業施設に関する知識を習得した証となり、商業や街づくりを志す者に有利な資格。
- ・商業施設士補は商業施設士資格試験の学科試験が免除となる。

(6) 商業施設士補資格認定指定科目

本学都市生活学部都市生活学科は、商業施設士補の受験資格認定課程となっている。下表「区分・科目」の各要件に対して、「充当する教科目」を充足することで、資格の申請及び講習受講を経て資格取得をすることができる。なお、本認定制度は、入学年度の指定科目数・科目名でなく、各年度でのものを適用するため、学年ガイダンスの他、窓口教員からの連絡事項に注意して履修をすすめること。

東京都市大学 都市生活学部 都市生活学科
商業施設士補 資格認定課程 指定科目

区分・科目		充当する教科目	単位数
区分	必須単位 科目		
商業一般	6単位以上 商業一般に関する科目	マーケティング概論 (1年・前期) 2 都市の経済学 (1年・後期) 2 経営学概論 (1年・前期) 2 会計学概論 (2年・後期) 2 経営戦略論 (3年・前期) 2 文系のための数理基礎 (2年・前期) 2 データサイエンスリテラシー(1) (1年・前期) 1 データサイエンスリテラシー(2) (1年・後期) 1	
商業施設構成計画	10単位以上 商業施設の企画 商業施設に係わる法規と安全計画 商業施設の計画 商業施設の展示・装置計画 商業施設の設計 以上に関する科目	都市環境デザイン (3年・前期) 2 ユニバーサルデザイン (2年・後期) 2 ブランド戦略 (3年・後期) 2 都市デザイン (1年・後期) 2 都市計画(1) (1年・前期) 2 都市空間の演出 (2年・後期) 2 Urban Tourism (3年・後期) 2 都市開発プロジェクト (2年・後期) 2 世界の都市 (1年・後期) 2 グラフィックデザイン演習 (1年・前期) 2 Urban Cultural Studies (2年・前期) 2	
工建築監理一般及び施工	6単位以上 建築一般に関する科目 及び 商空間の工事監理に関する科目	建築史 (2年・前期) 2 住まいの構法・生産・流通 (2年・後期) 2 建築空間論 (3年・前期) 2 住まいと環境 (2年・後期) 2 建築構造 (3年・後期) 2 インテリアデザインと実務 (2年・前期) 2 都市の建築ストックの再生 (3年・前期) 2 建築材料 (2年・前期) 2 建築法規 (2年・前期) 2 環境と設備 (3年・前期) 2	
設計製図	9単位以上 商業施設の設計製図に関する科目	空間デザイン演習(1) (1年・前期) 3 空間デザイン演習(2) (1年・後期) 2 空間デザイン演習(3) (1年・後期) 2 都市デジタルシミュレーション(1) (1年・後期) 2 都市デジタルシミュレーション(2) (2年・後期) 2 都市デジタルシミュレーション(3) (2年・後期) 2	

※各区分をバランスよく修得するために、**太字科目**の履修を推奨する。

5. 福祉住環境コーディネーター（2級）

- (1) 資格の種類
東京商工会議所が認定する公的資格
- (2) 目的
高齢者や障害者に対して住みよい住環境を提案するアドバイザーを目指す。医療・福祉・建築について体系的で幅広い知識を身につけ、各種の専門職と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示する。
- (3) 主な業務
介護保険制度下での住宅改修に係わるケアマネジャーとの連携
福祉施策、福祉・保険サービスなどの情報提供
福祉用具、介護用品から家具までの選択と利用法のアドバイス
バリアフリー住宅への新築、建て替え、リフォームにおけるコーディネート
- (4) 受験資格
単位修得と関係なし
- (5) 出題内容（公式テキストより出題）
 - ・高齢者、障害者を取り巻く社会環境と住環境
 - ・リハビリテーションと自立支援
 - ・高齢者・障害者の心身の特性
 - ・福祉用具
 - ・福祉住環境整備とケアマネジメント
 - ・建築図面の読み方、建築関連法規、建築構造の基礎知識
- (6) 試験のために履修を推奨する科目

A：推奨科目（資格試験の内容に対応した科目）
「ユニバーサルデザイン」

B：有益科目（資格試験に関連する科目／上記科目とあわせて受講することが望ましい）
「インテリアデザインと実務」「空間デザイン演習（1）」「住まいと環境」「建築材料」「建築法規」

6. 宅地建物取引士

- (1) 資格の種類
国家資格
- (2) 資格の意義
不動産取引業に欠かせない資格。事務所ごとに、業務に従事する者5名に1人以上の専任の主任者の設置義務があり、宅地建物取引業者（一般にいう不動産会社）の相手方に対して、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、重要事項説明などの不動産取引業務に従事する。
- (3) 試験分野
権利関係（財産法など）、宅建業法、法令上の制限（都市計画法、建築基準法など）、税・価格の評定、土地・建物、需給・実務
- (4) 受験資格
単位修得と関係なし
- (5) 試験のために履修を推奨する科目
「民法」「都市計画（1）」「都市計画（2）」「建築法規」「住宅と不動産」「都市ビジネス」「経営財務」「会計学概論」等

7. 公務員試験

(1) 公務員という職業

公務員とは、国や地方公共団体の機関に勤務する職員のことです。「全体の奉仕者」（憲法第15条）と言われるように日々の仕事そのものが社会貢献であることに特徴があります。公務員の仕事の分野は社会のあらゆる側面に關わるほど多岐に渡るが、とくに地方公共団体（都道府県や市町村）が行う「まちづくり行政」の分野は、都市生活学部の学生にとって専門科目で学習する内容ととても関わりが深く、教育課程表において「都市のしくみ」や「都市のマネジメント」に分類されている科目を中心に多くの科目を学修すれば、まちづくり行政の職務分野の感覚が自然に身についたものになる。

(2) 資格の種類

公務員の採用は、職務に適する能力を持った者を公平な基準によって選抜するため、公務員採用試験に合格した者のうちから行われる。公務員試験には種々の試験区分があるが、以下の試験は大学卒業者（卒業見込み者を含む）が受験する一般的な試験区分である。

- ・国家公務員総合職（省庁の幹部職員候補者の採用試験）
- ・国家公務員一般職（省庁の中堅職員又は出先機関の幹部職員候補者の採用試験）
- ・地方上級公務員（都道府県と市区町村、採用試験はそれぞれの地方公共団体ごとに実施）

(3) 職種

公務員には職種があり、大きくは事務職、技術職、専門職に大別され、採用試験の区分が異なり、採用後の主たるポストや異動範囲が異なっている。技術職はさらに土木職、建築職、機械職などに分かれ、事務職も行政機関によって一般事務職、社会福祉職などに分かれている場合がある。この他、専門職（資格・免許職）として保育士、栄養士、司書などがある。また、警察官、消防士、交通局職員などは別途の採用試験による。

これまでの就職実績を見ると、本学部は事務職のほか、地方上級の建築職が有利な傾向がみられる。

(4) 試験科目

国、各々の地方公共団体、さらに職種によって異なるが、基本的には一次試験（多肢択一型）、二次試験（記述式の試験）および面接試験の順に進む。一次試験は、一般に出題数が多く、出題範囲が非常に幅広い。例えば、教養試験（択一式40～50問。内容は一般知能（文章読解と数的処理）及び一般知識（社会・人文・自然科学および時事・社会事情）と専門試験（択一式40問程度。事務系の場合は憲法、民法、行政法、政治学、経済学、社会学、会計学、経営学、国際関係など）という場合が多い。詳しくは、過去の出題例の問題集が書店に並んでいるので、進路として公務員を検討している者は、試験時間を設定して自宅で模擬試験をやってみることをお勧めする。

(5) 資格の種類

単位修得と関係なし。なお、都市生活学部の学生は通常は事務職を受験するが、建築職、土木職でも受験できる。

(6) 試験のために履修を推奨する科目

公務員試験は非常に幅広い分野から出題されるため、これだけをマスターしておけばといった特定の科目というものはないが、日頃から社会や経済に関心を持つとともに、人文・社会科学系の科目を広く受講しておくことをお勧めする。例えば、以下の科目がある。

「民法」「都市政策」「経営財務」「会計学概論」「マーケティング概論」「経営学概論」「経営戦略論」「日本国憲法」「法学」「社会学（1a）・（1b）」「社会学（2a）・（2b）」「政治学（1a）・（1b）」「政治学（2a）・（2b）」「国際関係論（1a）・（1b）」「国際関係論（2a）・（2b）」等

(7) 試験・採用までの日程

採用試験の申込みや試験の日程は、役所や試験区分ごとに違ってきます。例えば、東京都特別区職員の場合は、特別区人事委員会のホームページで周知され、例年1月下旬に日程の公表、I類一般方式の場合3月上旬に告示、申込受付期間が4月上旬のみ、1次試験が5月上旬、2次試験が7月中旬、8月上旬に試験の合格発表があり、その後各区の面接を受けて、内定が決まります。申込期間が早く短いので、逃さないように注意が必要です。東京都庁も概ね同様ですが、試験日が違うので両方受けることができます。また、その他の県庁や役所などはそれぞれに日程が違い、申込期間や試験日が夏季や秋口になる役所もあれば、数回に分けて募集する役所もあります。そのため、自身の関心のある役所のホームページの採用情報を早めにチェックし、あらかじめ日程計画をたてておく必要があります。

8. 建築施工管理技士

(令和6年度より新制度となるため、詳細は試験要項等参照。)

(1) 資格の種類

国家資格（国土交通省）

(2) 建築施工管理技士の効用

- ・一般建設業，特定建設業の許可基準の一つである営業所ごとに置く専任の技術者，建設工事の現場に置く主任技術者及び監理技術者の有資格者として認められる。
- ・経営事項審査における技術力の評価において，計上する技術者数にカウントされる。
施工技術の指導的技術者として社会的に高い評価を受けることになる。

(3) 建築施工管理技士の区分

- ・1級建築施工管理技士：特定建設業の営業所の専任技術者および監理技術者となり得る国家資格。
- ・2級建築施工管理技士：一般建設業の営業所の専任技術者および主任技術者となり得る国家資格。
2級は，建築・躯体・仕上げの種別に細分される。

東京都市大学留学プログラム

本学の留学プログラムには、主に「TAP(東京都市大学オーストラリアプログラム)」と「ATAP (Advanced TAP)」があります。

TAP は国内での準備教育と約 4 か月のオーストラリア留学を組み合わせた 2 年に亘る本学独自の国際人育成プログラムです。登録時の英語力は問いませんので、英語に自信がない場合でも、安心して留学することが可能です。1 年次には準備教育として、前期後期合わせて 100 日間の英会話レッスンもあります。

ATAP は、ブリスベンのクイーンズランド工科大学に 16 週間留学します。参加条件として IELTS 5.5 以上、GPA 2.5 以上が求められます。



◆ 各プログラムの概要

英語レベルなどに合わせて参加するプログラムを選んでください。

プログラム	TAP (東京都市大学オーストラリアプログラム)	ATAP (Advanced TAP)																																																
概要	初体験でも安心してチャレンジできる留学システム。国内での準備教育とオーストラリア留学の 2 年間にわたる大規模プログラム。	現地学生とともにディプロマコースで学ぶ英語上級者向けプログラム。																																																
募集定員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">環境学部</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">環境創生学科</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">環境経営システム学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">メディア情報学部</td> <td style="text-align: center;">社会メディア学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サイクル A</td> <td></td> <td style="text-align: center;">情報システム学科</td> <td style="text-align: center;">300 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">デザイン・データ科学部</td> <td style="text-align: center;">デザイン・データ科学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">都市生活学部</td> <td style="text-align: center;">都市生活学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">人間科学部</td> <td style="text-align: center;">人間科学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">理工学部</td> <td style="text-align: center;">全 7 学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サイクル B</td> <td style="text-align: center;">建築都市デザイン学部</td> <td style="text-align: center;">全 2 学科</td> <td style="text-align: center;">300 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">情報工学部</td> <td style="text-align: center;">全 2 学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">デザイン・データ科学部</td> <td style="text-align: center;">デザイン・データ科学科</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">サイクル A : 300 名</td> <td style="text-align: center;">サイクル B : 300 名</td> <td style="text-align: center;">600 名</td> </tr> </table> <p>参加定員及び渡航期間は、学部学科ごとに定められています。また、派遣先大学は TOEIC®テスト等の結果により決定されますので選ぶことはできません。 ※デザイン・データ科学部の学生は、サイクル A またはサイクル B のいずれかに振り分けられます。</p>		環境学部	環境創生学科				環境経営システム学科			メディア情報学部	社会メディア学科		サイクル A		情報システム学科	300 名		デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科			都市生活学部	都市生活学科			人間科学部	人間科学科			理工学部	全 7 学科		サイクル B	建築都市デザイン学部	全 2 学科	300 名		情報工学部	全 2 学科			デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科		合 計	サイクル A : 300 名	サイクル B : 300 名	600 名	<p>50 名</p> <p>1 年生から応募可。</p> <p>留学を希望する年次に、以下の出願条件を全て満たすことで応募できます。</p> <p>① 有効期限内の IELTS 5.5 以上 (各技能 5.0 以上) または TOEFL iBT 56 以上 (LR 10, W 15, S 14) を保持していること</p> <p>② 成績が GPA2.5 以上であること</p>
	環境学部	環境創生学科																																																
		環境経営システム学科																																																
	メディア情報学部	社会メディア学科																																																
サイクル A		情報システム学科	300 名																																															
	デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科																																																
	都市生活学部	都市生活学科																																																
	人間科学部	人間科学科																																																
	理工学部	全 7 学科																																																
サイクル B	建築都市デザイン学部	全 2 学科	300 名																																															
	情報工学部	全 2 学科																																																
	デザイン・データ科学部	デザイン・データ科学科																																																
合 計	サイクル A : 300 名	サイクル B : 300 名	600 名																																															
英語要件	特になし	IELTS 5.5 以上 または TOEFL iBT 56 以上 (各技能のスコア指定あり)																																																
語学準備講座	参加必須(1 年次 前後期 100 日間)	なし																																																
プログラム期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">サイクル A</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">語学準備講座</td> <td style="width: 70%;">2025 年 5~7 月、9~12 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">豪州留学</td> <td style="text-align: center;">2026 年 2~5 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サイクル B</td> <td style="text-align: center;">語学準備講座</td> <td style="text-align: center;">2026 年 5~7 月、9~12 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">豪州留学</td> <td style="text-align: center;">2026 年 8~11 月</td> </tr> </table>	サイクル A	語学準備講座	2025 年 5~7 月、9~12 月		豪州留学	2026 年 2~5 月	サイクル B	語学準備講座	2026 年 5~7 月、9~12 月		豪州留学	2026 年 8~11 月	豪州留学 : 毎年 2~5 月																																				
サイクル A	語学準備講座	2025 年 5~7 月、9~12 月																																																
	豪州留学	2026 年 2~5 月																																																
サイクル B	語学準備講座	2026 年 5~7 月、9~12 月																																																
	豪州留学	2026 年 8~11 月																																																
派遣先大学	エディスコワーワン大学/マードック大学 [西オーストラリア州 パース]	クイーンズランド工科大学 [クイーンズランド州 ブリスベン]																																																
学修内容と修得単位	英語科目/教養科目等 計 12 単位 詳細は別表 1 参照	英語科目/専門基礎科目等 計 12 単位 詳細は別表 2 参照																																																

東京都市大学オーストラリアプログラム (TAP)

◆ 留学中の学修 TAP : 東京都市大学オーストラリアプログラム

4 か月間の留学において、1st クォーターは、大学付設の語学学校（能力別クラス）で英語を学びます。2nd クォーターは国際人として必要な教養を身につけるために、教養の科目を英語で学びます。現地における科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の TAP 担当教員及び教務委員に確認してください。

(別表 1) 単位認定表 [TAP]

派遣先	学期	派遣先大学での開講科目名 (※1)	本学での認定科目名/単位数		理工学部	建築都市	情報工学部
					認定科目区分	デザイン学部 認定科目区分	認定科目区分
エディ スコー ワン 大学 (ECU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります。		
			Communication Skills(2)	1			
			Reading and Writing(1a)	0.5			
			Reading and Writing(1b)	0.5			
			Reading and Writing(2a)	0.5			
			Reading and Writing(2b)	0.5			
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
後半	Collaborative Design	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択	
	Social, Cultural, and Media Studies	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
	Introductory Applied Mathematics	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択	
マー ド ック 大学 (MU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります。		
			Communication Skills(2)	1			
			Reading and Writing(1a)	0.5			
			Reading and Writing(1b)	0.5			
			Reading and Writing(2a)	0.5			
			Reading and Writing(2b)	0.5			
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
後半	Australia and Asia	※2	2	教養科目	教養科目	教養科目	
	Using Web Data	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択	
	Sustainable Urban Design	※2	2	理工学基礎科目・選択	学部基礎科目・選択	情報工学基礎科目・選択	

派遣先	学期	派遣先大学での開講科目名 (※1)	本学での認定科目名/単位数		都市生活学部	人間科学部
					認定科目区分	認定科目区分
エディ スコー ワン 大学 (ECU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります。	
			Communication Skills(2)	1		
			Reading and Writing(1a)	0.5		
			Reading and Writing(1b)	0.5		
			Reading and Writing(2a)	0.5		
			Reading and Writing(2b)	0.5		
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	
後半	Collaborative Design	※2	2	教養科目	教養科目	
	Social, Cultural, and Media Studies	※2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	
	Urban Movement and Analysis	※2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	
マー ド ック 大学 (MU)	前半	Improving English	Communication Skills(1)	1	外国語科目区分の必修科目である 「Communication Skills (1)、(2)」及び 「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、 (2b)」に読み替えて単位を認定します。 TAP 参加学生は上記科目の履修は不可となります。	
			Communication Skills(2)	1		
			Reading and Writing(1a)	0.5		
			Reading and Writing(1b)	0.5		
			Reading and Writing(2a)	0.5		
			Reading and Writing(2b)	0.5		
	Improving English	※2	2	教養科目	教養科目	
後半	Australia and Asia	※2	2	教養科目	教養科目	
	Digital Storytelling	※2	2	専門科目・選択	教養科目	
	Sustainable Urban Design	※2	2	専門基礎科目・選択必修	教養科目	

※1 派遣先大学での開講科目名は、変更となる場合がある。

※2 学則第 43 条に則り、派遣先大学で単位を修得した科目名称のまま本学の単位を認定する。

◆ 留学中の学修 ATAP : Advanced TAP

必須の英語科目 (Academic Communication 1) を勉強しながら、他に 2 科目を選択します。現地における開講予定科目と、本学における認定科目については以下のとおりですが、詳細は学科の関連する教員 (指導教員やクラス担任等) に必ず確認し、不在期間の履修の取り扱いをご相談の上ご応募ください。個別の学修状況によっては卒業延期になることはあり得ます。

(別表 2) 単位認定表 [ATAP]

派遣先	派遣先大学での開講科目名 (※1)	本学での認定科目名 (※2) / 単位数		理工学部 認定科目区分	建築都市デザイン学部 認定科目区分	情報工学部 認定科目区分	都市生活学部 認定科目区分	人間科学部 認定科目区分
クイーンズ ランド 工科大学 (QUT)	Academic Communication 1	Communication Skills(1)	1	原則、外国語必修科目「Communication Skills (1)、(2)」及び「Reading and Writing (1a)、(1b)、(2a)、(2b)」に読み替えて単位認定します。 本学の外国語必修科目を1つでも修得している場合は、「Academic Communication 1」(4 単位)の一部を分割して本学の英語必修科目の1科目に読み替えて認定することは行いません。その場合は「Academic Communication 1 (4 単位)」の科目名のまま外国語科目区分内の選択科目として認定します。すでに単位を修得済みの外国語選択科目があり外国語科目区分の卒業要件を充足している場合は「自由選択科目区分」として認定します。				
		Communication Skills(2)	1					
		Reading and Writing(1a)	0.5					
		Reading and Writing(1b)	0.5					
		Reading and Writing(2a)	0.5					
		Reading and Writing(2b)	0.5					
	ビジネス領域科目群から選択	※3	4	教養科目	学部基盤科目	学科専門科目	教養科目 (※4)	教養科目
	工学領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる	学部基盤科目	情報工学基盤科目	単位認定対象外	教養科目
	IT 領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる	学部基盤科目	情報工学基盤科目 (※4)	単位認定対象外	教養科目
	メディア領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる (※4)	学部基盤科目	学科専門科目	教養科目 (※4)	教養科目
健康科学領域科目群から選択	※3	4	学科により異なる	学部基盤科目	単位認定対象外	単位認定対象外	教養科目	

※1) QUT の開講科目名は、教育課程変更等により変更となる場合がある。

※2) 学生個々の単位修得状況により、本学での単位認定科目区分等は異なる。

※3) 学則第 43 条に則り、QUT で単位を修得した科目名称のまま本学の単位を認定する。

※4) 単位認定対象外の科目がある。

上記の記載内容 (開講科目名など) は変更される場合がありますのでご了承ください。

◆ 留学プログラムに関するお問合せ先

国際支援課 (大学教学局国際部) 世田谷キャンパス 7号館 2階 メールアドレス studyabroad@tcu.ac.jp